

參議院內閣委員會會議錄第八号

4

九五

出席者は左のとおり。		委員の異動		十一月十八日		午前十一時四十四分開会		政府委員	
委員長		辞任		中山 太郎君		補欠選任		防衛庁長官官房 長	
理事		理事		西村 尚治君		法務省入国管理 局長		防衛庁参事官 建設大臣官房長	
佐田 一郎君		佐田 一郎君		建設省計画局長 建設省都市局長		法務大臣官房長 建設省河川局長		鶴崎 敏君 安原 美穂君	
上田 哲君		佐藤 隆君		建設省住宅局長 建設省道路局長		吉田 健三君 吉兼 三郎君		吉田 健三君 吉兼 三郎君	
足鹿 覚君		佐藤 栄君		建設省住宅局長 建設省道路局長		川崎 精一君 高橋国一郎君		大津留 温君 多治見高雄君	
佐田 一郎君		佐藤 佐藤		建設省住宅局長 建設省道路局長		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君		大津留 温君 多治見高雄君	
星野 重次君		柴田 柴田		建設省住宅局長 建設省道路局長		相原 桂次君 相原 桂次君		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君	
安田 隆明君		玉置 玉置		建設省住宅局長 建設省道路局長		平井 進君 伊藤 榮樹君		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君	
山本茂一郎君		佐藤 猛夫君		建設省住宅局長 建設省道路局長		安井 誠君 安井 誠君		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君	
鶴園 哲夫君		佐藤 佐藤		建設省住宅局長 建設省道路局長		日比 寶道君 日比 寶道君		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君	
矢山 有作君		桑原 大行君		建設省住宅局長 建設省道路局長		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君	
中尾 辰義君		大行君		建設省住宅局長 建設省道路局長		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君	
片山 昇君		伊藤 榮樹君		建設省住宅局長 建設省道路局長		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君	
岩間 正勇君		東京都豊島区助		建設省住宅局長 建設省道路局長		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君		吉兼 三郎君 吉兼 三郎君	
○参考人の出席要求に関する件		○参考人の出席要求に関する件		○参考人の出席要求に関する件		○参考人の出席要求に関する件		○参考人の出席要求に関する件	
○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	
○滋賀県の寒冷級地是正に関する請願(第一号)		○滋賀県の寒冷級地是正に関する請願(第一号)		○滋賀県の寒冷級地是正に関する請願(第一号)		○滋賀県の寒冷級地是正に関する請願(第一号)		○滋賀県の寒冷級地是正に関する請願(第一号)	
○旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願(第一号)		○旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願(第一号)		○旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願(第一号)		○旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願(第一号)		○旧軍人等に対する恩給処遇の改善等に関する請願(第一号)	
○退職公務員の医療制度等に関する請願(第一二号)(第三二号)(第三七号)(第五七号)(第九六号)(第六五号)(第四五号)		○退職公務員の医療制度等に関する請願(第一二号)(第三二号)(第三七号)(第五七号)(第九六号)(第六五号)(第四五号)		○退職公務員の医療制度等に関する請願(第一二号)(第三二号)(第三七号)(第五七号)(第九六号)(第六五号)(第四五号)		○退職公務員の医療制度等に関する請願(第一二号)(第三二号)(第三七号)(第五七号)(第九六号)(第六五号)(第四五号)		○退職公務員の医療制度等に関する請願(第一二号)(第三二号)(第三七号)(第五七号)(第九六号)(第六五号)(第四五号)	
○靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第一二号)(第二六一号)(第二七一号)(第二七二号)		○靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第一二号)(第二六一号)(第二七一号)(第二七二号)		○靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第一二号)(第二六一号)(第二七一号)(第二七二号)		○靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第一二号)(第二六一号)(第二七一号)(第二七二号)		○靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(第一二号)(第二六一号)(第二七一号)(第二七二号)	
○公務員の定年制反対等に関する請願(第四一二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)(第四二八号)(第四二九号)(第四二七号)		○公務員の定年制反対等に関する請願(第四一二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)(第四二八号)(第四二九号)(第四二七号)		○公務員の定年制反対等に関する請願(第四一二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)(第四二八号)(第四二九号)(第四二七号)		○公務員の定年制反対等に関する請願(第四一二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)(第四二八号)(第四二九号)(第四二七号)		○公務員の定年制反対等に関する請願(第四一二号)(第四二三号)(第四二四号)(第四二五号)(第四二六号)(第四二七号)(第四二八号)(第四二九号)(第四二七号)	
○公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願(第四二三号)(第四二六七号)(第四二六八号)(第四二七号)		○公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願(第四二三号)(第四二六七号)(第四二六八号)(第四二七号)		○公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願(第四二三号)(第四二六七号)(第四二六八号)(第四二七号)		○公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願(第四二三号)(第四二六七号)(第四二六八号)(第四二七号)		○公務員の高齢者昇給ストップ反対に関する請願(第四二三号)(第四二六七号)(第四二六八号)(第四二七号)	

九一号)(第五七二号)(第五七三号)(第五七四号)

(第五八八号)(第六七八号)

○同和対策に関する抜本的措置に関する請願(第四三四号)

○恩給年金改善に関する請願(第五一〇号)

○共済年金等の増額等に関する請願(第五二六号)

(第五二七号)(第五八三号)(第五八四号)(第五八五号)(第五八六号)(第六〇五号)(第六〇六号)

○國家公務員の権利回復に関する請願(第五五〇号)

○国家公務員の権利回復に関する請願(第五五五号)

○財務局の熊本市存置に関する請願(第五八一号)

○横田基地の超大型輸送機の飛行中止に関する請願(第六八八号)

○継続調査要求に関する件

○委員長(西村尚治君)　ただいまから内閣委員会を開会いたします。

○委員長(西村尚治君)　参考人の出席要求についておはかりいたしました。

○委員長(西村尚治君)　参考人の出席を求めておはかりいたしました。

○足鹿覺君　建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○足鹿覺君　最初に建設大臣にお尋ねをいたしま

すが、第一は、行政機構の簡素化並びに合理化についてであります。すなわち、政府は昭和四十五

年十一月二十日、行政改革計画について、これは

第一次でありますと称しまして、国家行政組織法

等の改正並びに地方支分部局等の整理再編成について閣議決定しておいでになりますが、一方、行政監理委員会では、当面の行政改革事項に関する意見を十一月二十五日に提出をいたしておられます。その中で、建設大臣に関係する問題として総合開発庁の設置があげられておりますが、この意見書に見るような機構につきましてどのようにお考えになつておられますか、それを伺いたいの

でございます。

○國務大臣(根本龍太郎君)　いま足鹿さんが御指摘のとおり、閣議におきましても、行政の簡素化、能率化、合理化、こういうことで閣議でも決定し、その方針で進んでおるのでござります。ところで、建設省につきましては、総合開発庁は、これは建設省でなく、全体の国の行政の総合的な運営ということで出ているのでござりますから、

これは建設省は一番協力しております。

○國務大臣(根本龍太郎君)　いま足鹿さんが御指

摘のとおり、閣議におきましても、行政の簡素化、能率化、合理化、こういうことで閣議でも決

定し、その方針で進んでおるのでござります。と

これは建設省でなく、全体の国の行政の総合的な運営ということで出ているのでござりますから、

これについては、われわれも政府全体としてこれ

がきめられれば、これに協力するにはやぶさかで

はございません。

次に、地方組織として具体的にあげられました

北陸地建の問題でござります。これは実は十二年

前、私が建設大臣のときに、実は四国と北陸の地

建を設置することを提案し、国会の御承認を経て

これはやつたものでござります。行政監理委員会

では、一応検討の上、北陸地建は廃止してはどう

かということございまするが、御承知のよう

よう決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西村尚治君)　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(西村尚治君)　建設省設置法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

○委員長(西村尚治君)　御質疑のある方は順次御發言を願います。

○足鹿覺君　最初に建設大臣にお尋ねをいたしま

すが、第一は、行政機構の簡素化並びに合理化についてであります。すなわち、政府は昭和四十五

年十一月二十日、行政改革計画について、これは

第一次でありますと称しまして、国家行政組織法

ういうために、この問題はわれわれとしてはこのまま存置していただきたいと考えております。しかし、一方におきまして、行政簡素化のために、ダムの管理事務所等はできるだけこれは統合する、あるいはまた建設事務所についても建設省の仕事は、どんどん仕事が終わつていきますれば、これは廃止して、また他に移転する、こういふような方針で進めてまいりたいと思います。今まで、実は政府全体の中でいわゆる人員の増加と事業量からすれば、建設省は一番協力しております。事業量が十年前に比べれば数倍の多きに達します。事業量が十年前に比べれば数倍の多きに達しているけれども、むしろ人間は減つておる。こういうような状態で、行政の合理化、簡素化をしながら能率をあげることを努力しておる次第でございます。

○足鹿覺君　この意見書によりますと、北陸地方建設局を廃止する方向の意見が出されておりま

す。すなわち第六ページ以降に述べられておるよ

うであります。これは行政監理委員会の意見であ

りますから、必ずしも政府がそれと異なること

を出すからといって、直ちに法令その他に違反す

るという性質のものではないと思います。ただし

かしながら、「行政機構の簡素合理化の推進につ

いて」という十一月二十日の閣議決定によります

と、国家行政組織法等の改正に触れ、「行政需要の変化に即応し、効率的な行政の出現に資するた

め、国行政組織の内部部局等の設置改廃を政令

で定めることとする等の措置をすみやかに講ずることとする」と、こう言っておるのであります。つまり現在われわれが審議しているような、こういうこ

とはやめてしまつて、政府だけが一方的に政令で

もとの意見調整をなされておるのでありますかど

うか、その辺の、その問題に限りませんが、大臣

は長い間、建設行政に御在職になつておられます

し、お詳しい方でありますから、少し広範かつ具

体的な識見のあるところをお聞かせ願いたいと思

います。

○國務大臣(根本龍太郎君)　これは私は足鹿さん

が言われるよう、国家行政組織法の立場から見

て、すべてその部局の、政府だけの、独自でや

るべきときがあるうかと思いますが、いやしくも

検討しなければならぬことだと思います。ただ、

部局においても、課とか、室とか、そういうよ

なものについては、やはりこれは政府にまかしていいじゃないか、まあ問題は非常に国民の立場から見て必要な部局の設置等、国民の権利義務とか、そういうものに非常に関係のあるものについては、やはり国会の御審議を得るという立場が、戦後いろいろの行政機構の設置、改廃は、これは全部国会によってきめられるということになったことであると私も信じております。しかし、これはあまりにさまざままでいくことは、国会の運営の能率上、あるいはまた行政の運営上、検討を加えるべきだというような反省から、私はこういうものが出てきたと感じてるのでございます。そういう観点から見るとき、私は地方建設局というものを、極端にいうならば、いまほんと全部が直営というよりも、みなこれは民間の事業体に発注させておる、県も執行体制を持つておるじゃないか。だからこれを全部廢止してもいいという議論は成り立つと思います、考え方によつては。しかしながら、現実にやつてきた結果から見ますれば、やはり最近のように総合的な地域開発がぐんぐん進んでいっておる。そして国自身が、直接構築物そのものは官庁ではつくらないけれども、やはりこれを直接計画し、かつ運営するのが適当だというのが非常に多いという現在の状況からするならば、私は地方建設局というものの存在は全面的に認めていいと思います。そうしてくるならば、私は北陸という地帯も一つの関連する地域と見ていいのではないかと思います。関東や九州や四国や東北があつて、北陸だけは別だ、人口がいま希薄になっておる、事業量が他に比べてや低いというだけで、これは廢止すべきだという議論については、私は建設行政運営上非常に異議があります。むしろ、私は北陸関係は、今後、先ほど申しましたように、いわゆる高速自動車道、これも急速にやらなければなりません。しかし、これは工事の難行地帯であります。国道も整備しなければなりません。それから同時に、あそこに最近においては都市計画が相当進んできておりま

す。これをやることによって、いま過疎化される地方が公共事業、社会資本の投資によってむろ均衡ある発展ができる、こういう点から見ると、私は北陸地建というものは存置すべきだという実は考えを持っておるのです。ただ、あれを関東の一部につけるとか、あるいは近畿地建に一部を持たせる、あるいは中部地建に持たせたらそれでいいじゃないかという、いわゆる行政機構を縮小するという観点に立つてのみ見るということは必ずしも私は妥当じゃない。私が二年前に四国と北陸を設置することを国会に提案して御審議願ったときにも、これはぜひやるべきなんだ。四国とか、ああいうところがどうしても立ちおくれておるという――このときにはどの政党からもこういうものをやるのは機構の拡大でいかぬということは一つもなかつたのです。むしろ、よくこれが決断したというような御支持を得てやってきていたことであり、現在、関係地方自治体も、もしこれが廢止されるということになつたら相当のショックも受け、従来の過去十数年間にわたることに対する非常な執着があるのじゃないか、こういう観点からいたしまして、せっかくの行政監理委員会の熱心な研究の結果の結論ではございますけれども、私はいま直ちにこれに賛意を表することはできない、こう思つておる次第でござります。

○足鹿君 地方住民の声からいたしますならば、ただいまあなたの御発言は非常に歓迎するところでしょうね。私は北陸といふのは一例にあげたまでのことであります、別に北陸そのものをどうこうということ自体をいま議論しておるのではありません。政府が行政改革計画といふものを、簡素合理化計画といふものを推進するということを一方で言い、そうしてその部局等の設置の改廃はすべて政令でいくのだという。そしてその行政の簡素化を言い、一方でそういうことをやつて、国会の審議も経なければ、増員も可能であるあるし、全体として急激にふえる場合もあるし、

何ら国会は関与できない。国会の、最高機関である立法府の何ら関与できないままに持つていて、行監がこれに對して一つの意見を具申したということは、私は妥当な見解だと評価しておるわけなんです。そういう点についてはいかよう評価をされ、判断をされますか。これは大事なことですが、お答え願いたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 足鹿さんも御存じのよう、実は北海道開発厅は、確か昭和二十五年か六年だったと思います、当時は自由党の政調会長をしていて、北海道の戦後の食糧増産という面から、あるいはまたいまの戦災を受けた人々を受け入れる態勢からして、單に北海道厅にまかせられないというほうはいたるができますして、それでは御承知のようにつくれたものでございます。その後、今度は首都圏が、東京を中心として非常に水の問題、あるいは住宅の問題、道路の問題、これは総合的にやらなければならぬというので首都圏ができた。それから今まで、それは御承知のようにつくれたものでございました。その後、今度は首都圏が、東京を中心として非常に水の問題、あるいは住宅の問題、道路の問題、これは総合的にやらなければならぬというので首都圏ができた。それから今まで、首都圏ができたならば、近畿圏をつくれ、中部圏をつくれということで、ああいうふうにできてしましました。そのときから私自身は、こういうふうにブロック別につくるということについてかなり批判的でございましたが、まあ現実でございました。そうして私が今度は建設大臣になりましたと、建設大臣、そうしてその身分のまま首都圏の委員長である、中部圏、それから近畿圏の本部長である、こういう状況であります。しかりまして、建設大臣、そうしてその身分のまま首都圏の委員長である、中部圏、それから近畿圏の本部長である、こういう状況であります。しかし、いま足鹿さんから御指摘になりましたように、こういうようなものはやはり総合的にこれはやつたほうがいいということは私も同感です。その意味でこの総合開発厅、これをつくることについて、私は前向きで考へるべきだという見解を持っております。ただし、いま議論でこれをそぞるという方向づけをしていないし、いまそこを明

確にこれはそうすべきだということをはつきり言
うところで実は熟しておりません。けれども、
私はそういう方向で考るべきだということ、実
はなくなりました川島正次郎さんが、どうだとい
うことを個人的に私に意見を聞かれたときには、
私は賛意を表しておるという状況でございます。
いずれ、これは政府全体として協議の上、そろそ
ろた立法措置にいくかどうか、十分これは検討し
て、具体的な政治日程にのぼす時期にまいつつお
る、さうように考えておる次第でございます。

○足鹿覺君 建設大臣としては前向きで対処すべ
きであると、かよう判断しておるけれども、内
閣全体としての意見を申し述べることはできない
とおっしゃると、これは当然、内閣全体を代表す
ることはできませんが、実務を総括しておいでに
なるあなたとしては、肩書きばかりたくさんいた
だかれて、さだめし調整に御苦労なさっているだ
らうと思うんです。お気持ちはわかりました。

そこで、もつともなことを行監は指摘しておる。
一例をもう一つ申し上げますと、これは高級官僚の
天下リポストの問題に関連が出てくるんですが、都市
たとえば首都高速道路公団と阪神高速道路公団と
は、その公団の性格並びに地域は異なるが、都市
高速道路の建設並びに管理を目的とした同種類の
ものであると私は判断してもいいと思うんであり
ます。そういうふうな意味のことと言っているん
ですね。私も同感なんですが、こういったものを
個々はばらにおつくりになることは、私は一方
においては国家行政組織法の改正まで意図する政
府が、こういうものを次から次とおつくりになる
ということは、つまり官庁の高級官僚を必ずそこ
へ持っていく、そういうポストに見合ったような
名前のものをおつくりになるのだという批判を受
けられて、現状は弁明の余地のないような実情にな
っておると思います。首都高速道路公団には
理事、監事、阪神高速道路にも同様に理事、監事
というものがあり、これを代表するものが置かれ
ております。この種のものはもうあげれば何ぼでもあ
ります。性格は違いますけれども、京浜外貨埠頭

公団、阪神外貿埠頭公団、こういう同じようなものをお別々につくつておる。地域が異なるというとだけ、医療金融公庫、年金福祉事業団、社会福祉事業団、事業振興会といったようなものを、あなたのお管ではありませんけれども、あげれば何ぼもあります。それはもうほとんど高級官僚が天下つてくる、そして退職するときには月俸の最初は百分の六十をとつておつた。これを私は衆議院の時代に取り上げまして、政府の反省を促しますして、現在は若干世論も風当たりがきついし、あまりではないか、とにかく月俸がかりに二十万とするならば当初においては六〇%といいますから十二万が、あわせて三二二万の月給をとつているのと同じことになる。三十万、五十万というのはさらにあるでしょう。この問題は何か国民のための公団、あるいはその他の団体とはほど遠い高級官僚の捨て場所と言うと語弊がありますが、待遇のためにやられるような印象を非常に受ける。これは国民の批判も非常に高い、そういうことをどんどんおやりになることは伏せておいて、そうして国家行政組織法の改正をやって、そうして部局の改廃その他は官僚の手で一手に握り込んでしまう。国政の最高機関であるわれわれから審議権を奪う、というような二律背反的なことをやられたのでは、これは国民は納得いたしません。あなた方がやるべきことをやって、どうしてもこれは国家行政組織法の一部改正をしなければならない、こういう考えに結論が出たならば、これはまたそれなりのあなたの立場があるでしょうが、現実はますます多極化し、ますます多様化して、いろいろなそういう公団あるいは事業団、そういうものをたくさんつくって、そうして官僚王国の出店をつくっている、こういう現状は憂うべき現状だとお考えになりませんか。

御承知のように、道路公団は、たしかこれは鳩山内閣のときにはあれはつくりました。官僚でないものということで岸道三君を持ってきました。そして全国の有料高速自動車道路をつくるということになつたのであります。この東京都の道路関係が非常に錯綜してまいりまして、道路公団でやるという場合には全部これは政府の財投でやらなければいけない。ところが東京都自身は都内の道路の思いきった大改造をするためには東京都も出資し、かつ東京都の周辺との関係において、いわゆる道路公団がやっているような全国的なこういう延長線よりも、首都圏を中心とする道路公団一本で、しかも、今度は地域的に分けるということになりますと、実際にこれは実は予算といいますか、個所づけの政治紛争が起こつて処理しきれない、そういうような形で首都高速道路というものを発足させたのです。

それからもう一つ、阪神のほうは、これまた東京都と同じような発想と、もう一つは、御承知のように万博を控えまして道路公団だけでやると現実にこれは間に合わない。しかも大阪のほうは非常に民間の協力態勢が積極的でございます。そういう観点からしても、実は御承知のように、あれは民間人の栗本君を理事長にし、現在は森壽五郎君というふうにしてこれはつくつてやってきてるのでござります。もちろんその理事、監事の中に入り、役人さんが多數占めていることも事実でござりますが、これは一般から見ますれば高級官僚の天下りのポストづくりだと言われることもあるかもしれません。これをつくつたゆえんは、そういうような形でございます。今後も道路需要はどんどんふえていく、ところが公団の仕事はどんどんふえていくが、それを消化するだけの能力がない

ということで、しかも、いま足鹿謙さんが言われたような非難を避けるためには、私は新しい発想を持つて先般の特別国会で地方道路公社法をつくりまして、これは地方自治体は地方を中心としてやりなさい、人事権も全部国から天下りをさせないのだというような方針をつくって、現実に立法を国会議員の皆さんの御賛同を得てつくった。これだけ私はくふうしているつもりでござります。ただ、私が就任してから新しくつくったのは本四架橋公団です。これは御承知のように、本四という二つを結ぶこの特定の目的で、しかも、これには技術開発が伴わなきできないというような形であればつくったのでござります。しかも、これが鉄道と併用するということでいまの鉄建公団にやらせるることもこれは適当でない、道路公団でもにも、これは手が回らないということでつくったのでございまして、これは役人を天下りさせる、結果的にはそういう面もあるかもしませんけれども、そういうあれではないと思います。しかし、ながら、全体として現在の公庫、公団等、これは整理すべきであるという一般論、私も賛成です。実は私は昨年まで党におったときには、それをだいぶ主張してきたことも事実です。特に日本における金融機関のこととは非常に細分化されてい、これから行政の簡素化と、それから政府管掌の公団等、これを再検討すべき時期であるということについては私もあなたと大体同じような判断をしているのでございます。

その資金が不足しておる、外資を導入し、民間資金を導入していかなければならぬので、特別会計方式ではまかない切れないから、これは公団によるのである、こういう統一見解が述べられて、私どももそういう点においてこれは例外中の例外として非常に疑問を持ちましたが、現地を一週間調査をし、そしてこれが将来、長野県に発する木曽川の水を愛知県知多半島の末端までこれを導入し、一方は工業用水、一方は農業用水あるいは上水道、多面的な水の開発によって地域の開発に当たるのだということで、アメリカその他で開発されました技術を導入してやったのが一番大がかりな私は公団法の始まりだろうと思う。しかるに、最近の公団、公社その他これに類似するものは、政府の責任においてやれるものはいっぱいあるにもかかわらず、むやみとそういう外資の導入を必要とするとか、民間資金の導入をやらなければならないという、必ずしもそういう理由のみではなくしてこれをやりになりますから、そして、しかもその責任者には、想像を絶する、国民の常識を逸脱したいわゆる百分の六十という高額のものを毎月毎月退職のときは月俸と同様に支給するというところから世論の高まりが出でてきていることは先刻も申しました。そういう点から見ましても、國の特別会計において厳正にやるべきものはある。ただし、どうしてもこれは資金や技術やその他の関係でできないものについては、私どももその例外を認めるということについては決して全部を否認するものではありません。しかし、最近の動向は憂うべきものがある。こういう点について当時の状況を申し上げて、さらに大臣の御善処を強く要請して次に移ります。もしそれについて私の見解が間違つておるかどうか、御所見を承つて次に移ります。どうですか。

愛知用水、河野農林大臣のときで発足いたしております。それで一 緒にあれをやつたので、指摘のとおりでございます。そこで当時はやはり国家資金だけではなく、民間からの資金導入あるいは民間の技術、これも活用すべき足したのは事実でございます。御指摘の点は、今後も公庫、公社は整理統合については十分配慮すべきと考えておる次第であります。

○足鹿覺君 まあこの問題でございま泓の本意でありますか?

○足鹿覺君 まあこの問題であまり時間を使わることは私の本意でありませんから、御答弁を了として次に進みますが、道路整備とその管理体制について伺いたい。特にこれは私は参議院に議席を得ると同時に災害対策特別委員長をいたしましたが、そのとき飛驒川事件を取り扱いました。あれをめぐって国家賠償が現在起きております。私は、當時、国家賠償にはなかなか時間を要する、まず当面自賠責を適用すべきであるという方針のもとに附帯決議を付し、それを実現して一人当たり自賠責の最高限度三百五万円を遺族百四人に対しまして、当時の運輸大臣の中曾根さんがこれを認められまして、初めてあの種の災害に対して自賠責の適用がはったわけであります。ところが、遺族はこれに満足せず、国家賠償法に基づいて賠償責任の現在行政訴訟を提起しております。ところが、これは昭和二十八年六月に高知県下で起きた落石事故をめぐる損害賠償請求訴訟の上告審におきまして、国道の落石事故は道路管理者の責任として、高知県の事故の遺族に対し、損害賠償五十万円の支払いを命じた高知地裁と高松高裁の判決を支持して、国側が敗訴した事が最近に惹起しておるんです。これは最高裁判決でありますから、国が負けた。金額はわずかであります、五十万円を払えと、こういうことになつて、いわゆる道路の整備と管理体制の不備であったことが、最高裁の判例によつて確定したわけです。そこで、これは飛驒川事件にも微妙な影響をもたらすものだ

と私は思つておりますが、あの当時もいろいろとこの問題をめぐつて——最近の自動車交通網の整備によってこの種の被害が続出しております。たとえば、実情を申し上げますと、昭和四十三年十月現在では、建設大臣が管理される国道には、山間地で落石の危険があるところは二千六百十九カ所もある。地方道になると危険個所は無数にある。修理には多額の費用がかかるわけで、危険防止はどうも、不徹底である。そこで私どもが車に乗つて通りますと、あなたもおわかりのように、落石注意という標識を出しておる、あるいは路肩注意という標識を出して当面を塗装しておられる。しかし、最高裁の判決によつて高知落石事件で国が敗訴したということは、重大な國の責任に対する処置を求めておると解すべきだと思ひますが、いかがですか。

書防除事業という項目がございまして、主として落石防止のための防護柵を設置しましたり、あるいは場所によりましては、トンネル式にしまして防止するような事業がございます。今回、二年ほど前の飛驒川事故の経験にかんがみまして、また先ほど御指摘のごとく、国道五十六号線の落石事故の判決等にかんがみまして、新しい五カ年計画におきまして、この災害防除事業につきましては特段に力を入れるべく現在作業中でございます。五ヵ年計画は来年の三月、閣議決定を目指し現在作業中でございますので、数字的にはまだ確定はいたしておりませんが、そういうところに全力をつくすつもりで現在作業をしておる段階でございます。

○足鹿覺君 いまの御答弁では私は不満であります。すでに最高裁の判決によつて国、県が敗訴しておりますのですよ。この画期的な段階を迎えたあなた方は、来年の三月でなければ言えない、こういうことは私は満足できません。だから、本年度からですか、道路の整備計画の中でどの程度の解消に対する予定を持つておるか。この最高裁の判決を踏まえて、これららの解消のためにはどう具体的に積極的に取り組もうとしておるのか。大体あなたの質問に対する答弁は、これは今朝の理事会でも問題になりましたが、何でもそういう御答弁です。大臣の答弁以下ですよ。大臣のほうは大臣らしい一つの見識と一つの具体的な方向を示された。それに従つてあなた方は具体化される責任の地位にあるわけでしょう。それを大臣と同じような姿勢の答弁をなさったのでは審議になりません。もつと具体的に説明なさい。

○政府委員(高橋国一郎君) ただいまのおしかりごともどもございますが、私たちのほうは作業的に現在進行中でございますので、数字的にはつきり申し上げられないような現状でございますので、そういうふうにお答え申し上げたわけでございますが、もうちょっと詳しく申し上げますといふと、飛驒川の事故の場合と今回の八月の判例がございました五十六号の落石事故の場合は、若干

性格を異にしておりまます。飛驒川事故の場合は、われわれが申します道路が一応改築が済んだ個所になつておりまして、そこに、まあわれわれに言わせますと、予想をはるかに越えた集中豪雨で雨がございました。百十ミリをこえる集中豪雨でございまして、そういうところが一つでござります。それから一方の五十六号の事故でございまして、これは道路が全く未改良の状態でございまして、全然道路改良がなされていない道路でござります。こういうところに対する事故でございまして、性格的に若干異なります。飛驒川事故に対しましては、すでに事故の直後に全国に終点検を行ないまして、集中豪雨によつてすでに改良が済んだところがくずれることのないよう全国の調査を行なつたわけでござります。その結果、簡単に申し上げますと、たとえどこの改良が終った区間でも、百ミリをこえますというと太体崩落する個所が全国にたくさんございます。こういう個所につきましては——いま百ミリといふのは雨量でございますが、場所によつては八十ミリでございやすくれる個所があるかと思ひますが、そぞういうところを個々に、この個所は何ミリになると崩落するであろうというふうな推定がされますが、そこで、そういうものにつきまして基準をつくりまして、ある区間で八十ミリで崩落が予想される場合には、八十ミリをこえた場合には交通規制を行なえ、つまり交通止めを行なえというような指導をしておりますし、なお、これは四十三年の事故でございますが、その年に直ちに全国の交通危険な個所には、ほかの改築事業を回しまして手当をしたわけでございますが、これは大体三ヵ年計画でもって、一番あぶないところは計画的に手直ししておるような状態でございまして、四十五年度——ことは三年目になりますが、飛驒川事故から数えましてことしで一応の手当では済むようないことにしておりますわけでござります。一方、いまだ五十六号線につきましては未改良の道路でございまして、なお、いまだに国なり、県なり、市町村なりが、道路管理者が全く金を入れていない

個所であります。こういふところは全国に非常にたくさんございまして、これに対する金を算算いたしますと、無限大に近いほどの大きな金になるわけでございまして、これに対します手当てでいたしましては、ことしの判決の出した直後に道路局長通達によりまして、ちょっと簡単に前文を読みますと、いとど、「道路管理者は「落石注意」等の標識を設置したのみで、防護柵等の設置、落石しそうな岩石の除去あるいは事前の通行止め等の措置をとつていなかつたことについて管理の瑕疵があり、そのための予算措置を講ずることが困難であるからといって、責任は免れないものとしている。したがつて、道路管理者においては、下記事項に十分留意のうえ、事故の防止に万全を期せられたい。」これは先ほど先生御指摘になりましたが、従来、道路管理者はとても手が回らないということで、「落石注意」というふうな標識をして防護柵等の設置をあまりしない個所が非常に多いわけでございますが、それでああ、責任ないというふうな判断ではございませんけれども、とても手が回らぬのでやむを得ないと、いうふうな考え方を持っていただけでございますが、それではとても、今回の判決に従いまして無過失の責任も問われておるというような状況でございますので、十分に注意をせよということを前文に書きまして、まず第一点は危険個所の総点検を行なつております。それに従いまして交通規制の基準を定めるよう示しております。それから道路の巡回点検、これが必ずしも十分じゃございませんので、これの実施の徹底をはかるなどを指示しておるわけでござります。いま申し上げたのは八月の事故でございまして、それからいま資料をとりまして、それにに基づきまして積み上げ計算中でございます。やはり調査いたしましたには、「三ヶ月を要します。それに基づきましてこちらに集まつてきたものを整理いたしまして、積み上げまして五ヵ年計画の内容に盛り込むわけでございまして、現在その作業中の段階であるということを申し上げておるわけでございます。

○足鹿覺君 これを相当の有識者に言わせると、日本には道路はない、道路予定地があるばかりだ、こう酷評しておる人もあるのです。やたらに道路網を広げるばかりが能ではない。いわゆる安全部をいかに保証するか、ということに当面総力を注がなければならぬ、私はかように思います。つまり「落石注意」標識を立てるということだけではいけない。これはお認めになつておる。また総点検ペトロールを指示しておられるということは、これは妥当だらうと思います。だが、注意標識のほかになすべき当面の対策は、たとえば防護さくを完へべきを期するとかと、いうような防止施設を緊急に講じなければならぬと思われる個所はどれくらいありますか。もう少し、抽象的な答弁もけつこうですが、私どもは理論闘争しておるのではありません。いわゆる万全を期するといつても、一挙にして事はならぬことくらいは知つております。金も伴います。よく存じております。だから、当面「落石注意」の注意標識を立てておる中で防護さくやその他の防止施設を緊急にやらなければならぬと思われる重点的なところがどれくらいあるのか、これに対してもどういう対策を講ずるのか、

○足鹿覺君 それでは大臣にお伺いいたしますが、いまのような御答弁では非常に手ぬるいんじやないでしようか。やはりバトロールの強化、あるいは落石注意のところを首をすくめて通るとか、そういう雪解けのときにおける不慮の災害いろいろのことを考えて、道路が通常持つべき安全性をいかにして確保するか。一ぺんにやれとは言つております。そのためには当面防護さくとか、その他の施設をもつてまず急場をしのいでおく、そしてバトロールを強化して通行の安全をより緊密に連絡をする、こういう具体的な施策がまず当面の応急策としてとられ、総点検の結果に基づいてさらにこれを具体化していかれる、こういう基本的な二つの考え方方に立つて対処されなければ、この最高裁の國の敗訴の苦い経験を再び繰り返すことになるのではないでしようか。その点に対して大臣の御所見を承りたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 道路について、一体最近なぜこういう事故が多く出てきたかということがありますと、従来は日本にたくさん道路がありましたけれども、モータリーゼーションがここまでいっていないために、たいてい市町村道は人間が歩くところであるせいぜい馬車が通るところであるということが今までの道路の概念です。しかるに、最近はモータリゼーションの進行とともに、相当危険な道路までドライバーがどんどん行っちゃう。道路をこわし、かつ、自分が危険なことをやっているというところに問題が出てきたのでございます。しかも、国道のほうはこれはいろいろな場合が多いのでござります。そこで、いま足鹿さんにおしかりを受けたけれども、いままで市町村自体が自分の管理する道路についての把握

が十分ではありません。そのため危険な個所に対する把握が十分でないから、これは徹底的に調査するということをいま命じたわけでございます。

それがいままだそこまで把握できないというところでおしかりを受けているのであります。これはできるだけ激励して把握いたしたいと思います。それで、いま現在われわれのほうで重点を入れておられるのは、足鹿さん御指摘のとおり、冬季交通、あるいは冬季になつた場合に雪解け等で危険な個所があるのであらう、そういうところについては、こういう事故が起らないように防護措置を講すべきもの、またそれが時間的に間に合わないと、危険が相当可能性がある、というところについては、たとえ国道といえども道路の一時閉鎖といふことをやさしく得ない、こういうようなことで指導いたしておるのでござります。おしかりを受けたようありますけれども、いままではみんな市町村が自分の市町村道すら十分把握していない現状なものだから、こちらの指示がいつても資料をまとめきれないでおる。ここで事務当局としては、国会で御質問を受けた限りにおいては、いいかげんな答弁ができない、資料がまとまらない、なかなかまとまらないといったことが実は非常に怠慢のように見えますが、従来の経緯からしてそうなつたので、できるだけこれは督促をしておきたいと思います。

○理事(八田一朗君) 本案に対する午前中の審査はこの程度にいたします。
午後一時四十分まで休憩いたします。
午後零時五十二分休憩

午後二時二十三分開会
○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開いたします。
建設省設置法の一部を改正する法律案を議題と

いたします。

御質疑の方は順次御発言を願います。

○足鹿覺君 午前中の質疑で一点だけ法案関係外

の一般論で落としておりますのでひとつお尋ねを

いたしますが、新都市計画法の線引きも全国的に

相当進んだようあります。これは私の居住し

ております米子市の市街化区域と調整区域におけ

る線引き作業が、たびたびの県の督促にもかかわ

りませず、農業委員会や市会議員等の反発もあり

まして難航を重ねて、十一月十五日の市議会の協

議会では時期尚早として見送る態度がきましたの

であります。ところが今月の四日に鳥取県知事石

は、たとえ国道といえども道路の一時閉鎖とい

うことやさしく得ない、こういうようなこと

で指導いたしておるのでござります。おしかりを

受けたようありますけれども、いままではみ

んな市町村が自分の市町村道すら十分把握してい

ない現状なものだから、こちらの指示がいつても

資料をまとめきれないでおる。ここで事務当局と

しては、国会で御質問を受けた限りにおいては、

いいかげんな答弁ができない、資料がまとまらない、なかなかまとまらないといったことが実は非

常に怠慢のように見えますが、従来の経緯からして

そうなつたので、できるだけこれは督促をしておきたいと思います。

○足鹿覺君 法案そのものに対する質疑はあとへ

回しますので、午前中の質疑はこの程度で終わつておきたいと思います。

○理事(八田一朗君) 本案に対する午前中の審査

はこの程度にいたします。

午後一時四十分まで休憩いたします。

午後零時五十二分休憩

いうことについて私はよく存じませんけれども、少なくとも責任者である私どもは、そのこと

に関しましてそういうことを申し上げたことはございません。

○足鹿覺君 まず聞くところによりますと、まだ

全国的に線引きは完了しております。それはな

ぜかと申しますと、市街化地域に対する線引きの

過般、自治省が発表いたしましたような段階的方

式か、あるいは何らかの方式によつて宅地並みに

中に入つたところについては、農地といえども、

地化が求められても容易にこの宅地化に地目の変

換が認められない、こういう、農民として見れば

引き外の調整地域における農民はなかなか今後宅

市はもう一度この問題を検討することになった

と伝えられておりますが、線引きで建設省が明年

度の新規事業に關する予算一般に対してもどうか

を加えるような意味にもとられかねないと思うの

であります。そのような事実がありますかどう

か、この点を伺つておきたい。

○政府委員(吉兼三郎君) ただいまのお尋ねの点

は、そういうこと私どももときどき耳にいたしま

すが、建設省としましては、公式には、正式には

そういう線引きに関連いたしまして来年度予算の

新規事業云々等をからめまして補助金をつけると

つかないとか、そういうことを申し上げたこと

はございません。

○足鹿覺君 公式にはとおっしゃいますが、非公

式はあるのですか。

○政府委員(吉兼三郎君) これは線引きは、御案

内とのおり、これから都市政策を進める上におき

ましての基盤になる作業でございまして、線引き

が行なわれて初めてそれから十年間の今後の都市

整備を進めていくという性格のものでござります

ので、私どもはそういう趣旨で早く線引きを完了

していただきたいと、こういうことで各都道府県

にお願いを申し上げておるわけでございまして、

非公式にそういうことが言われておるかどうかと

見通しでは、本年度末、来年の三月までにはほぼ

当初の計画どおりの線引きは完了するというふう

に期待を持っておりますし、おそらくそこまでい

でございまして、ただいま議論のありましたよ

なことはなくなると、私は確信をいたしております。

○足鹿覺君 それでは法律案そのものの問題点に

ついて簡単に触れてみたいと思ひます。

○足鹿覺君 それでは法律案そのものの問題点に

ついて簡単に触れてみたいと思ひます。

最初に、企画部関係であります。第六十三國

会に提出されました。本院において審議未了に

なりました。このためにこれらの四地建は現在も

企画室であるわけですが、企画部に改組さ

れなかったことにより、これらの地建の企画室は

事務処理等につき、何か影響を受けたか、受けた

とすれば、それはどのようなものであり、またそ

れに対してどのように対処してまいられました

か、承りたい。

○政府委員(大津留留君) 御承知のようになります。

公共事業の事業量も非常に伸びておりますし、ま

た社会経済各般の変化が激しい時期でござります

ので、この国土の均衡ある発展のためにはいろいろ

國土計画、地方計画の調査を徹底して計画的な

事業を進めたいということで、企画室の担当する

事務量は近年非常に増加してまいっております。

またそれに伴いまして、他の官厅なり事元公共團

体、市、そういうところにいろいろ折衝する事務

もふえております。そういうことで企画部といふ

ことになり、企画部長ということに担当の責任者

ができますならば、その辺のことが非常に円滑に

わっていろいろの折衝に当たるということになれ

ば、その間のことが非常に円滑にいくであろうと

いうふうに期待しております。

○足鹿覺君 現在これらの四地建の企画室には企

画部と同じ企画課と技術管理課の二課が設けられ

ておるということですが、ほんとうですか。
○政府委員(大津留温君) ことしの六月にこれらの方にいま申されました二課を設置いたしました。

○足鹿覺君 第六十三国会は五月十三日に閉会しましたが、建設省はそのわづか三日後、すなわち五月十六日には省令をもつてこれら四地の企画室に企画部と全く同じ二課を設けた、つまり実質上の企画部に変更したと同様な措置をとつておられる。企画部長がないことを除いては企画部と全く同じいさいを整えてしまわれました。これはいま官房長の御答弁で明らかであります。この建設省省令第一号がこれを裏づけしておりますから申し上げますが、これでは国会の審議なしに、先に中身をつくつてしまい、あとからそれを国会に追認させるだけのことではありますか。この点はなはだ遺憾に思いますが、先回も先回も流れたということは、これは国会それ自身の審議権の立場からさようになつたのであります。これが待てない、実質的に追認を求めるだけのような措置をとられなくても、いま言つたようなことをされると、これは国会それ自身の審議なしに、先に中身をつくつてしまい、あとからそれを国会に追認させるだけのことではありますか。この点はなはだ遺憾に思いますが、先回も先回も流れたということは、これは国会それ自身の審議権の立場からさようになつたのであります。これが待てない、実質的に追認を求めるだけのような措置をとられなくても、いま言つた

ころの公共事業が非常に増大し、特にこの調査あるいは用地取得と仕事が非常にふえておる。そういう関係から行政上の必要、それから地方のそれぞの自治体の利便のためにやつたことでございりますが、もとよりこれは法律違反ではありませんけれども、部の設置というものとの関連において、国会軽視する意は毛頭なかったのであります。それが、そういうふうに取られるということになりますれば、はなはだわれわれとして連絡が不十分であった。非常にその点は連絡の不十分であることは御指摘のとおりと思います。これは御承知のように、慣例として從来は地方建設局の部の中には課を置いておりませんでした。從来、そういう例も、置いたこともあるようですが、慣例としてそれはなかつた、けれども必要に迫られてやつてしまつた、こういうわけであります。特にその点は、「遺憾の意を表明しなさい」と呼ぶ者あり) それだから、私はその点は連絡不十分であったということは申し上げるのであります。これは国会は軽視しておりません。

○足鹿覺君 私は率直な御答弁がいただけるものだと思っておりました。先ほども言いましたように、これが天下の一大事だというような、そういうものではありません。あなた方が省令でもつて勝手にさっさとこういうことをされたと、こうについては、国会を軽視をしておられるのではないかという疑いを持つわけです。これは俗に一事が万事と申しまして、そういうことが発展いたします。なぜこういう措置を、暫定的に省令で措置を取つたと、こう取りたいがと、こういうやはり順序を踏まえることが私は常識ではないかと思う。だから形式論を言うわけではありませんが、国会軽視というような大きさなことばを使わなければならぬような遺憾な事態が起きるのではないでしようか。その点いかがですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘の点は私もよく理解できます。弁明のようになりますが、先ほど官房長が申し上げましたように、これらの四地の所管する地域におきまして、最近におけると

何なりの組織を置きまして仕事をする体制が、一般的にはとられておるわけでございます。それから、室と申しますのは、これはそういうピラミッド型の体制ではございませんで、一般的には室員

が集まつていろいろ仕事をする、そういう何と申しますか、指揮監督と申しますか、そういう指揮命令の体系で仕事を処理するというよりも、むしろ、端的にそういう差のあるものもございませんし、「と、はっきり答えておるではありませんか。これは与党質問に対してもお答えになつておるのであります。それだけはつくり、ちゃんと制度というものが、連絡が不十分だと、あなたともあろう老練な方が、連絡不十分ということばでは、私はどう考へを無視して省令をもつて二課を設けられて、これが連絡が不十分だと、あなたともあろう老練な方が、連絡不十分といふことばでは、私はどう考へてみてもあなたの誠意ある御答弁とは受け取れません。率直に遺憾の意を表明されますかどうか、もう一度伺います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 私が申し上げたのは、国会軽視ということであります。これは、国会軽視といふことがあります。それは、あなたが省令でもつて勝手にさっさとこういうことをされたと、こうについては、国会を軽視をしておられるのではないかという疑いを持つわけです。これは俗に一事が万事と申しまして、そういうことが発展いたします。なぜこういう措置を、暫定的に省令で措置を取つたと、こう取りたいがと、こういうやはり順序を踏まえることが私は常識ではないかと思う。だから形式論を言うわけではありませんが、国会軽視といふ大きな問題もこれにつながつてくる可能性があります。事は小なりといえども、法律に定められているとおりやりにいきます。これはいつの国会か、第六十一国会において同席の石原幹市郎君の質問等がありまして、部室はどこが違うか、こういう質問が出ておるのあります。その際に説明員の平井進君は、「一般的には部制と申しますのは、大体ピラミッド型の体制のもとに、部長の指揮監督のもとに課なり

とが私の主たる答弁の要旨でございます。

○足鹿覺君 遺憾の意は表明されないです。あなた、便宜的にかりにと、いうとばを私はさつき申し上げた。国会は閉会中審査も行なわれております。それは五月十六日におやりになつた。それは国会が済んで三日後ですよ。日たちの三日の差でもつて、こういう法律に書いてないことをおやりになることは法令にも反するし、同時に、次の閉会中審査等の機会に、あなたは、大体こういうことで近代社会の急激な変化に即応するためには不十分だ、大体こういう気持ちで運用させてもらいたいと思うというような意味を当該委員会なり、わが委員会が当然でしょが、開かれているわけですから、少なくとも、そういうことをおすすめするわけではありませんよ。だけども、必要な用を心得ないという御趣旨でありますから、そういう措置もとることなく、国会が閉会したら間髪を入れずにやられること自体が私はおかしい、こう言つておるのであります。その点について遺憾の御表明はないのですか。

○國務大臣(根本龍太郎君) 弁明になりますからこれ以上申し上げませんが、そういう措置がなされたことについて国会の皆さんに非常な国会軽視の危惧を持たせたことは、これは遺憾でございまして、今後十分に気をつけましてそういうことのないように注意したいと思います。

○委員長(西村尚治君) 先般來の資料要求等について御発言を求めておりますので、これを許します。

○上田哲君 当委員会でさまざまの機会をとらえて審議をしております諸案件の中で、特に防衛問題にかかる事項について資料の提出が非常に多くあります。これはいつの国会か、第六十一国会において、その点は連絡しなかつたといふことを私は申し上げたのでございます。これは国会軽視といふ

氣持ちは毛頭なかつたということを申し上げることを約束されておりながら、結果的にはほとんどその提出がないという実態が多く、今国会の冒頭において、当委員会の一致した見解として委員長からその点を確認したことでもございます。しかる

に、その中で、前々委員会で矢山委員から提出を求められ、理事会の預かり事項となつておりました資料要求については、今日まで委員会の手続上の問題も含めて、全然結論が出すに持ち越しておられます。この点について防衛庁側から十分な御説明をいただきたいと思うことが一点、また、これに関連して、これを氷山の一角とする多くの資料の未提出部分があります。これについても御説明をいただきたいというのとあわせて二点。それからもう一つ重要な点は、そうした背景の中で、一昨日、昨日と二日間にわたって防衛問題の審議を行ないました際に、特に若聞伝えられるアメリカ軍基地の撤退計画の交渉について、各委員から再三にわたって交渉の進捗状況について説明を求めたのに対して説明がはなはだ足らず、しかも、事態はこれときびすを接していろいろな形で明らかになつていくという、つまり国会審議の場、国政調査権を基本的に失わしめるような事態が陸続として続いております。この点について当委員会は、与野党の別なく、ともに一致した見解を先ほど理事会で決定をし、当局側からの十分な責任ある説明を求めるごとにいたしました。責任ある答弁を要請いたします。

○八田 朗君 私も委員長がたびたび言われたよううに、資料要求、それからいまの上田委員の述べられた発言、全く同感であります。防衛庁、誠意を持って御答弁願います。

○政府委員(宮戸 基男君) 防衛庁への資料要求につきまして御批判いただきましたが、従来資料要求が滞つております点については、まことに申しあげございません。今後最善の努力をしまして、御審議に差しつかえないように努力をいたしたいと思います。

ことしの通常国会の際に、矢山先生から御要求がありました、その後、理事会で御審議をいただいておりました自衛隊に対する講演者の講演内容の資料提出のことなどございますが、その後、調査をいたしましたけれども、當時、速記等をつけておりませんで記録等が残つております。したが

いまして、この点は、実際問題として御要望に沿いかねる事情でござりますので、その点は御容赦いただきたいと存じます。ただ、今後のことにつきましては、講演者の御本人の承諾をいたしました場合には、今後、国会の御審議にお役に立ちますように最善の努力をいたしたいと存しております。なお、米軍の基地問題等につきましては、鶴嶺参事官からお答えいたしたいと思います。

○政府委員(鶴嶋健君)　ただいま先生から御指摘のございました米軍基地の最近におけるいろいろ情報の問題、これに関連する国会審議の問題等、御指摘のような事態が生じておりますことにつきましては、はなばれ私どもとしても遺憾と存ります。今後は資料の提供その他のいろいろな面におきまして、国会審議を最優先で考へるということでお力いたしたいと思いますので、御了承をお願いいたします。

○矢山有作君　いま防衛庁から御答弁いただきましたが、私どもは自衛官の精神教育というのは防

衛庁としてはきわめて重視してやつておいでにならるだらうと思うのです。ところが、それをやつておるのに、私も指摘しましたし、それから昨日でしたか、山崎委員からも指摘がありまして、陸曹用の精神教育の問題については実物を提示して、これをもとにしてやつておるだらうということでお世話になりました。どうもよろしくお世話になります。

をやる。しかしながら、憲法を尊重する立場の中にも、自衛隊を是認する立場と自衛隊を否認する立場とあるのは明らかのことだ。そうすれば、一つの基準というものを持たずに、自由に教育をまかせておると、いうことになれば、憲法を尊重するが、しかし、自衛官は、自衛隊は憲法を尊重するだけに、否認という立場に立つて教育が行なわれるかもしれない。そう考えるなら、私は精神教育に対する一つのテキスト的なものは必ずあるに相違ない、こう思つておるわけです。ところが、あなたのほうはないと否定していなさる。であるとするなら、私はそれぞれの学校なり、あるいは自衛隊自体の中で、講師を呼んで精神教育の一端としていろいろのお話をさせる。そのお話の内容がどういうものであるかということについては、防衛庁としてはきわめて深い関心を持つておるはずなんです。であるにかかわらず、国費をもつて自衛官教育をやるそういうものもあるの講師の講演内容が記録をされておらない。これまた諂ひ不思議なことなんですね。全く自衛隊は精神教育については軽視しているのだ、重視していないのだということになつてくるはずなんです。私はそういうことはあり得ぬ。おそらくどの部隊でも、だれかを頼んで講演をやらせる場合には、その方がどういう内容の講演をやるかということについては、きわめてあなた方は重視しておられるはずなんですね。しかも、あなた方が考える自衛官としてのあり方という立場から、その内容を重視しておられると思うんです。そうすれば、当然こんなものについての速記、記録といふものはあるべきなんです。それがないと、いうのは私は信用できない。しかし、ないとおつしやるなら、またこれは一面から言うならば、これはまた無責任な話だと思います。一体、どういう教育をしておりますということが、国会の場で論議の素材として提供できないというのは、防衛庁としてはこれはきわめてざさんであり、無責任なやり方と言わなければなりません。ですから、今まであなたのほうから答弁がありましたが、

をやる。しかしながら、憲法を尊重する立場の中にも、自衛隊を是認する立場と自衛隊を否認する立場とあるのは明らかのことだ。そうすれば、一つの基準というものを持たずに、自由に教育をまかせておると、ということになれば、憲法を尊重するが、しかし、自衛官は、自衛隊は憲法を尊重するだけに、否認という立場に立つて教育が行なわれるかもしれない。そう考えるなら、私は精神教育に対する一つのテキスト的なものは必ずあるに相違ない、こう思つておるわけです。ところが、あなたのほうはないし否定していないさる。であるとするなら、私はそれぞれの学校なり、あるいは自衛隊自体の中で、講師を呼んで精神教育の一端としていろいろのお話をさせる。そのお話を内容がどういうものであるかということについては、防衛庁としてはきわめて深い関心を持つていいはずなんです。であるにかかわらず、国費をもって自衛官教育をやるそういうもろもろの講師の講演内容が記録をされてお

らない。これまた摩訶不思議なことなんです。全く自衛隊は精神教育については軽視しているのだ、重視していないのだということになつてくるはずなんです。私はそういうことはあり得ぬ。おそらくどこの部隊でも、だれかを頼んで講演をやらせる場合には、その方がどういう内容の講演をやるか、どういふふうに話すか、さうしてどういふふうに答へるか、など、いろいろ考へておられる方

一応きょうのところはそれはそれとして受けておきます。しかし、今後は精神教育を重視しておられる防衛厅として、自衛官にどういうことをやっているんだということが、実際にわれわれの納得ができるような、われわれに信頼感を持たせるような資料をもつて明らかにしてほしいと思います。われわれもそういう点は、今後もあなたの方に特にただしていきたいと思っております。以上です。

○委員長(西村尚治君) 委員長からも申し上げておきますが、防衛厅側に対して申し上げておきますが、こうした問題につきましては、きのうも当委員会におきまして注意を喚起したばかりであります。ただいま官房長、鶴崎参事官から御答弁がなされたわけですねけれども、今後ひとつほんとうに誠意をもって対処してもらつて、行き違いが絶対に起きないよう特に重ねて御注意を申し上げておきたいと思います。

○足鹿覺君 行政管理厅おいでになつておりますか。——行政管理厅に伺いますが、国家行政組織法は地方建設局のような地方支分部局の内部組織については何ら触れておりません。各設置法にゆだねられておるようですが、一般的に言つて地方支分部局の内部組織についても、本省の内部部局の規定が準用されると解釈をしてよろしいかどうか、この点を伺います。

○説明員(平井進君) お答え申し上げます。

国家行政組織法につきましては、いま先生御指摘のとおり、いわゆる地方出先機関地方支分部局と申しておりますものにつきましては、中身をいかようにきめるかにつきましては、国家行政組織法で直接規定をいたしておりません。したがいまして、国家行政組織法では別の法律の定めることによりとということになつております。この例で申し上げますと、建設省の設置法がその当該法律とそういうことになつております。そのきめ方は組織法では特に準則を設けておりませんので、從来の戦前からの長年の慣行その他のこともあります。

て、でき上がっておりましたものをだんだんに引き継いでまいってきておる実情でござりますが、現在の設置法では、出先機関をどこに置くか、地方建設局をどこに置くかということは、これは当然法律で定めますし、その管轄区域もまたしかりでござります。

組みで設けるか、ということは、これは出先機関の規模によりまして、いろいろ政令でできるものもござります。あるいは省令でできる場合もござります。あるいは法律でできる場合もございまして、画一的な基準というものは現在ございません。したがいまして、その内容によりまして法律、政令または省令以下でそれぞれきめておるというのが実情でございます。

○足鹿慶君 わかりました。建設省に伺いますが、國家行政組織法におきましては室は課に準ずるものであるので、これは組織法七条6項にあるようあります、少なくとも室は課と同程度か、それより縮小された機関と解すべきものだと私は思いますが、いかがですか。

○政府委員(大津留温君) 御指摘のよう、国家

行政組織法七条に、「官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる」というふうになつております。しかし、一般的に各省とも、本省あるいは出先機関に室という組織を設ける場合が従来からございますが、ただいま御指摘の国家行政組織法七条にいうところの室というのではなく、従来の慣例から、課の下、あるいは課と並ぶというふうな形で室という組織を設けておると、こういう例が多く見られます。建設省でもそういふ例がござります。

○足鹿覺君 この四地建に設けられた各地建の各室員は何名ですか。
○政府委員(大津留溫君) 一十六名ないし三十四名でござります。

とは妥当ではないと私は思います。これはこれ以上申し上げませんが、先ほど大臣も遺憾の意を表明されましたからこれ以上申し上げませんが、現に六十一国会で、室と部の違いについて、あなたは、室には課は置かない、部には課を置くというようなふうに承知しておると答弁しておるんですよ。しかも、与党的石原理事の質問に対しても、部はピラミッド型のものだ、室は寄つて協議をする合議制のものだ、本質が違うという答弁をしているんです。そしてあなた自身が、室には課は置かない、部には課を置くというようなことに承知しているという口の裏がかわかないうちに、大臣が遺憾の意を表明せざるを得ないような、そういうことをやることは独善的なことでありますか。大臣をないがしろにして、補佐の責任を全うしたとは言えぬではありませんか。

とは妥当ではないと私は思います。これはこれ以上申し上げませんが、先ほど大臣も遺憾の意を表明されましたからこれ以上申し上げませんが、現に六十一国会で、室と部の違いについて、あなたは、室には課は置かない、部には課を置くというようなふうに承知しておると答弁しておるんですよ。しかも、与党的な原理事の質問に対し、部はピラミッド型のものだ、室は寄つて協議をする合議制のものだ、本質が違うという答弁をしているんです。そしてあなた自身が、室には課は置かない、部には課を置くというようなことに承知しているという口の裏がかわかないうちに、大臣が遺憾の意を表明せざるを得ないような、そういうことをやることは独善的なことでありますか。大臣をないがしろにして、補佐の責任を全うしたとは言えぬではありませんか。

し上げましたように、まあ御理解いただけるかと思ひますけれども、非常に仕事がふえまして、四つの地建は部並びに課という形でやつておる、残された四つの地建は、仕事がふえるのに、室、その下の係とということでははなはだ事務処理上も不十分な点がございましたので、やむを得ずそういうことにさしていただいたわけでござりますが、今後そういう点は、一切そういうことのないよう

○足鹿覺君 行管に伺いますが、室に「謫置す」とことをあなた方はお認めになりますか、いま私どものやりとりを通じてお聞きになつて。いかがですか、それは。

○説明員(平井進君)お尋ねは地方支分部局の内部組織についての問題であると理解をいたしますが、これは先ほどお話がございましたいわゆる中央省庁における課、室の問題とはやや趣を異にした、地方出先機関の内部組織の問題でござります。そこで、地方支分部局には、通例、いわゆる大きなロック機関でございますと、大体、局長

のもとに幾つかの部制をとるのが通例でござります。して、大体の出先機関は部制をとられておる。だ小さな役所では、部制をとらずに、いきなり課制、あるいは室とか、あるいは特殊ないろいろ官が並んでおります。ここで地方建設局におきますが、室と、それから部とはどう違うのかということが実はあつたわけでござりますが、これは先般もちょっとと本席で申し上げたわけでございますが、これは実は非常に明確な定義があつて、さい然と分かれてはいるというわけではありませんので、行政運営上の便宜から、ある場合には部制をとる、ある場合には室制をとるということともございまして、これは中央省庁についても同じようなことがあります。したがいまして、室の下には全く課というものが置けないのかということに対しましては、理論的には全く不可能とは思いませんが、一般に申し上げまして、大体、部制の場合には当然その下に課制というものが予想されておる、しかし室の場合には、大体、そういう調査課制

を下にしぐといことは、当初はそう予定をしていないものであらうといふには考えられるわけないが、しかし、かといって、じや、全

く課を下に置くことが不可能であるかといいますと、それは論理的に不可能ということにはなりませんので、その辺は非常に、行政運営の側面から定義づけをされておらないものが多いうわけでございまして、その辺は行政の便宜で多少彈力性があるものであると理解しております。

○足鹿覺君 同法の精神によりますと、地方支分部局にもその精神は援用されるのが当然のものだという解釈がいただけないと私は思いましたが、何

かいまのあなたの御答弁は、非常に、時計の振り子のような彈力性のある、どこからどこまでがまたとまつた、き然たる態度かわからなくなる。行政管理厅といふものはそういう便宜な解釈を始終やると、あなたの方の存在自体を否認することになりますが、そこで伺いますが、室内に二課設置することを認めた理由として、いまあなたは彈力的な考

え方をお示しになりましたが、現在または過去において、行政機関において室の中に課が設置された例があるか、それをお示し願いたい。あなたはあるようないような答弁をしたから。

○説明員(平井進君) 私の記憶では、そういう前例はないよう記憶をいたしております。

○足鹿覺君 それではなぜ先ほど私に対してもう答弁をなさったんですね。

○説明員(平井進君) 先ほど申し上げましたのは、一般の原則といたしましては、そういう室の下には課を置かないというのが通例の原則でござります。したがいまして、私どもはできるだけその線に沿って機構を整備をしてまいりたいというつもりは絶えず持つておるわけでございます。

○足鹿覺君 いまの御答弁が本音で、前の答弁はあれは臨機応変の、切り抜けの答弁ですか。あまりしろうと扱いにしないでくださいよ。常に誠実に答弁してください。

○説明員(平井進君) 先ほど申し上げましたのは、原則論と、それからいろいろ例外としてそういうことが起こり得る可能性があるかないかということに対しまして、そういう可能性が全くないということはございませんということでございまして、原則論として貫くべきは貫くたてまえでございますが、現実の問題としまして、やむを得ずそういう場合を認める場合も、全くないか、あるかということに対しましては、これは一〇〇%ないということは実は申し上げられないわけでございまして、原則論としては、申し上げましたとおり、そういう部と並ぶ室がございました場合には、そこに課というものは当然に予想しておるものではないということはそのとおりでございます。

○足鹿覺君 まあ、あなたの御答弁はちょっと真意を解しがたい点がありますが、まあこの程度でいいでしよう。

企画部の効果の点について次に伺いますが、六十一国会で、四地建の企画室を企画部に改組したときの理由は、行政の効率的な執行をはかり、業

務量の増大に対処するために、部制にして強化する必要があるということであったと思うのです。

そこで、この室制を部制に改組したことによって、増員もない、この四地建の企画業務は、企画室當時と比べてどのような効果がありましたか、具体的に御説明を願いたい。

○政府委員(大津留温君) 先ほども申し上げましたように、非常に仕事の量もふえてまいりました

し、それに伴いまして他の行政機関、あるいは府県、市、そういうところといろいろな折衝が生じてまいります。この都市計画にしましても、地方計画等にいたしましても、地方建設局には専門家が多くおりますので、そういった他の公共団体に對しているる計画面でも指導的な御相談にあずかるケースが多いわけでございます。局長がいろいろの機関と接触する、やはり企画部長という形で折衝いたしますれば何かと円滑にいくことが期待されておるわけでございます。

○足鹿覺君 いまの御答弁は、いわゆる官僚特有の権威主義最も端的に表明した御答弁として受けとめておきます。そんなことで理由になりません。具体的にどういう効果があつたかということを私は伺っているのです。いまの御答弁は、肩書きが室より部のほうがいいのだ、それはよそとの折衝に都合がいいのだ、という権威主義の象徴的なものではありませんか。具体的にどういう効果があつたかということを聞いているのです。早く質問を終わりたいと思うのだけれども、どうもあなたたちの答弁は何か……。

○政府委員(大津留温君) やはりそれだけの仕事がふえてまいりますと、これを有效地に措置するためには担当の職員の数もやさなければなりませんし、また専門の職員も置かなければなりませんけれども、そういうことは今までできる範囲でやつてまいりまして、今回はそういった定員とか、内部の組織は特に変更することなく、名称だけがいまして、その名称の変更に伴いますメリット

ということになりますと、先ほどお答えしたようなことに端的に言えますね。

○足鹿覺君 先ほどおつしゃったと言つたって、私は何も言つておりませんよ。どういう具体的な効果があつたかということを言つている。どういう具体的な効果がありましたかということを言つている。増員もしていないですよ。あなた、人の

質問によく答えてください。

○政府委員(大津留温君) 企画部あるいは企画室の所掌事務は、御承知のように地域計画、都市計画、その他の公共事業を計画的かつ有效地に進めるための基礎調査などに言えると思いますが、これがだんだん複雑化し、量もふえてまいりますので、企画室を企画部に改組いたしまして、またその内部組織も御承知のとおり企画課、技術管理課というものを設けさせていただきまして進めました結果、仕事がそれぞれ専門に担当を分け、また長期的にわたる各種の調査、計画、あるいは先ほど申しました部外との調整のための折衝、こういうことを円滑に進めることができたと思います。

○足鹿覺君 具体的に伺いますがね、企画室長という者と部長という者と、給与関係は部長になると上がるんですか。それからこの企画部になつた場合の課長の給与と企画室のときの課長といふものと、また格差がつくのですか。効果といええばそういうような点が具体的にあらわれるのであります。

○政府委員(大津留温君) 現在は部長も室長も同じグレードで扱つております。それから室の下の課長も同じグレードで扱つております。そういうことで形の上では同じでございますが、やはり実際上の人事を動かす際におきましては室長よりは部長——室長から部長にいくことはあるけれども、部長から室長にいく

おりますか。つかなければ同じものじゃないか。なにとも同じグレードに包括されております。

○足鹿覺君 いや、現時点においてはどうですか。上がつておるわけですか、そのままなんですか。

○政府委員(大津留温君) 現時点においても同じでござります。

○足鹿覺君 じゃ、どういう具体的に、何か具体的な実証を私は求めたいと思って、一番答えやすのは給与だと思つて聞いてみたのですけれども、それもそのままだ。私はそういうこまかい、枝葉末節をそれ以上申し上げません。

あとは用地の点だけを一点お伺いして、天下の大事故でもありませんから質問を打ち切らうと思つますが、用地部設置が遅延した、むしろこのほうが総貫道の問題もありますし、中国といたしましては、そのほうが私はむしろおぞきに失したと思つておるのです。昭和三十六年に関東、近畿、両地建に用地部を設置した当初、建設省はいかような計画で八地建に用地部を設置しようと思つたのか、その経緯を伺います。特に北陸、四国両地建の用地部がたいへんおくれた理由は何でありますか。

○政府委員(大津留温君) 御承知のように建設事業を進めます前提として用地の取得ということがございまして、これが年々困難を増してしておりますので、私ももといたしましては、できれば各地建足並みそろえて用地部の設置をはかりたいと希望したわけでございますが、なかなか組織のそういうたたかいでございまして、これが年々困難を増しておられます。

○山崎昇君 それでは、建設省設置について少し質問したいと思います。いま足鹿委員のほうから、天下の一大事でもないから、この課の設置に至りますならば、やはり課で扱うのは荷が重過ぎるかと思います。

○政府委員(大津留温君) 用地費及び補償費で申上げますと、北陸地方建設局が本年度三十七億円、四国地方建設局が同じく五十億円であります。

○足鹿覺君 特に扱う金額が何億をこえたら設置するというような、そういう基準はございません。しかし、北陸地建にいたしました四国地建にいたしましても、すでに年間三十億から四十億という用地補償の事業をやっておりますので、これはむしろおそきに失したかと思いますけれども、そういったやはり事業量によりまして部の組織が必要だという判断をしたわけでございます。

○政府委員(大津留温君) 通常、年間のそういう用地補償費が二十億をこえるというような事態に至りますならば、やはり課で扱うのは荷が重過ぎるかと思います。

○足鹿覺君 今回設置されようとしておる北陸、四国ですね、両地建の業務量はどの程度ですか。

○政府委員(大津留温君) 用地費及び補償費で申上げますと、北陸地方建設局が本年度三十七億円、四国地方建設局が同じく五十億円であります。

○山崎昇君 それでは、建設省設置について少し質問したいと思います。いま足鹿委員のほうから、天下の一大事でもないから、この課の設置についてはやめたというお話をありました。しかし、私は納得がいきません。なぜならば、この建設省設置法が前回の国会にかかるときに一番議論したと思っている一人なのです。そのときに、私は、国家行政組織法から、なぜ四地建だけ置くのか、どうして他の地建には置かないのかから始まりまして、ずいぶん当時建設省の意見も聞きました。また、行政管理庁の意見も聞きました。最終的には御存じのように附帯決議までつけて促進をする側におつた私は一人であります。したがつて、今度の場合に私は反対の意思は持つておりますが、たゞ、行政管理庁の意見も聞きました。ただ、先ほど来、大臣の答弁や、あるいは官房長の答弁を聞いておりますと、あるいは官房長の答弁を聞いておりますと、いうと、どうしても私は納得ができない。もう一言これはきちんと整理をしておきたいと思

うのです。

第一に、前回の国会で、この部と室の問題については機能が違うという説明がありました。室はスタッフであって、部はライン組織である。だから、スタッフ組織では課を置いたりすることはできないのです。事業がだんだんふえてくればライン組織に変えなければ事業の遂行ができないのだ。だからやりたいのだ。しかし、一ぺんに八つやりたいのだけれども、大きいところだけ今回やつて、小さいところはまあ次にしたい。それは、單に名称変更だと、こう言うのです。これは、当時一局削減その他の問題もありまして、全部で名前を置くべきではないか、と言うならば、ことばで私は重ねて聞いておきますが、先ほど官房長官は、單に名称変更だと、こう言うのです。これは、單に名称変更ですか。あなたは前国会では機能が違いますと答弁をしている。私は単に名称変更だけのものではないと思っております。この点をまず聞いておきたい。

○政府委員(大津留温君) 名称変更と申しましたのは不適当でございまして、室を廃止して部を設置するところでございます。

○山崎昇君 正確にあなたのほうの答弁を読みます。機関でありまして、下部組織を設けないよう承知いたしております。その仕事が非常にふえてまいりました場合に、下部組織を充実するし、仕事を円滑にやるために、部というような組織にならなければならないと思いますという答弁をしていました。どうして室の下に課を置いたのですか。あなたのほうはとにかく国会でこういふ答弁をしたのです。第二点目には、私のほうから時間が痛ましいから申し上げますが、行政管理庁の河合局長はこれまで違った答弁をしております。「機能といたしましては、これは機能的の違いではなくて、部にいたしますと部内に課が置けます。」室にいたしておきますと、室内には課が置けないという形で理解いたしております。つまり、行管もまた室の下に課を置くことはできな

いと私どもが答弁をした。そして重ねて当時の政委員志村清一君から、慣習的にもやつておられます。そのため私は私ども直さなければなりませんし、私も国家の機関はそういうことはできませんと私どもに答弁をしておいて、国会が終わつたとたんに省令でこういう課を置くということはどういうことですか。その点が先ほど足鹿委員から、国会軽視もはなはだしいではないか、と言うならば、ことばは悪いけれども、私どもをごまかされたということになる。そういうことについて先ほど根本建設大臣の率直な答弁を伺いたいと言つたのは、そういう意味であります。私は重ねて――これは打ち切りたいと思うけれども、少なくとも私はあまりにもいまの役人のやり方は国会軽視もいいところだ。そのつど、そのつどまかした答弁をして、国会が終わると同時にあなた方は適当な措置をとる。このことだけは私はやはり承服できないのだ。これはどうですか。あなたでなく、大臣からもう一ぺんしっかりと答弁をしてもらいたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) お答え申し上げます。

建設省の責任ある官吏がそういうようなことを申し上げて非常に御迷惑をかけたということはつきりわかりました。私はそこまで詳細に知つておりませんで、法律違反ではないといふことで、こういうことも從来も法制上禁止していません。あなたのほうはとにかく国会でこういふ答弁をされてしまつたのですが、いま年末でありますから、とりわけ都内から羽田空港に行く道路にいたしましたが、とりわけ横浜に通つております道路にいたきたのではないだろうか。そういう意味では、前の国会でも、一体この高速道路について建設省は今後どういう方針をとられるのかというふうに一たんお聞きをいたしました。そのときに、当時建設省は、何か車寄せのようなものをたくさんつくりて渋滞をなくするのだと、いろいろ答弁をされておつたのですが、いま年末でありますから、さまざまな混雑を来たしているわけなんですが、この高速道路を今後建設省は、二車線しかありませんためにたいへん混雑しておりますが、どういう方法でこれを解消しようとするか、あるいは正面どういう措置をとっていかれようとするか、それならいいだろうということを言つたので、これは私の監督不行き届きです。もう少し十分にこの点までお聞きをしたいと思います。

○政府委員(吉兼三郎君) ただいま御指摘ございましたのは東京の首都高速道路のことと存じます。首都高速道路につきましては、御指摘をまつまでもなく、非常に都民の方々に御迷惑をおかけしております。現状がこういう状態になりまつたのは、当初の自動車交通量の推定の見込み、こ

ういった点と高速道路の建設計画との間に食い違つたことがあります。現状がこういう状態になつたので、前回の委員会のときに、何か拡声機のようなものをところどころにつけて、そういうことのないようにいたさせました。まことに御迷惑をかけました。私はこの辺でやめたいと思います。いずれに

いと私どもが答弁をした。そして重ねて当時の政組織法はもう不備だらけでありますから、当然これは私ども直さなければなりませんし、私も府委員志村清一君から、慣習的にもやつておられます。そのため私は私ども直さなければなりませんし、私も国家の機関はそういうことはできませんと私どもに答弁をしておいて、国会が終わつたとたんに省令でこういう課を置くということはどういうことですか。その点が先ほど足鹿委員から、国会軽視もはなはだしいではないか、と言うならば、ことばは悪いけれども、私どもをごまかされたということになります。

そこで、私は建設行政について二、三この機会にお聞きをしておきたいと思います。その第一は、これは前の国会でもお尋ねしたことであります。

政組織法はもう不備だらけでありますから、当然これは私ども直さなければなりませんし、私が、率直に申し上げてこういう事態になつた原因ではないかと、かように存するわけでござります。

ところで、当面、これに対する対策といたしましては、鋭意、首都高速道路公団におきまして、新たな計画を立てまして、その工事を進めております。具体的に一例を申し上げますれば、御指摘の羽田の一号線をございますが、これが一番込んでおります。なかなか、特に汐留一浜崎橋、あの辺の間が非常に込んでおりますので、これをいたしまして、湾岸に新しい湾岸道路の計画をいま完成いたしましたならば、かなり一号線の交通量がそちらのほうに移るということで、渋滞もかなり解消されるとわれわれも期待いたしております。それから、これはやや長期になりますが、今後の対策といたしましては、一号線のバイパスといたしまして、湾岸に新しい湾岸道路の計画をいま完成いたしましたならば、かなり一号線の交通量がそちらのほうに移るということで、渋滞もかなり解消されるとわれわれも期待いたしております。そういうことでござります。

○山崎昇君 これは私も、担当する建設省としてもたいへんだろうと思うのです。そこで、いま具体的に湾沿いの道路を準備にかかるといふであります。私はこの前も申し上げたのですが、事故等が起きて車が渋滞をしておる。そういう場合に、何で渋滞をしているかということがわからぬものだから、かなり気持ちの上でいろいろあります。それで、前回の委員会のときに、何か拡声機のようなものをところどころにつけて、いまはそういう事故になつてゐるのだと、あるいはながるということに私はなるんじやないかと思うのです。そこで、前回の委員会のときに、何か料金を取りますね、あそこのところに何か明示する方法がないかとか、ずっと渋滞した運転手がいらっしゃぬようによけいなことでまた事故が起ります。首都高速道路につきましては、御指摘をまつまでもなく、非常に都民の方々に御迷惑をおかけしております。現状がこういう状態になりまつたのは、当初の自動車交通量の推定の見込み、こ

いたつて いるわけですね。いま私は北海道でありますから、よくあそこを通りますけれども、大体羽田から国会まで一時間二十分ぐらいかかります、ひどいとき。朝とか夜のおそいときで、スマーズに行きました三十分ばかりで行きますけれども、ちょっとひつかつたら大体一時間二十分ですね。これでは高速公路という名前に値しない。そして、なれているドライバーは警笛は鳴らしつぶなしで、たいへんいらっしゃるということになる。そういう意味で、実際に別な道路ができる上がるまで新たな事故が起きないように何かそういう措置がとれないものかどうか。これは私ども技術的にはわかりませんので、もしとれる方法があればお教え願いたいし、あるいはなかなかそこは困難だというのなら、そういう意味でいいと思いますが、お教え願いたい。こう思うのですが、いかがですか。

国貴賓なんかを迎えていたためにそこを通りましたが、非常に私もいらいらする。そこで、ある電機メーカーに相談してみましたところ、方法がありそうだということです。あそここの高速道路のガードレールか、あそこの何か側線みたいなものにつけて、そうしてドライバーのほうに何か特殊のレシーバーをつけておいて情報をいつでも流しておく。どこどこではこういう事故があった。いまの渋滞状況はどうだということですね。これは技術上可能なような気がするというので、実は道路公団に具体的なその設計、技術開発、その場合においてどれだけの経費がかかるか、検討を二ヵ月ばかり前に実は私は申し入れておきました。そういうふうなことをしますれば、いま御指摘のとおり非常にいらっしゃなくなつてくるし、こういう状況ならばもうどこかでおりてしまったほうがいい、避けたほうがいいというようなことになり得ると思います。

道路局長に私話したので、その後どうなつたるか、わかる程度でいまお答えさせます。

○政府委員(高橋国一郎君) ただいまの件につき

前からいろいろ準備にかかるております。都市内でもやりますのは非常に混雑を招きますので、たゞ実際的にやるうとこうに考えております。実はいま東名高速道路の一部を利用しまして、ます実験的にやるうとこうに考えております。実は私どもの立場から申しますと、一番今後問題になりますのは、成田空港ができた場合にこれがまた込むおそれがございますので、非常に急いでいるわけですけれども、成田空港辺にはこれは全部入らうどうだらうかとこうことで検討しておりますが、いま大臣が申しましたように、言うならば誘導無線で絶えず情報を流すわけでございます。当然これは、車の中にそれをレシーブするものがいいといけません。ちょうど自動車のラジオがございますが、ああいつ簡単なものを入れる必要がございまして、これはちょっと価格は忘れましたが、一個入れるのに六千円から七千円ぐらいかかるのじゃないかと思いますが、ですから、当分の間は、それを試験的に車につけてましてテストを行ないまして、もしこれが成功するようになりますというと、将来、車には全部これはつけていたが、高速道路に入る車につけていただくといふうにしてはいかがかと思つております。

なお、絶えず情報を提供する場合には、やはりなかなかこれは管理の問題がございます。途中音楽を入れたりするかつこうになると思つますが、それに対しては、どこがそういう管理をやるか。日本道路公団が直接やるということは非常に問題がござりますので、たとえばあそこに道路施設協会もございますし、あるいは最近できました、こうしの一月に発足しました日本道路交通情報センター――いうものもございます。そういうふうなどちらの施設にさせるべきかということまで現在検討を加えております。

以上のようなぐあいと、相当具体的に準備中でございます。

○山崎昇君 よくわかりました。何とかひとつ早くこれは実現をしてもらいたいということを希望しておきたいと思います。

それから第二点にお聞きをしたいのは、住宅の問題ですが、この間、東京都の都政調査会にいろいろお聞きをしますと、いとおむね百万近いとあ三県を合わせますといふとおむね百万近いと いうのですね。そこで、最近は東京都周辺の場合には、郊外に土地を求めてうちを建てる人が多いへん多くなってきている。大体片道の通勤時間が、長い人で九十分、短い人で六十分というふうになつてゐるようであります。そこで、住宅政策について、公営住宅もありますし、また住宅公団もありますし、自分の力で建てのものもありますが、これから住宅建設というものは、通勤輸送だとが、あるいはまたマイカーを持つ方がふえてまいりますから、当然これはまた道路とつながつてくるわけありますが、いずれにしても、通勤問題と私は切り離すことができないのではないだろうか、こう思うのです。そういう意味で、建設省は住宅建設についていろいろ、五ヵ年計画などを発表になるのですが、その際に通勤との関連をどのようにお考えになり、かつ具体的に考えられて、この住宅対策といものを立てられておるのか、この機会に聞いておきたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおり、住宅の戸数があえても、それが利用する人の便宜にならなければこれは意味をなしません。そこで、従来なかなかできなかつたけれども、最近、都心といいますか、二十三区からかなりの工場が駆逐していく傾向がありますし、われわれもそれをすすめております。そのあと地を買いまして、そこに主としてこれは公団住宅、高層住宅をつくることをすすめております。また、東京都の住宅供給公社に対しましても、なるべく都心に近いところの工場用地を買収して、そこに高層住宅をつくりなさい、それについてはワクを優先的にやるといふことを実はすすめておる段階でございます。

それからもう一つは、首都圏内のうちで北関東地区が、これは水も土地も、それから人的資源も

相当あるわけであります。徒歩みんな都心に集まる計画ばかり言つておつて、そして今度は住宅になるべく五十キロと、こういう矛盾がありますものですから、ことしの春から、私が首都圈整備委員会にも申し出て、私も現地を見た結果、むしろ北関東に職住近接の都市をつくるべきである。いわゆる百万都市を群馬県に一つ、それから栃木県に一つ、それから茨城県に一つ、そして道路を北関東横断道路のようなものをつくりまして、これを水戸の海岸に持つていきまして、そして水戸の海岸にいまの鹿島港のような計画的な人工の港をつくりまして、そこから北関東の工業生産品を海外に持つていく、この構想がなされなければ、今までのようすに東京港にすべてが集中するということになりますれば、現在でも非常に浦賀水道は危険な状況が、これが全く麻痺するということです、この構想をいま進めております。そうした百万都市をそういうふうにつくる場合には、住宅と工場と、それからいまの緑地地帯というものをバランスのとれた形でこれはやり得る。それで三県の知事並びに関係自治体にこれを申し出しております。いま首都圏の事務当局が中心になりまして、これを進めている。この二つを進めていかなければ、大都市、特に首都圏、東京を中心の住宅問題も、それから地域開発も困難であると思って、おそまきながらそうした構想を進めてまいりたいと思つております。

勤だけでなくなつちやうというのですね。したがって、せっかく出勤はしたけれど仕事ができない。こういうことを私ども考えますといふと、住宅の建設と通勤の問題と勤務の能率といいますか、こういう問題とは切って離されないような関係にあるのじやないだろうか。そういう意味で、大臣からたいへん構想だけは発表になりましたけれども、いつでも発表だけになつて、大臣は更迭して、どこかに行つてしまふというのが今日までの通例であります。そういうことのひとつないよう、これらの問題、十分私は配慮願いたいと思います。

それからもう一つ、住宅と関連をして、最近宅地造成があつちこつちにやられておる。これによつてここ二、三日の新聞では、宅地造成の土地が、何といいますか、くずれ、子供が死んだとか、あるいはまた不當な計画によつて、山の中に入り、宅地造成がされておつたとか、さまざまなもの起きておりますが、ぜひこういう面について、一体、建設省はどの程度の監督なり監視なりされているものだらうかといふのが一点です。

それからもう一つは、最近、労働者住宅協会とか、たくさんできまして、いろいろ住宅団地ができるわけなんです。私はこの間、越谷の市長選がありまして行つてみますと、この五年間、人口が倍になつておるのでね。たんぼの真ん中にどんどん家が建つておる。ところが、建てるほうはそれでいいんですけれども、環境整備をしないために、すべてその後の苦情は自治体に全部持ち込まれる。これはもう市長は下水道の問題から、上水道から、道路の整備から、側溝から、毎日陳情攻め、あるいはその他のことでどうしようもない状況にある。そこで、住宅団あるいは労働者住宅協会でありますとか、さまざまな形で住宅団地がつくられるのですが、その際に建設省は環境の整備の問題についてどういう指導が行なわれ、現実的に自治体に対してもどういう財政的な裏づけをしながら、そういうものを全体的にやつているのか、この二点をまず聞いておきたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 法制上の問題、指道方針を申し上げまして、具体的には事務当局から申し上げます。

を明確にして、工場用地は工場用地として、それからビジネスセンターはビジネスセンター、それから住宅地は住宅地として、それぞれの環境に適した地域区分をいたしまして、そうした区分の中にも、それぞれの機能ある建築をさせていく、こういうふうな四つばかりの手法を講じて、随次やってまいりたいと考えておる次第であります。

具体的にもし個々の問題がござりますれば、事務当局から御説明いたします。

○山崎昇君 きょうは当該委員会の建設でもありませんから、そんなにこまかることを聞くつもりはありませんから、いたずらにしても住宅公園なり、あるいは労働者協会なりがやられる住宅公園設のあとにいろいろな問題が起き上がって、どうも地域住民の感情もよくありませんし、そういう意味でいまお聞きをしたわけです。

それから実はもう一つ問題点がありましたのは、これは新聞報道でありますからどこまで私は真実かどうかわかりませんが、千葉県の知事が今後、住宅公園の団地づくりは要りませんといふようなことを申し入れたとやらの新聞記事が載っていました。それはなぜかというと、私も松戸市へ行ってみて新しくできた団地に住んでおる住民と旧市街地の住民と感情対立がありまして、たいへんな騒動が起きておったというようなところから、おそらく千葉県知事がそういうことを申し入れたのじゃないかと思うのですから、住宅建設はいいとしても、それに付随する環境の整備ということをよほど縝密にやりませんと意味がないのではないか。そういう意味で、いまの大蔵の構想でありますから一応お聞きをしておきたいと思います。

その次に、いま建築基準法を改定して用途指定をしたいというお話をございましたが、この一つの問題点として、この間、公害問題でもたいへん論議されたといいますが、日照権の問題ですね。これは建設省の問題ではないかもしませんが、しかし建物を許可する場合に、この日照権の問題はどの程度まであなたがた検討しつつ高層ビル等

の建設を認めるのか。それからさらに高層ビルができ上がりましてから、かなり回りに予想もしなかつたような災害がやはり起きておる。そういうものについて、これからだんだん私は高層化されしていくと思うのです、大都市では。その場合にこの建築基準法との関係についてどう建設省としては調整をされるのか、あるいは監視をされるのか、これもお聞きをしておきたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) これは先ほど申したように、地域指定をする場合に工場用地とか、あるいはビジネスセンターは日照権問題を取り上げるとこれは不可能になります。こういう地区はむしろ土地の高度利用、それから都市機能を高めるというところに焦点を合わせて進めていくべきだと思います。それからいま日照権という問題は、結局住宅地区においてマンションができるたり、あるいはまたいろいろビルディングができるために非常に困るということが一番問題だと思うのです。したがいまして、住宅地域には原則的にそういうものは、いまのところできてしまつたものはしようがないかもしれません、今後、住宅地帯にはそうした近隣の住宅の環境を悪くするような高層建物は許さぬという方針です。それから、それでもやはり都市になりますと一階建ての広々とした住宅をみな持つことはとうてい困難でござります。その場合に建築基準法等で北側斜線というものを設けまして、少なくとも隣接地区に日光が当たるよう一つの斜線を設けましてそれで保護していく、こういうような措置を講じておるわけであります。

具体的には住宅局長から御説明いたさせます。

○政府委員(多治見高雄君) 日照権の問題でございますけれども、大臣から御答弁がございましたように非常にむずかしいもので、地域性ともからみまして、その地域によってどこまで日照権を保護するかという問題はだいぶ違うと思います。工業地域、商業地域、住宅地域で非常に違います。住宅地域におきましては、できるだけ各戸の日照権を保護したいということでわれわれ考えており

臣が申し上げましたように、北側の斜線制限を設けまして、何とか隣の日照権を阻害しないような最低限度の措置は講じたいということで、今回法律改正をしたわけでございますけれども、必ずしもそれで十分な日照権の保護ができるというふうにはわれわれ考えておりません。ただ、法律的にこの日照権をどういうふうな権利として扱うか、その最終的な決定は今後の個々のケースの民事上の問題として決定せざるを得ないと言ふほかはないのではないかというふうに考えます。

○山崎昇君　なかなか日照権の問題はむずかしいと思うのです。私も。ただ、逆にこれを言えば、居住の自由ということが侵されてくる場合もありますね。自分が住みたいと思うところにどうしても住めなくて、どこかへ移転をしなければならぬということになれば。だから、この問題は基本的な人権とも関連してたいへん重要な問題だと思いますが、いま起きている現象面はやはり高層ビルとか、いろいろな問題から起きておるわけがありますから、何としても私はこれは建設省がその中心になつてくるであろうと、考えるものですから、いま聞いているわけです。しかし、これは刑法上の関係等もからんでくる問題ですから、ここでどう論議するつもりはありませんが、いずれにしても今後高層ビルの許可等々の場合に、これらの問題はやはり慎重に配慮してもらいたい。

それから、あわせてこの高層ビルによる新たな災害、たとえば風が起きるとか、いろいろな問題があるようですね。一番私は火災が起きたときにどうなるのかという心配もするわけでありますが、いずれにしてもビルの高層化に伴うそういう人的、人による災害になりましようかね、自然災害ではないと思うのですが、そういうものについても相当建設省も検討され、消防庁でも私は検討

○國務大臣(根本龍太郎君) 大都市のビジネスセンターはどうしても高層化することが現実に起つてくると思います。それに対応するために建築基準法等でもかなり厳重に、災害が起きた場合の人命救助、予防措置、こういうことを配慮しなければならぬということで、これについては建設省のみならず、消防厅その他警察関係等と綿密な連絡をとりまして指導すると同時に、建築確認の際、相当厳重にこれを事前に調査をして遺憾なきを期していこうと思っております。ただ、いま問題に提起されました風害は、これは非常にむづかしくいうございます。ビジネスセンターでビルディングがたくさんできる、お互にやつておるからそれほどの被害はありませんけれども、わりあいに、せいぜい一階か三階の建物の中に三十階も四十五階もぱあっと建ちますと、これが非常に迷惑给您る。ところがこれを規制することも現在できなない、現実の問題として。これはひとつ研究課題として、構造上どうすれば風害を防げるのか、これはもうやむを得ないものかどうか、これも研究室ではうもこの研究を、建築研究所でもどこでもまだやつております。今後の研究課題としてこれはやらなければならぬものと考えております。

○山崎昇君 気象庁で何か少しやつてあるようですね、聞いてみますと。しかし、いずれにしてみれば、これはたいへん重要な問題だと思しますかね。私はビルディングを建てるほうの建設省のほうでも十分御検討いただきたい。

それから、もしその回りの住宅で被害を受けた場合に、だれが責任を持つてそれを補償をするのか、この問題は、私は被害者の救済の問題といふのもこれはずいぶん重要な問題じゃないだろうか。これはもう自由ですからまいませんといえども、回りの人は一体どうなるのか。そういうものがあわせて、これは建設省の所管かどうかわかり

年計画というのがございまして、たいへん国道は整備されております。しかし、私もずっと回ってきましたし、何としてもおくれておるのは都道府県道なり市町村道、とりわけ、国道につながるところは多少整備をされてきておりますが、それともころどころ切られつゝ、地方道というものが舗装されてきておりますから、どうも車の流れ等がそこら辺で行き詰まつてくる。こういうこともありますので、地方道の整備についてはたいへん努力されおるのだだうと思いますが、今後具体的にどのようになりますか、聞いておきたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘の点であります。ですが、地方道の延長は非常に大きいのです。府県道はまだいいのですけれども、市町村道になりますと、市町村 자체で実は延長距離並びに実態を把握し切れないというのが現状であります。特に過疎化したようなところになりますと、全くこれが道路でなくなるような傾向もある。しかも、一方においてはモータリゼーションがはげしいものでござりますから、道のかつこうさえあればどこへでも行ってしまうというところ非常に矛盾がござります。われわれ建設省の持っている予算も非常に限られたものでございますから、そこで、これをいかにして効果的に有効に道路政策に使うかということになりますと、おのずからそこに創意工夫をこらさなければならない。そこでいま国道並びに府県道と連関いたしまして、その地域社会が最も道路の恩恵を受けるか、これをいま調査をさせ、一つの生活圏なるものを実態に合わせて調査をして、市町村道のうちにおいて国道、府県道など、いうネットワークをすればその地域社会が最も道路の恩恵を受けるか、これをいま調査をさせ、一つのプロジェクトができると、それを生活圏構成などで、その中でネットワークをつくっていく。そういうふうにして重点的に地方道と国道、それから末端の道路とを連関づけるということをいまやりつづります。

それからもう一つは、この前 県道が国道に格上げされたので、今度は市町村道を県道に格上げする。府県道から国道に格上げされるもののいま検討を地方自治体と相連携して進めております。こういうふうにして地方道のうちでも市町村道をでかけるだけ県道に、あるいは地方主要道路に格上げして、それに公共事業費をつぎ込んでいってやるということにいたさないと、市町村で市町村道を処理するのはなかなか困難になつてきておると思いまして、いまそういう準備をいたしておる次第でございます。

○山崎昇君 大臣の答弁なんですが、ただ私はずっとと回ってみまして、観光道路でありますとか、言うならば、レジャーに関係のあるところはもう最優先みたいに舗装される、あるいは整備をされる、林道を切り開いたり、あるいは農道を入れたり、実際に国民が生活をする、まあいうならば生活道路みたいなものはなかなかそうなつてこない。そこに、先ほど大臣が、いま車があえて思わざるところで車が入るようになつて困つておるというお話をすけれども、私はこれは観光行政とも関連しておる問題であつて、たいへん重要なと思うのですが、そういう意味で、私はほんとうに国民が生活する道路というものをやるには、やはり市町村道というものが中心だと思う。たいへん力を入れているようでありますけれども、この点はもう少し考え方を改めてもらいませんと、どうも観光優先のような気がしてなりません。そういう意味では、せつかくこれから県道を国道にし、地方道を県道にしながら道路整備を行なうと、こういう大臣の構想でありますけれども、生活優先ということを念頭においてこの問題は進めてもいいたいということをひとつ要望しておきたいと思います。

それから、いま生活圏という話がございまして、実は私もいま新全総というのを検討しておるつもりでございます。北海道の開発審議会委員をしておりましたから、いろいろ検討しておるのですが、どうもわがらない点が二、三あるわけで

す。なぜならば、建設省は生活圈構想と言う、通産省は生産生活圏と、こう言う。自治省へいけば広域市町村圏と、こう言う。新全総では一次圏、二次圏、三次圏と、こうなつております。そこで一体、私は閣内でこの新全総を中心におそらくその年々の計画を練られておると思うが、それがほんとうのいわば生活を単位にした構想になつてくるのか。あまりにも各省ごとに構想が発表になるものですから、受けるわれわれのはうとしてはわからないわけです。そして具体的に市町村に行つて、一体、広域市町村圏というのは何をやるのでかと聞けば、第一に道路の計画のようですね、第一は公民館をつくるような計画ができるのであります。そうすると、私は建設省へ行って、生活圈構想とどこで接点が合つて、どこで違つて、将来一体どうなつっていくのか、この辺のところがわからぬのですから、できましたら大臣から新全総でいう第一次、第二次、第三次生活圈構想といふものと、各省が言つておりますしながらやつしていくのか、迷つておるのでひとつ御説明をいただきたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) どうも日本では役所がそれぞれの独自の、何といいますか、ことばを使つておきらしいのでございますが、それで、いろいろ同じ目標をたどりながらも、若干の違いをいかにも非常に大きな違いがあるかのごとく印象づけて混乱をしておることは事実だと思います。われわれのほうの道路計画の基本的なあれは、一番の土台になるのはやはり新全総を受けとおることは事実でございます。日本国土全体としてバランスある開発をするその基礎としての道路計画であります。われわれの生活圈構想と自治省の広域市町村圏との関係は、私のほうが少し範囲が大きいのです、事實上。それで自治省のほうは、いわゆる行政の便宜のために隣接町村が、ここには道路をつくりたい、ここには公園をつくりたい、あるいは屎尿処理を一緒にやりたいといふことでいきますが、われわれは、その核にな

る地方の各都市と、それから関係町村、相当山村に至るまで、一つの道路のネットワークをどう使つた場合にその地域が全体としてどう生きるのか。あまりにも各省ごとに構想が発表になるものですから、受けるわれわれのはうとしてはわからないわけです。そして具体的に市町村に行つて、その実施の際には、地方自治体と十分にこれに協議の上つくります。具体的に申すならば、各都道府県と十分に打ち合わせをしてこれをつくるのでありますから、数個の広域市町村をまたがる生活圈道路構想が現実につくられる、これが事実でござります。したがいまして、事務的にこれをやる場合には、中央では自治省、地方では県と十分連絡をとりながらその具体計画をつくつていく、こういう段階でございます。

○山崎昇君 そうすると、あれですか、私の理解が間違つておたら訂正願つていいと思うのですが、建設省等でお考えの生活圈構想というのは、主として、ことばが適切かどうかわかりませんが、経済単位みたいに考えられておる。それから自治省の言う広域市町村圏といふのは、行政単位のような考え方でやられているのである。この点は、私も自治省の広域市町村圏といふのが行政単位みたいな考え方になれば、これは第二次の町村合併のような様相を呈していくのじゃないか、こう考へざるを得ないわけですよ。ところが、建設省のほうはそうではないのだ。ただ道路のネットワークを中心にして、この流れが一つの単位として生活がやりやすくなる、言うなれば経済が中心であるというように理解をすれば、多少の違いがあるのじやないかという気がいたしまず。しかし、今度は、通産省で言う生産生活圏と

工業生活圏ですか、それから農林省のいわゆる最近の農工一体と新総合農政の立場から、いろいろの構想が出ていたわけでございますが、これについても実は、これはわれわれの道路政策にも私は大きな反省を加えたのでござります。従来は国道なら国道ばかりを延長して延ばしていく、府県道は府県道でこれを延ばすということばかりに、重点を何といいますか、一つの長期計画をみなそぞれぞれの線路を持っておつて、予算がついたら、年次計画でこれに予算を張りつけていくという傾向が強かつた。ところが一方では、大きく経済社会の変貌が出てきております。それに対応する道路が彈力的にできないところに、交通麻痺の問題や、いろいろの地域社会のアンバランスが出てくることがあります。しかしながら、これまで建設大臣もそうありますが、工場の分散と農業農園地を農林省がつくるという具体的な計画をつけてやる。これは同じく通産省がある地点に

と思います。一体どこまで調整されたもので、どこから違ひが出てどうと、私ども本だけ読んだのではわからないわけです、正直言つて。できたらもう少しそちらの関係についてひとつ説明願いたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御承知のように、農林省は道路政策上関係のある問題、いわゆる農免道路を持つております。これはもちろん地方道と同様の効果があります。ただ、あれは例のガソリン税の見返りということであそこまでいつたのであります。が、これを設定する場合には、必ず建設省の道路局と打ち合わせの上に、これは農免道路でいく、建設省ではこれとのネットワークを考えながら、それじゃこれは地方道でいくというふうな打ち合わせをいたしております。

それから現在の、御指摘になりました通産省の

道路は府県道でこれを延ばすというとばかりに、重点を何といいますか、一つの長期計画をみなそぞれぞれの線路を持っておつて、予算がついたら、年次計画等がついて、この国道の整備から始まって、いまの大臣のお考えになりますように、府県道も市町村道もあわせて総体的に道路の整備をはかる。そこへ新しく今度は農業問題と関連をし、農林省から田園工業都市という構想が出され、農業政策に基づく田園工業都市計画といふものとがマッチすれば、私はそれはそれでいいと思うのです。そうでなければ、これはたいへんなことになるのではないだろうか。言うならば、結論からいえば、道路計画もある程度変更しなければならない、あるいは生活圈構想も相当変えなければ、この農林省のいう田園工業都市といふものはでき上がつてこないのじやないか。そうすると総合農政といふものは絵にかいたもになつてくるのではないか、私はそういう意味で、どうも先ほど役所というのは縱割りだと言ふのですけれども、あまりにもいろいろな構想が出て、それが接点がない。どう考えてみても、それぞれ別個に存在していく、どこでつながるのかと聞いてみますと、あまりつながりがない。こういうことは私は、閣内の問題ではありますけれども、どうも建

立つて、いろいろなことがわかれれば、それもわれわれのほうは考慮してつけてやる。こういう弾力的な体制をつくったわけでございます。しかしながら、初めから全国にそういうものがはつきりとできていなかったために、いわばそのつどそのつど協議してつけるという、いまはまだ段階でございます。いずれこれが農林省における例の地域分担が明らかになりますが、これに対応する通産省の工業分布ができるれば、それと合わせて、われわれはいまの生活圈構想ともあわせて道路のネットワークをさらにもう少しそちらの関係についてひとつ説明願いたい。

○山崎昇君 重ねてもう一点お聞きをしたいのは、この新全総ではネットワーク方式をとる、こういうのですね。そして、その前にすでに道路五ヵ年計画等があつて、この国道の整備から始まつて、いまの大臣のお考えになりますように、府県道も市町村道もあわせて総体的に道路の整備をはかる。そこへ新しく今度は農業問題と関連をし、農林省から田園工業都市という構想が出来てきた。そして工場を地方に分散をする、こういふ計画が出てくるわけですね。そうすると、既存の道路計画なりこの生活圈構想といふものと、新しく農業政策に基づく田園工業都市計画といふものとがマッチすれば、私はそれはそれでいいと思うのです。そうでなければ、これはたいへんなことになるのではないだろうか。言うならば、結論からいえば、道路計画もある程度変更しなければならない、あるいは生活圈構想も相当変えなければ、この農林省のいう田園工業都市といふものはでき上がつてこないのじやないか。そうすると総合農政といふものは絵にかいたもになつてくるのではないか、私はそういう意味で、どうも先ほど役所というのは縦割りだと言ふのですけれども、あまりにもいろいろな構想が出て、それが接点がない。どう考えてみても、それぞれ別個に存在していく、どこでつながるのかと聞いてみますと、あまりつながりがない。こういうことは私は、閣内の問題ではありますけれども、どうも建

設省だけにお聞きするのはどうかと思いますけれども、ただ建設省が具体的にいまの生活圈構想ということで進められてるわけでありますから、そういうことで進んでおられるわけではありませんから、この点も新しく出るそういう構想との接点というものをおきましてお考えになつて、この生活圈構想といふものにこれからとめられていくのか、この点もう一度お聞きしておきたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 生活圈構想でできているものはまだそなへんございません。これからやるものが多いのです。そこで、いま御指摘になりました農業上の地域分担、あるいは工業立地関係の計画等もこれから出てくるでしようから、それにあわせて若干の道路政策の、道路の路線の変更も、これはやむを得ないと思つております。御承知のように現在の道路計画は、縦貫道路においてすら、これは基本計画と、それから整備計画とは若干のここに時間的ずれも置いてあります。まして一般国道や地方道になりますと、これは状況に応じて路線は若干曲ったり何かするところがありますから、私はそれほど道路政策上も大きな支障なくできるのじゃないか、こう思つておる次第でございます。

○山崎昇君 それじゃ次にお聞きしたいのは、中小河川の管理についてお聞きしておきたいと思ひます。どこに行つても一級河川等は建設省でいろいろな看板等を出しておりまして、よくわかるのですが、ところが中小河川になつてきますと、相当まだ手つかずの状態、状況にあるんじゃないですか。特に私は都市化政策の問題と関連をして、今後中小河川といふものと下水道の問題は密接不可分の問題になってくるのではないだらうか、そういう意味で言うと、中小河川の整備、管理の問題と、下水道の整備の問題とは切り離せない問題ではないかと考える一人なんです。そういう意味で中小河川の問題について、あわせて下水道の問題について建設省はどの程度の計画をお持ちになるのか、お聞かせ願いたい。

○國務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のとおりです。従来は治水を中心としてやつたために、大河川に大災害が起こらないようにといふことでやつてきました。ところが最近のようないふことでも雨が降れば、これが非常に大きな災害を起こしてくる。そこで先般来建設省としては、都市河川に重点を入れまして、都市河川については優先的に治水関係からやつしていく、これは特にいま御指摘のようになります。都市の消火せんは實質上これは下水として取り扱わざるを得ないということになりまして、これは都市下水路としてむしろ都市局でこれを管理してお世話するというようになつておる次第でございます。

なおまた、中小河川において、地方でもかなりこれは都市化している現状でございます。したがいまして、これについても、ただいま御指摘のように、災害の問題と同時に、地域社会の環境の改善という点から、これは重点を入れてやることにいたしました。特にこれは従来、河川法上二十九条で、政令をもつてこの河川の清潔を保持するよう実は法律に規定しておつたのですが、いままでどうも各省の意見対立で整理ができるなかつた、それを私は各閤僚の皆さんと協議の上、やはり強力にこれを責めて、これに対する政令もでき、この管理責任をはつきりするようにさせる、さらに今回の水質汚濁防止の法律ができますれば、これはそれぞの管理者が河川を汚染するものについて改善命令等で適当な指示命令ができるようになりました。一だんと中小河川のいままで一つの抜け穴のもとになつておつたのが、今後はかなり整備できるようになるのじゃないか、こう思つております。

○山崎昇君 いま大臣から治水面ばかりでなしに、都市開発の面からこうしたいというお話をございました。私も回つてみてしみじみとそう思うわけです。そういう意味で日本の場合には下水道

の整備がたいへんおくれているわけです。またこれは終末処理の問題とも関連してきますが、いざれにしても中小河川の問題は、いまお話をありますように、単に治水だけでなしに、放水路としての問題もあるでしょう。そういう意味でこれはぜひ整備を願いたいし、また、各自治体がおそらく中心になると思いますが、その際これは自治体にあまり負担させたつてできるものであります。十分ひとつ国のはうでそれらの財政的な問題についてもお願いをしておきたいと思います。

最後に私がお聞きをしたいのは、実は前回の国會で地価の公示法案が引き上りまして、二、三地価について公示されたことも見受けているわけですが、この法律ができ、一体地価対策にどのような役に立ったのか、あるいはこの法律によって地価を公示して、それによって地価が整備をさされているのかどうか、そういう問題について現状並びに効果についてお知らせを願いたいと思います。

○政府委員(高橋弘篤君) 地価公示について御説明申し上げますが、御承知のように昨年地価公示法が制定されたわけでございます。それに伴いまして、ことしの一月一日現在の価格をもしまして地価を公示して、それによって地価が整備をさされています。

これは九百七十のうち三百三十三地点において大体そういうことの規準にできたものがあるのでござります。さらに法律上におきましては、不動産鑑定士がこれについて鑑定をする場合には、これに五万七千くらいの鑑定件数がございます。このを規準として鑑定するということになつております。これについても不動産鑑定士が約千六百人ばかりおり鑑定をいたしております。大体、昨年に五万七千くらいの鑑定件数がございます。この鑑定にあたりましては、これをその規準とできる場所におきましては規準といたしておるというふうに考えておる次第でございます。

こういうことで、具体的な数字で申し上げまして、市町村においてこれを閲覧することになつて、市町村においてこれを閲覧することになつて、御承知のように法律の目的の趣旨といったことは、これは判明しかねる点でござりますけれども、御承認のとおりに、法律での地価の公示価格は土地の取引価格の目安とするということが書かれております。これにつきまして一般的の民間の取引について、どういう目安に何件なつたかと、そういうことは、これは公示して以来十一月までに約三千件といふことです。その閲覧を申し込んでござりますけれども、これが正式に申し込んでござります。

○山崎昇君 最後に、私はこの法案を審議しながら一つの矛盾を感じておるわけですねけれども、いま大臣からいろいろ建設省でそのほかのたくさん

の政策を持つてやられるわけなんです。そしてまた新しい政策もどんどん立案されながら行政を進めるわけなんですが、その際にどうしても事業が進めば、やはり人も多くならなければなりません。ところが人の面にならざりますと、第一次削減から始まりまして、今度の八月二十五日の閣議決定でも、従来に倍する削減計画が発表になつた。どうも私は、事業だけはいろいろ美しいことを並べられて、そうして構想が述べられる。ところが人の面になると削られてくる。言うならば事業と定員というものがどうもアンバランスの状況にあるのではないだろうか。で、これらは傾向としては、それによるために、やはり定員外職員等の措置があえてくるのではないか、そういう風のあります。そういう意味で、大臣はいろいろ構想を発表され、また現実的に、いま御説明を受けた中でも、かなりの事業を行なうのですが、それぞれ従事する人の問題について大臣は一体どのようにお考えになるのか。この一点聞いておきたいと思うのです。

○国務大臣(根本龍太郎君) 一般常識的にはそう思われるが当然だと思いますけれども、建設省の事業がどんどん伸びるに従って人員をふやすということになりますと、たいへんなことになります。それで、この建設省の管理機構を実は彈力的に、しかも総合的にやることをいま考えておるわけですが、従来ややもすれば建設省内においても縦割りであって、住宅局のことは住宅局だけでやつておる。ところが本来、住宅のためには道路のことも考えてやらなければならないし、あるいは下水のことも考えてやらなければならぬ。ところがそれが縦割りであったために、かなりばらばらであったが、今度は省内に審議官を中心とする、いわば參謀部的なものをつくりました。で、これには総合的な対策をつくり、そして各局がこれに協力して能率をあげるということをやつております。それから大部分の仕事は、建設省が民間発注ができる仕が多いのです。それ

から計算その他のことは、最近はコンサルタントが発展してまいりましたので、そういうものに外注するということで、これに対応するほか、最近私が事務当局に命じまして技術懇談会を開いております。これは大学、それから企業、それから建設省、こういうものが集まりまして、行く行くは私は財團法人で総合的な研究情報機関をつくりまして、そしたらものを活用していかざるを得ない、こう思つております。

実は私が十二年前に、いまの道路特別会計を設けるときにあたりまして、従来のやり方でいえば、大体二万五千人ふやさなきやならぬ計画だつたのです。ところが、そのときに行政管理庁のはうからきつい条件がつけられて、道路特別会計は認められたので、そこで今まで建設省の現場の直當でやつたのを、ほとんど全部これは外注にしました。コンサルタントもつくったということでおもて、できるだけ人員を少なくして能率的な運用をやむを得ない最小限度の増加は、これはわれわれも要求しますけれども、それでも事業にこうスライドしていくということは許されないので、いわゆる管理体制、それから発注の形式等を考えて、できるだけ人員を少なくして能率的な運用をはかつてまいりたいと考えております。

○山崎昇君 事業執行方針なり管理体制の問題は、私はまたあらためてこれは行政機構のときにでもやりたいと思うので、きょうはまあ終えたいと思いますが、いずれにしても、国の予算の中で建設予算というのは相當な面を占めて、また国はこれで保護されるということが一つの私は限界点だと思います。これは都市生活でも同じでございまして、一つの文化というものは、ある意味から言えば自然破壊でございます。自然は破壊したけれども、総体的には人間生活にプラスになると、結局は人間生活がそれで豊かにかつ快適になるか、そうしてその限界点は相互にバランスとってもプラスになるということにならなきやならない。ところがそれが縦割りであったために、かなりばらばらであったが、今度は省内に審議官を中心とする、いわば參謀部的なものをつくりました。で、これには総合的な対策をつくり、そして各局がこれに協力して能率をあげるということをやつております。それから大部分の仕事は、建設省が民間発注ができる仕が多いのです。それ

で言えば、調和をとるのかという、これはなかなか私はむずかしい内容を含んでいると思うんです。しかし、いま国民の中からは、自然保護という問題についてたいへん声が大きくなりつつあります。そこで、主として開発といいますか、建設を担当する建設省として、この自然保護という問題について、大臣としてどの程度の決意を持ちながらやられるのか。あるいはこれは具体的に問題が起きなれりや、ばくとしておりまして、抽象的にはなかなかお答えにくいと思いませんけれども、この自然保護の問題についての見解をお聞きをして、私の質問を終える次第であります。

○国務大臣(根本龍太郎君) たいへん大きな問題で、しかも具体的に申し上げることは非常に困難でございますが、これはまず一つは、道路をつくっていることは、ある意味においては自然破壊です。しかしながら、それをやらなければ人間生活の発展性ができないということになりますので、その調和点は最小限度の自然破壊で、しかもその局部だけは破壊されるけれども、残った自然是これで保護されるということが一つの私は限界点だと思います。これは都市生活でも同じでございまして、一つの文化というものは、ある意味から言えば自然破壊でございます。自然は破壊したけれども、総体的には人間生活にプラスになると、結局は人間生活がそれで豊かにかつ快適になるか、そうしてその限界点は相互にバランスとってもプラスになるということにならなきやならない。ところがそれが縦割りであったために、かなりばらばらであったが、今度は省内に審議官を中心とする、いわば參謀部的なものをつくりました。で、これには総合的な対策をつくり、そして各局がこれに協力して能率をあげるということをやつております。それから大部分の仕事は、建設省が民間発注ができる仕多いのです。それ

ます」というと、こういうことが書いてあります。「地方建設局——北陸局を廃止するとともに、補助金関係事務を簡素化し、また、河川、道路等に関する公共事業をできる限り地方公共団体に移管して規模を縮小するほか、工事事務所および出張所を整理統合すること」、ところが、今度の法案は東北、北陸、中国、四国の地建の組織を拡大する方向になっておるわけであります。大臣はこう思つております。

○国務大臣(根本龍太郎君) 行政監理委員会は、行政の簡素化、能率化という観点に立つて真剣に研究された結果でありますから、それ自身としてお考えになつていらっしゃいますか。

○国務大臣(根本龍太郎君) 行政監理委員会は、行政の簡素化、能率化という観点に立つて真剣に研究された結果でありますから、それ自身としてお考えになつていらっしゃいますか。

○中尾辰義君 最初に法案に関連いたしまして一点だけお伺いをいたします。

大臣も御存じでしようけれども、ことしの十一月に行政監理委員会から「当面の行政改革事項に関する意見」が提出されております。その中を見

ます」というと、こういうことが書いてあります。「地方建設局——北陸局を廃止するとともに、補助金関係事務を簡素化し、また、河川、道路等に関する公共事業をできる限り地方公共団体に移管して規模を縮小するほか、工事事務所および出張所を整理統合すること」、ところが、今度の法案は東北、北陸、中国、四国の地建の組織を拡大する方向になっておるわけであります。大臣はこう思つております。

○中尾辰義君 まさにようのところは建設大臣の御意見を拝聴するだけにしておきますけれども、監理委員会の意見が出たということは、やはり今まで、賛成しかねておるのでござります。

○中尾辰義君 まあきょうのところは建設大臣の御意見を拝聴するだけにしておきますけれども、監理委員会の意見が出たということは、やはり今まで、賛成しかねておるのでござります。

後検討の対象になるのじやないかと、こういうよ

うに私は思うわけであります。

それで道路、住宅行政について若干お伺いをしたいと思います。

これは京都における国道二十四号線の観月橋並びに百七十一号線の久世橋の架橋につきまして、

両方の橋は交通量が非常に繁多に相当激しくなつた

ております。地元住民からもかねてから非常に要望がござりますし、この促進方につきまして、

しばしば要望もあるわけであります。この事業計画はどうなつておるのか、その辺からひとつお願いしたいと思います。

○政府委員(高橋国一郎君) 最初に観月橋につきまして御説明申し上げます。

現在の観月橋は国道二十四号線にかかるおり

ますが、観月橋のところにおきまして京都の環状

線と、それから京阪電鉄と平面交差いたしまし

て、しかも非常に交通量が多いために混雑をいた

しておるわけでございまして、すでに三年ほど前

から計画が立案を終わりまして、現在工事着工中

でございます。全体の計画は十二億四千万とい

うことになつております。そこで、そのうち用地補償費が

五億七千五百円、四十五年度につきましては一

億九千五百万円をもしまして工事に着手しておる

わけでござります。このうち大部分は用地補償費

に回しております。なお、用地買収につきまして

は、京都府が行なつておるわけでござりますが、

四十六年度につきましては、よいよ橋梁の拡幅

工事にかかるということになつております。た

だ、ここは観月橋の前後の用地買収がかなり難航

をきわめております。北側のはうにつきましては、現在立ち入りが拒否されておるような状況でござります。

その次に、もう一つの久世橋についてでござい

ますが、久世橋は国道百七十一号線の京都市の久

世といふ地先にかかる橋でございまして、立ち入りの測量もできておらないような状況でござい

めているわけでございます。これは昭和四十五年度におきましては、事業費一億二千万円で、用地買収並びに工事にかかるようにしております。久世橋の概要是、橋の長さが二百七十五メートルでございまして、全体の事業費が六億七千万程度でございます。四十五年度に上部、下部を国庫債務費でもつて、一億二千万をもしまして工事に間もなく着工する予定になつております。

○中尾辰義君 それで、これは橋の構造はどういうふうになりますか、観月橋の場合と久世橋の場合は、簡単でいいですから。私が伺っているのは、観月橋の場合は、立体交差になつて、久世橋の場合は、いまの橋にあわせまして、往復を分離をされる、そして新しい橋ができるよう聞いておりますが。

○政府委員(高橋国一郎君) 観月橋につきましては、先ほど申し上げましたように、京都府の環状

線と立体交差にし、さらにつくそわきを通つております京阪電鉄宇治線とも立体交差するため

に、現在の橋よりも相当高いところを通るようになります。橋のタイプは連続したと申しますタイ

プでございまして、メタルでつける予定になつております。

それから久世橋につきましては、久世橋は現在の橋のすぐ上流側に並行して同一形態の橋をつく

ります。現在の橋が二車線しか通りませんので、両方併用しまして四車線にするという計画になつております。タイプは現橋と同様でござります。

○中尾辰義君 それでは、大体いまの見通しで、用地の買収はいつごろ終わる予定なのか、いつご

考えになつていらっしゃるのか。大臣から確たる

答弁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 実は中尾先生御指摘のとおり、家賃問題は具体的に検討を進めており

ます。これは大蔵当局からも、現在新しい公団住

宅をつくる場合には、土地あるいは建築費、管理

費等高くなつておるから上げてはどうかというこ

とで要求をされております。それから一方において、古い前に建てたものが都心に近い、割にいい

条件にあるにもかかわらず非常に実は安い。それ

で入居者の中から不公平論が出ております。これ

も是正しなきやならぬと思って検討はしておりますが、四十六年度は、これは非常に影響が国民

感情へ相当響くのであります。私としては、明年

一年は検討して、明年中は上げたくない、そういう

ことで財政当局と折衝中でございます。

○政府委員(多治見高雄君) お答えいたします。

ただいま大臣から御説明申し上げましたよう

に、住宅の入居階層につきましては、住宅政策全

をやつた条件との齊合のよう聞いております。

それから南側につきましては、いま申し上げましたように、四分の一が用地測量を拒否しております。

それで、現在の見通しでは、この用地買収が完了しないといふと実際の事業にかかれないのでござりますけれども、いま鋭意努力しておりますの

で、できれば来年度中には工事に入れるようになります。

○中尾辰義君 それで、これは公団住宅がで

きた当時は——現在も住宅難でございますが、非常に住宅の需給関係が逼迫しております。とい

うふうになりますが、おおむね用地

の——久世橋の西側の用地がまだ半分程度残っておるようございますけれども、これは間もなく

解決する見通しがついております。したがいまし

て、久世橋につきましては、ことしの十月の末に

すでに下部工事を発注しております。まだ工し

ておらないかもしませんが、準備中でございま

して、四十五年、四十六年の二ヵ年で久世橋を完

了する予定にしております。

○中尾辰義君 それじゃ住宅公団の問題で若干お

伺いをいたしたいと思いますが、建設省で住宅公

団の家賃の値上げを検討をされておるようです。

一部新聞にも出ておりますが、家賃の値上げがい

ま物価高でありますから、慎重にしなければなら

ないと思うわけでございます。どういうふうにお

考えになつていらっしゃるのか。大臣から確たる

答弁をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(根本龍太郎君) 実は中尾先生御指摘

のとおり、家賃問題は具体的に検討を進めており

ます。これは大蔵当局からも、現在新しい公団住

宅をつくる場合には、土地あるいは建築費、管理

費等高くなつておるから上げてはどうかというこ

とで要求をされております。それから一方において、古い前に建てたものが都心に近い、割にいい

条件にあるにもかかわらず非常に実は安い。それ

で入居者の中から不公平論が出ております。これ

も是正しなきやならぬと思って検討はしておりますが、四十六年度は、これは非常に影響が国民

感情へ相当響くのであります。私としては、明年

一年は検討して、明年中は上げたくない、そういう

ことで財政当局と折衝中でございます。

○政府委員(多治見高雄君) お答えいたします。

ただいま大臣から御説明申し上げましたよう

に、住宅の入居階層につきましては、住宅政策全

般の問題でございまして、それぞれ公営住宅、公団住宅につきまして、対象の入居階層を分析してきているわけでございまして、現状で申しますと、大体公団の場合、最低限を申し上げますと、家賃一万七千円といたしました場合に、四倍以上の収入の方ということになつております。それ以下の方について、所得分析をいたしまして、それぞれ公営住宅等に入居されるよう、全般の住宅政策をきめているわけでございます。

○中尾辰義君 公団住宅の家賃ですね。家賃の現状は、一番安いところから一番高いところ、どういうふうになつてあるか、その辺の現状を少し。○政府委員(多治見高雄君) お答えいたします。

先ほど大臣からお話しございましたように、住宅公団創立以来、毎年度相当な戸数の住宅を建てておりますので、古い住宅と新しい住宅との間に非常な家賃の格差がございまして、現在団地の住宅について申し上げますと、昭和三十年度に建てました住宅につきましては、平均家賃が四千五百円となっております。四十四年度に建てました住宅につきましては、家賃の平均一万五千四百円ということで、約三倍以上の値上げという姿になっております。

○中尾辰義君 一万五千四百円が一番最高ですか。私が聞いてるのは、一番安いところから一番高いところまで、あなたの親切に言わなければだめですよ、めんどろくさいような答弁では。○政府委員(多治見高雄君) いま、私が申し上げましたのは、団地アパートの平均家賃の年別の値段でございまして、具体的に現在公団が所有しております賃貸住宅で一番高いものということでお話をしますと、これは団地ではありませんが、市街地住宅といたしまして二万九千四百円という家賃の住宅がございます。

○中尾辰義君 結局、入居の資格といふものは、月収が四倍程度なければならないということになりますけれどね。平均二万円といたしましても、八万円程度の月収がないと、この人は入れないと、こうすることになるわけですが、これでは住

宅公団をつくりました趣旨に若干反するような気がするのであって、労働者のために良質な住宅を供給する、こうなつて、勤労者のための良質な住宅を供給する、これが物価が上がると計算され家賃が上がるんだらうと思ひます。それで、その辺のところをもう少しひとつ詳しく述べてください。

○政府委員(多治見高雄君) 公団家賃の計算方式は、省令ではつきりきめてございまして、建設費と用地費をもとにして計算するということになつております。したがいまして、その計算の方式は年によって変わらないわけでございまして、ただ用地費、建設費が上がりましたために、同じ計算方式で計算しました結果の家賃が変わつてしまつて、建設費を七十年、五分という金利で償却する計算で家賃の計算をいたしております。

○中尾辰義君 それでは、建設費を七十年で償却するということが基本になつてあるわけですか。○政府委員(多治見高雄君) そのとおりでござります。

○中尾辰義君 そうすれば、これは大臣は、ことし

は、四十六年度は家賃は相当物価に影響するので

上げない、しかし四十七年度については検討しなければならないよな発言がございましたが、いま

○中尾辰義君 そうすると家賃を上げなくては困るといふことです。

それからもう一つは、従来、地方自治体が公

園、あるいは育児所、こういう付帯的な出費が多

いから歓迎しない。そこで勢いそうしたところの公共的施設まで公団の負担にさせられる、これがコストアップする大きな原因です。そこで私は現

在、いま自治省その他と検討しておるのは、いまの固定資産税の評価を宅地に近くさせていくとな

りますが、戦後、衣食住の問題で衣と食、着物と食

べもののはうはまあどうにかなつておるわけです

ね、住のほうが、いまだに解決されていない。ですから住宅のほうに私はもう少し政府は力を入れるべきじゃないかと思うのです。それから公営住宅がふえてきます。そうすれば今までのようないふくらむなつてくるということで、地方財政上の基

初公団の設立された当時の趣旨に合うのかどうか、その辺のところを一へん大臣伺いたい。

○国務大臣(根本龍太郎君) 御指摘のように、現在の手法そのまま継続していく、これが物価が上るという計算すれば、御指摘のとおり

して、

安い住宅団地を国で大規模に開発して、そこ

に公団住宅を設置するような、いわゆる用地費を

だらうと思います。ところで、これは、私は、そ

れを経済の趨勢だからやむを得ないと言うなら

ば、これは建設省無策だといわれるに違いない。

そこで、私は、現在住宅公団の公団住宅を建てる

新しい技術、手法をいま検討さして、建設費

と用地費をもとにして計算するということになつております。したがいまして、その計算の方式は年によって変わらないわけでございまして、ただ用地費、建設費が上がりましたために、同じ計算方式でプレハブができるかということです。これは非常に高くつくのは、建設労働者の不足と、建設労務費の非常な高騰といふことが相当のウエートを占めておるのでござります。そこで、ある程度まで工場で生産して、組み立て式にするとなれば、その労務費が相当改善される。それから、いまのよう一棟、一棟違った設計であるから、これはなかなかむずかしいけれども、これが規格化されれば、工場生産でコストダウンできる。この開発をこの一、二年で相当進めてまいりたい、これが一つです。

それからもう一つは、従来、地方自治体が公

園、あるいは育児所、こういう付帯的な出費が多

いから歓迎しない。そこで勢いそうしたところの公共的施設まで公団の負担にさせられる、これがコストアップする大きな原因です。そこで私は現

在、いま自治省その他と検討しておるのは、いま

の固定資産税の評価を宅地に近くさせていくとな

りますが、戦後、衣食住の問題で衣と食、着物と食

べもののはうはまあどうにかなつておるわけです

ね、住のほうが、いまだに解決されていない。す

べども自分のほうで持てといふことがだんだん

なくなつてくるということで、地方財政上の基

礎をつくらしたいということ、それからも

う一つは、いま登記させておるのであります。が、首都圏とか近畿圏とか、中部圏といふように大都市の周辺に相当大規模の都市開発をやりまして、これには鉄道、道路、そういうものをつけて、安い住宅団地を国で大規模に開発して、そこには公団住宅を設置するような、いわゆる用地費を政策的に安いものをつくるという努力を進めていただきたい。こういうものを総合していきますれば、いま御指摘のように毎年毎年上げなくていい扱いができるやしないか、その見通しを立てた上で、公団住宅を長期的にどういうふうな住宅、いまの家賃をきめるかということの研究が必要だと思つてます。ただ大蔵省がいま用地費その他を上げるといふことに応じないゆえのものも、たとえば、いま上げては困るということではなくて、そうしまで、たとえば、今度は、この見通しの上に、今度は一定の年限たてばある程度まで工場で生産して、組み立て式にするといふことに対するものも、たとえば、いまのよう一棟、一棟違った設計であるから、これがなかなかむずかしいけれども、これが規格化されれば、工場生産でコストダウンできる。この開発をこの一、二年で相当進めてまいりたい、これが一つです。

それからもう一つは、従来、地方自治体が公園、あるいは育児所、こういう付帯的な出費が多いために、公団の負担にさせられる、これがコストアップする大きな原因です。そこで私は現在、いま自治省その他と検討しておるのは、いまの固定資産税の評価を宅地に近くさせていくとなりますが、戦後、衣食住の問題で衣と食、着物と食べもののはうはまあどうにかなつておるわけですね、住のほうが、いまだに解決されていない。ですから住宅のほうに私はもう少し政府は力を入れるべきじゃないかと思うのです。それから公営住宅がふえてきます。そうすれば今までのようないふくらむなつてくるということで、地方財政上の基盤をつくらしたいということ、それからも

借り入れ金で借りた金に利子も払って、それでも
ひに公債償の資金が入つておるはすなんですが、
あ公團住宅をつくつて、家に困つた人に貸してあ
げると、こういうことであれば、多少建築技術の
改良なり、用地だつてまあ日本の国は限度があり
ますからね、そういうことは毎年言われているこ
とであるけれども、なかなか安い用地が入らな
い。結局上げざるを得ない。上げていくと今度は
一般の家賃のほうは、一般民間家賃のほうがまた
どんどん上がる。どうしてもそなれば、公團や
公營住宅は上がつたのだから私のほうも上げさ
してもらいたい、こういうような傾向になるわけで
して、ですから住宅に対する政府の姿勢といふもの
を考え直す必要があるのじやないかと私は思つ
のですね。だから、端的に言うならば、公團住宅
の資金を政府資金をある程度投入したらどうか、
あるいは金利に対してもうしなればどうしようもない
たらどうだ、こういうふうに考えると、少しくらい
いは何とか値上げの方も是正できるのじやない
か、これは大蔵大臣おらなければどうしようもない
のですが、建設大臣はそういう考え方、またそな
いう努力はなさつていらっしゃるのか、それは
がんばつていらっしゃるでしょうけれども、制度
は制度としてやむを得ないと、こういうふうに
あつさりやられたのでは、これは前進がないです
よ。もう住宅という問題は、私が言うまでもな
く、朝から晩まで働いてきて、そしてやつと家に
たどりついて、一日の労働のいよいの場になつて
いる住宅は、帰つてみればもういろいろとひつくな
り返つてしまつて、これはもう休むどころではな
いと、つい途中で変なところへ行つて一ぱいや
る。その辺からまた変な現象が出ちゃつて、家庭
の紛争になりかねない。あしたの労働力とするた
めにも、やはりこれは家というものは安定させて
いかなければならぬ。この家が、現状では第一
次五ヵ年計画もこととして終わらうとするわけであ
りますが、なかなかこれは進歩しない。この点で
すね、どうお考えになつてゐるのか。

ございます。ところで、現在いろいろ高いと言ふ
ながらも、住宅全体の不足からいたしまして、
もうつくたものは非常な競争率で、入らない人
と入る人の非常なアンバランスが出ている。これ
にも一つの問題があります。これは、きょうは十
分時間がありませんから詳しく述べることが
できませんが、建設委員会でかなりこの問題は詳
しく論議をし、私からも説明をしているところで
あります。利子補給はいたしております。そ
れで利子補給して、現在七十年五分にしてあるの
は、原資からすれば少なくとも七分四、五厘のを
五分にしているわけでございます。そういうよ
うな状況で、これは財政資金ではありますけれど
も、これはかなり低利子にさせておるわけでござ
います。土地が値上がりしたということは、いろ
いろな原因がございますが、ようやく先般農地法
が改定されたということと、それからもう一つ
は、都市計画法によって市街地区に編入されたと
ころは自動的に農地法の解除ができる。それから
計画的な都市計画法ができて、こうしたこと
を受けて、今後は従来のようなスピードで土地そ
の他が上がるということは比較的緩和されると思
います。

それから、先ほど御質問に対し私がお答えし
たように、都心の工場を外部に退去させて、そこ
に高層の賃貸住宅をつくるということになります
れば、これがかなり従来よりもコストダウンが
できるし、便利になる。そういうふうないろいろ
な手法をもってこれはやらなければならぬと思いま
す。しかしながら、現在でこの住宅政策が万全だ
とは思っておりませんので、今後もできるだけ
総合的な施策で低家賃、そして快適な条件を具
備するため努力してまいりたいと思う次第であ
ります。

○中尾辰義君 住宅の申し込みが殺到しておる、
これは当然のことでしょう、いま住宅は足らぬの
ですから。高うてもしょうがないということで殺
到するわけですがね。そういう答弁は私はちょつ
と気に入らないのですが、先ほど来私が言います

勢をもう少し改めたらどうですか。ということは、もう少し財政的にも力を入れたらどうかということです。これが私がきょう言いたいところであって、みな借りた金でやっているんですねから、どうしてもこれは高くならざるを得ない。きょう大蔵大臣がおれば聞いてみたいのですが、その点、これから来年度の第二期の住宅計画案も私は見ておりますけれども、これだって相当削られるかもわからない、相当予算折衝で削られるかもわからない。削るような大蔵大臣の頭の切りかえはあなたがやつてもらわぬことは、なかなか進捗しませんよ。それと第一次の五ヵ年計画でそれが終了したら、いまの住宅難といふものは一応解消できると、そういう前提のもとに第一次が計画ができて、それを実行してみた。ほぼ完全まではいかないけれども、どうにか九〇%台までは達成できただれども、なおかつ住宅が相当足らない。これは家族はだんだんだん分裂していくわけですからね、そういう傾向にあるでしょうけれども、この点、もう少し大臣は力を入れてもらいたいですね。ただ大蔵大臣の言うなりばつかりでは、これは担当大臣としてはなはだ困る。ボーランドの例を見ましても、物価問題等でも相当暴動が起きているんですよ。物価が一番主犯なんですよ。土地対策も先ほど質問がありましたら、土地公示制度というものがことしから発足をした。それも私は聞きたいんですがね。いまのところまだ効果というものがあんまり出てないようですけれども、その公示制度の効果という面、これはございません。なかなか大蔵大臣も渋いんでありますて、相当折衝しておりますけれども、しかし私の言うとおりにまた大蔵大臣がならないこともいまのところはまだ判断できない。その一点をちょっと答弁してください。

皆さんの御支援を得て取り組みたいと思っております。それから、地価公示法が発足して間もないのと、地価抑制にどの程度役立っているかということについては、いまにわかつにこれこれだということを計数的に申し上げることは困難だと思います。しかしながら、少なくともこれによつて国並びに地方自治体がその周辺の土地を入手、あるいは補償する場合においての基準の、標準の効果はあるということは、先ほど事務当局から申し上げたとおりであります。さらにこれが漸次日本の主要都市、やがては地方都市各地にこれが適用されるようになりますれば、相当の効果が出てくるものと考えている次第でござります。

○中尾辰義君 相当効果が期待されるということではありますが、公示された地価以上に土地の売買がされた場合にはどうなるんですか。その辺はまあやむを得ないということで……。

○政府委員(高橋弘篤君) 現在の地価公示法のたまえからして、民間の一般取引につきましては何も規制はございません。

○中尾辰義君 そういうことでは、先ほど建設大臣がおっしゃったように、これはやっぱり売り手と買い手の問題でありまして、公示された地価は大体この辺だ、それに対してもう手が殺到すれば多少上がらざるを得ない、こういうことにもなるわけですね。その辺はどうなんですか。

○政府委員(高橋弘篤君) ただいま御説明申し上げましたように、この法律によりましては一般的な宅地取引の目安になるということだけでございますけれども、先ほどの山崎先生の御質問にもお答え申し上げましたけれども、公共事業におきましてはこれの取得価格をきめるときにこれを規準とするということになつております。一般に、公共事業の取得価格が一般のそういう地価というのにも非常に関連が深い影響のあるものでござります。そういう意味におきまして、公共事業の取得価格といふものが、この地価公示価格を規準としてなさるということとは、それだけ一般的な取引価

○中尾辰義君　これは一つの土地価格抑制のための制度であると思うのですがね。もしか公示地価以上に取引がなされた場合には、野放しといふことですね、いまお伺いしたら、それでは、もしほんとうにそういうことがどんどん行なわれていきますと、この制度はあまりつくった価値がない。それで、これはそういう公示された地価以上に取

が妥当であつたかどうか、その辺のところは税務署が判断するのじやないですか。あなた十万円とおっしゃつたけれども、まあ私どもが見た目ではどうも十万円では安過ぎるのじやないか、時価は大体このくらいだ、だからあなたの課税所得に対しましては、あなたの申告はこういうふうになつてますけれども、もう少し上げさしてもらいましてこのくらいにしたいと、こういうふうになつているのじやないですか。その辺のところをちよと説明してください。

四千以下、こういうことになっている。ところがだんだんだんだん、最近はこの収入がインフレによりましてふえておるわけですが、そうしますと、どうしてもこの所得が上がってくると基準をオーバーするから、まあ出でていけとか、いろんな問題が出ておるわけですね。それで建設省もこの入居基準というものを何回か上げておるようではございますが、これに対する大臣の見解はどうなのか、その辺をちょっとお伺いしておきたい。

いうことで考えております。
それから割り増し家賃の問題でございますが、
現在公営住宅法の規定で、一応公営住宅に入居して、
いたぐる方の収入金額がきめてござりますので、
先ほど申し上げましたような数字をきめてござ
いますが、入居の後非常に収入があふえまして、
その入居基準に比較いたしまして相当オーバーす
るという場合には、そういった方に、まずその収
入に応じまして家賃の割り増しをお願いをすると
いうことで規定ができております、具体的に申

中醫學史論著

引かざれた場合に、これに上昇価格を抑制する意味におきまして、課税を強化したらどうだらうか、こういうふうにも考へるわけですが、その辺大臣はどうお考えになりますか。

○説明員〔支那語〕 奉行上の問題でござります
が、先生の御指摘のように、納税者の方々が土地
の売買をなさりまして、税務署に申告があります
と、税務署としてはもちろん申告納税制度でござ
いますから、一応基本的には納税者の申告を尊重
するわけでございますが、まわり、その周辺の土
地の通常の売買価額というものを参考いたしまし
て、その面額が妥当であるかどうかということを
したように、公営住宅入居の収入基準をきめてお
りまして、お話しございましたように、第一種四
万から二万四千円、第二種二万四千円以下とい
ふことにきめてございます。それでお話のよう
に、これは昭和四十三年度にきめた金額でございまし
て、その後の経済条件の変化に伴いまして、われ
われとしてもこれを改定したいということで、現

し上げますと、第一種の公営住宅は、先ほどの販入基準では四万円でございますが、収入が五万円をこえました場合は、家賃の〇・四倍だけまでは上げて割り増し家賃を払っていただくという規定になつておりますが、これは各事業主体の条例できめまして、そのケース・バイ・ケースで、実情に応じてやっていくということでございまして、現実にはあまりこの規定が活用されている例は少

○中尾辰義君 大藏省來ての事ですか。大藏省は税調、大藏省で検討しておるはずであります。大藏省來ての事ですか。大藏省は利益を得た場合の課税方法はどうなつてありますか、現行法では。

調査するわけでございます。それが税務署として妥当でないというふうに判断いたしましたら、もちろん、ます納税者においていたいたり、あるいは納税者のお宅にお伺いいたしまして、この価額で妥当であったかどうか。いろいろ、たとえば ○中尾辰義君 これはやっぱり物価や収入増にス

在準備を進めておりまして、来年度予算を組みます本年末までには新しい入居基準にしたいということで、目下鋭意折衝をいたしております。

ないといふのが実態でござりますけれども、考え方の方といたしましては、低所得の方に供給する公的資金の住宅というたてまえから、お入りになつてから相当高額の収入が得られるような状況になりました方につきまして、割り増し家賃をいただい

○説明員(安井誠君) 現在の土地譲渡取得に対する課税につきましては、四十三年七月に税制調査会の御答申を受けまして、四十四年から実施しておりますが、二つに分けまして、長

取引があれば、その売買契約であるとか、あるいは取引に伴う金銭の授受であるとか、そういうことを調べさせていただい、その価額がまわりの土地に比べましてもやむを得ない価額であるとい

取引があれば、その売買契約であるとか、あるいは取引に伴う金銭の授受であるとか、そういうことを調べさせていただい、その価額がまわりの土地に比べましてもやむを得ない価額であるとい

ライドして改善するようにならうかと思いま
すがね。それに対し見解があれば聞きたいと思
います。

て——すぐ入居資格がないから出ていけといううございません。とにかく増し家賃をいただいて、その収入とのギャップを埋めるという考え方でござります。

期保有の土地につきましては分離比例税率による
軽課方式をとつておるわけでございます。それから
もう一つ短期的な譲渡取得につきましては、分
離比列は、こゝで二種類あります。

うことになれば、それで済ませますし、どうも税務署側の調査ではそうでなさそうであるといううとにされば、それで修正をしていただくなり、そしへつに記入してあるように、もう少しはうつすが、内
容はどうなつていて、それをこのままにしておきたい。また、そういう入居基準の収入限度をこえて、またなるべく貸主の立場にして、うつへんから、一本

○中尾辰義君　これで終わりますけれども、私が聞いているのは、その家賃の割り増し金を取つておるのが現状でどの程度あるのか。それから割り増し金を取つておるが現状でどの程度あるのか。

離上位にいたしませうか 分割比率高額と申しますが、重課と申しますか、最低限住民税を合わせまして五二一%の税率で課税をいたすというやり方をとっているわけでござります。

○中尾辰義君 まあこれは建設行政と違いますが、この程度にいたしておきまして、もう一点だ
れから更正決算をするとして形になるわけでございます。

○政府委員(多治見高雄君) 第一点の、入居基準を毎年検討したらどうかというお話をいさぎます。
どのくらいあるのですか。

○政府委員(多治見高鷲君) ちょっと数字が古い
出し金を取るなどしてあれば、早く入居基準とい
うものを変えたほうがいいじゃないか。この二点
について。

○中尾辰義君　この税務行政につきましては時間がないから、ただ私が聞きたいのは、かりにこの土地をまあ一坪十万円で売ったと、そしてその売買の所得は幾ら幾らだ、こういうふうに届け出があつたとしますね。その場合、売買額の十万円

○中尾辰義君　まあこれは建設行政と違いますか
ら、この程度にいたしておきまして、もう一点だけ公営住宅の入居基準の問題ですが、これももうちょいちょい問題になつておりますが、第一種公営住宅にしても第二種住宅にいたしましても、入居基準というものがきまつておりますが、第一種の場合二万四千から四万、第二種の場合二万を毎年検討したらどうかというお話をございますが、これは従来の国会審議でもたびたび取り上げられておりますので、われわれとしましては、今後経済条件の変動に従いまして、それに応じた入居基準にきめたいということで、できれば毎年検討して、経済条件に応じまして改善を加えたいと
います。

○政府委員(多治見高雄君) 第一点の、入居基準
のくらいあるのですか。

○政府委員(多治見高雄君) ちよつと数字が古い数字でございますが、昭和四十三年九月の調査によりますと、百万戸の管理戸数に対しまして二万戸の収入超過者が入つておるという数字になつております。

○中尾辰義君 それからもう一つ、いまあなたの

説明によりますと、百万人のうち「十一万人は家賃の割り増し金を取っている」ということであります。

○政府委員(多治見高雄君) 収入超過の入居者が二十二万戸であるということでありまして、割り増し家賃を取っているかどうかというのは別問題であります。超過しているのは二十二万戸であります。完全に収入超過者から全部割り増し家賃を取っているということではございませんが、大体収入超過の場合には取っているということでございます。

○中尾辰義君 どうもあなたの答弁ようわからぬ。もう一言言いましょう。だから、入居基準をオーバーした所得の人がどのくらいおるのか、これが一つ。それから、現に割り増しの家賃を取られて入つておる人がどのくらいあるのか。

○政府委員(多治見高雄君) 超過している戸数は、先ほど申し上げました二十二万戸でござります。ただ、このうち割り増し家賃をどれだけ徴収しているかという点についてはしっかりと実数をつかんでおりませんけれども、大多数は割り増し家賃をお払いになつておるというふうに考えております。

○委員長(西村尚治君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

○岩間正男君 ほかの委員会に行っておりまして、質問する時間が十分なかつたので、私は反対討論でわが党の態度を明らかにしておきたいと思います。

日本共産党を代表して本案に反対するものであります。今回の改正の一つは、東北、北陸、中国及び四国各地建の企画室を廃止して、新たに企画部に昇格しようとするものであります。これによつて対外的に室長といふ名前が部長に変わることで、名刺の書き方が変わるだけではないのか、こ

次に、現在建設省は大蔵省に対して四十六年度予算要求の中で、企画課、技術管理課の一課に組織改編を要求しています。要するにこれらの組織強化は、新全国総合開発に対応するものであつて、われわれはこれに賛成することはできません。さらに政府は、去る十一月二十日の「行政機構の簡素合理化の推進について」と題する閣議決定を行なつております。これによると、ブロック機関の管理区域を合理化し、同一省庁の数種の地方支分部局を統合するなど、極力整理統合を行なうとあるが、こういう方針と建設省の地建強化の方針とつておることは明らかにこれは矛盾する態度と言わなければなりません。一方が廢止しようとするときに、一方が強化しようとしている、こんな政府部内の矛盾の産物は許されないとと思う。

以上の理由により、簡単であります。われわれ日本共産党は反対いたします。

○委員長(西村尚治君) 他に御発言もないようですから、討論は終局したものと認め、これより採決を行ないます。

建設省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(西村尚治君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終了したものと認めます。

○委員長(西村尚治君) 多数と認めます。よつて本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔賛成者挙手〕

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後五時三十四分休憩

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会

を再開いたします。
法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のある方は御発言を願います。

○片山武夫君 参考人をお呼びになつた理由と、参考人に何を述べてもらおうのかということについて、われわれちょっと関知しないのですが、そのことをはつきり委員長からしてもらつて……。

○上田哲君 議事進行について。前の発言もありましたね、参考人の皆さんを前に置いてたいへん失礼だから、たとえ数分でも休憩をとられて、十分手続を整えてからきちんとやつていただくことがいいと思うのです。

○委員長(西村尚治君) それでは暫時休憩します。

午後六時三十分開会

○委員長(西村尚治君) ただいまから内閣委員会を開いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は参考人の方にはお忙しいところ急遽、おいで願いましてありがとうございました。

法務省設置法の改正案の審査に際しまして、池袋副都心計画と東京拘置所の移転が新都市開発センターと法務省との間の等価交換契約でやられておるようござります。それからこの副都心計画につきまして、地元民から豊島区長にいろいろと要望が出ておるということも聞きますので、どういったことが要望され、どういったことが問題となつておるのか、そういうことにつきまして、ひとつ御両人から御意見の御発表あるいは事情の御説明をお願い申し上げたいと思ひます。

最初に、新都市開発センターの桑原常務から御

開陳をお願いしたいと思います。桑原参考人。

○参考人(桑原大行君) 実は、本日お電話をいたしましたのが午後でございまして、きわめて急な状態でありますので、手前どもといたしまして、十分な用意もございませんし、かつ、あわせまして、冒頭から意見をとつてお話しになるかと思いますが、かいつまんで経緯だけ申し述べさせていただきたいと思います。

第一点は、実は御承知の方もおいでかと思いまが、この場所は池袋駅からおよそ五百メートルくらいのところにございまして、いわば池袋副都心の中核をなす地域にございます。新宿の副都心が世論として持ち上がり、相呼応してこの池袋を副都心として再開発すべきだというような御意向は豊島の住民、なかなか地域の方々がお話しになって、それで区と一緒にになって都庁に働きかけられたと、こう聞いております。その結果、都議会等もこれに賛同いたし、政府に持ち上げて、巢鴨の拘置所を取り除くべきであるという決定がなされたのが昭和三十三年と記憶してございました。その後、再開発いたしますにつきまして、東京都と政府の間でかなり、おおよそ十年近く御協議に相なったやに聞いておりますが、その結果、膨大な投下資本が、公共事業費がかかるのと、政府にお返しなつたというふうにわれわれは聞いております。その後、政府側といたしましては、閣議決定事項を順守するということで、ものを傾斜的にかけるわけにはまいらぬということで、政府にお話をしておりました。それで、政府にお返しなつたというふうにわれわれは聞いております。その後、政府側といたしましては、閣議決定事項を順守するということで、なつかつ都庁とお話を繼續られて、そして地域の区役所ともお話を上、しかばば他にかわる方法がないものかというとのあげく、国庫債務負担行為として、このことの措置を当会社にこれの再開発をさせることで、まことに記憶しております。

そこででまことに記憶しております。

そこででまことに記憶しておるのと、五ヵ年契約で法務省の矯正施設の整備を申し上げて、それが完成した暁

ににはそのあと地をしたたいて再開発を着手する。
しかも、その着手する内容につきましては、東京都の都市計画審議会で決定したこれこれこれの幾つかの縛りがございまして、これこれの公共事業を行なえ、その公共事業を行なわなければこれはだめだと、こういう縛りをつけられまして、この実施に当たると、こういうことに相なつておられます。

刑務所等の移転その他の、ただいま御審議いた
だいておりまする設置法の一部改正が御審議、御
可決いたしますと、これに伴いまして、手前ど
もで政府にお納めする分が全部遅滞なくお受け取
りいただけるものと理解してございます。
簡単ではございますが、以上が大体の流れの骨
でござります。

○委員長(西村尚治君) ありがとうございます。
それでは統一して、日比参考人お願ひいたしま
す。・日比参考人。
○参考人(日比寛道君) 豊島の助役をつとめます

東京拘置所の移転の問題でございますが、これは豊島区といたしましては、十数年来の念願でございまして、しかも、全区民あげての念願であつたわけでございます。また同時に、区議会の中におきまして、これの移転促進のために特別の委員会等をつくりまして、これが移転の促進のために、東京都あるいは法務省に向かって請願をしてまいつたわけでございまして、幸いにいたしましたとして、本日設置法の改正案が上程されておるというふうなことを聞き及んだわけでございますが、さて、この拘置所が移転した暁におきましての区のいろいろと要望事項がござりますが、ただいま住民からいろいろな請願その他があつたであろうといふお話をございます。あいにくと細部の問題についておきましては、書類を持ってまいりません関係上、こまかいお話はできないわけでございますが、牛込までは申しあげましたように、区議会におきましては、もうすでにかなり前に法あるいは条例に基づいております豊島副都心特別委員会といふものを設置しておりますわけでござります。しかもこの特別委員会の委員の構成は、豊島区は議員定数が四十八名でございますが、これの半数をもつて組織する大きな特別委員会を設置いたしましたが、この東京拘置所の移転しましたあととの再開発の問題につきまして、長い間審議をされてまいつたわけでござります。

まず第一に、一番当初希望されましたことは、公園用地の十分な獲得の問題でございまして、この問題につきましては、当初都計審におきまして七百五十坪という計画でございましたが、豊島区におきましていろいろとお願いをいたしまして、一応七百五十坪が千八百坪ということで一応都計審の決定を見ておるわけでござります。なお、その他のあと地の開発の問題になるわけでござますが、このあと地の開発の問題につきましては、できるだけ地元の要望を入れてほしい。これが最終的目的念願でござります。

すなわち、第一は、今日までの経緯であります
、われわれはこの法案を審議の当初議題に供
、質疑をいたしました。特に十二月九日は定例
でないにもかかわらず、委員長以下たっての御
請に基づきまして、われわれは出席をいたし、
議の開始に当たつたのであります、審議半ば
おいて委員長、その他与党の委員諸君が、佐藤
員を残し、八田委員長代理のみで、他は全部な
か御出席になりませんでした。したがつて、そ
まま審議を進めるわけにはまいりませんので、
席をいたし、やむなく審議不能となつて散会に
りました。この事実を私はこの際明らかにして
きたい。
越えて十二月十日、新都市開発センターによる
京拘置所との敷地の売却に伴う契約書の問題
について説明を求め、これらに関連する重要な質
を法務大臣に行なつたのに対し、法務大臣の御
弁はきわめて通り一ぺんである。事務局以下の
容であり、誠意に欠くるものがありましたため
を私どもの理事会を通じて別紙のこときものを提
されました。が、私はこれに対してはどうい了
し得ない旨を述べ、私どもの同僚各位もその旨

きまして意見を取りまとめました内容でござります。
○委員長(西村尚治君) ありがとうございます。
それでは両参考人に対し御質疑の方は御発言を願います——それでは両参考人におかれましては御多忙中のところまことにありがとうございます。

その法務大臣の御答弁の申し入れは、御趣旨はごもっともと存じますので、今後とも同会社の事業の公共性にかんがみ、運輸、建設省等とも連絡の上、同会社に対する指導を十分いたしてまいりたいと存します。先ほどの休憩中に、さつそく同社の業務担当重役とも話し合いましたところ、同社としても、御趣旨を体して、今後誠意をもって努力したいと申しております。たとえば、同社は、現に豊島区長に対し、地元の要望を取りまと

がみ 私は一応委員各位の記憶を新たにして、だきますために、簡単に触れておきたいと思います。

めてほししい旨を申し入れておる由でありますので、これについても、私に十分相談させて善処したいと存じ、会社側もこれを了承しておりますとの答弁要旨を内示されました。私が質問をいたさんといたすのに対して、きわめて抽象的であり、内容に乏しく、問わなければ答えない、こういう態度が歴然とあらわれております。私はどうてい了承することを得ず今日に至った次第であります。

十一月十二日ごろと思ひますか、法務省専門局より国有財産売り払い及び購入契約、四十二年一月二十七日付の要旨を私に送付いたしましたが、單なる、ここに触れておりますように、きわめて

抽象的、かつ羅列的数字を並べたにすぎません、したがつて私はこの程度のものでは理解することができます。したがつて契約書全文及び池袋副都心の開発計画そのものの詳細なるものを文書で要求をいたしました。

りましたが、青写真はきわめて簡単なものである。いわゆる世に言う百階ビル、あるいはこれを取りやめて四十階ビルを二つ抱き合させというようなものが中心となつておるようですが、何がどこにどういうものが設置されるかというようなことは一言も説明しておりません。このような不誠意きわまる資料を御提示になりました。まことに遺憾千万に存ずる次第でございます。この点については十分法務大臣の真意がわれわれは捕捉できない、かように存ずるものでござります。

第二に、あらためて私が資料を理事会において本日要求いたしますとともに、参考人の意見聴取、現地調査を要求いたしましたが、現地調査は理事会の全員の同意を得るに至らなかつたことはまことに遺憾であります。このよくな、あとで述べますが、東京副都心に直結する巣鴨拘置所のあとのみならず、各所にわたつて多数の拘置所を新築し、その敷地を取得する等、膨大な計画を内容とするものでありまして、その現地の実情を調査して、初めて実感に触れた審議が進められるもの

と私は理解し、これを主張いたしたのであります

が、これに対してもいれられるといふとなりませ
んでいた。私は三のような延期間で、衆議院にお

（二）二回審査が行なわれ、元の衆議院事務総長

である大池眞君を参考人として招致し、公共的性
格を持つその理事長として意見を聴取した模様で

ありますが、その大池氏の招致を求めていたところ、すでに本年の肝心な事業開始を直前に控えて

配転を受け、社長の職を解かれておることは御承
知の上なりであります。まことに現在の所都市開

知のとおりであるが、さうした珍石の新若干部発センターの役員のメンバーを見ますと、財界

を中心とする日本の大立て者がくわを並べておられまして、その構成、今後の運用等に、はたし

てわれわれは何を期待し得るであろうかという疑念を持たざるを得ないのであります。

第三点は、東京拘置所等の移転そのものによつて、二二二二年五月二二日（多云）から、二二二二

てたどえは黒手にこれが移転される。そのこと自体に対しては、収容されておられる方が新鮮

な空気のもとに健康にもきわめて好都合である。社会復帰も健全な肉体と精神をもつて社会復帰を

求める意味からも、何らこれに対しても抵抗し反対する理由はそれ自体こまなハのであります。しか

しながら、にもかかわらず、私が現地調査なくしては問題ございません。

て本問題をめぐる。しかもその背景と契約内容をしそうに検討する相当の時間を与えられなけれ

ば、とうてい審議し得ない、われわれの納得のいかない点が多くあり、疑惑と申しますが、不審の

数々と申しますか、疑問の点が続出してまいりま
したので、去勢大豆に對し、以下重要な点をしほ

り質問をいたしたい。

こういう経過をたどってこれから御質問を申し上げますので、ただいまの参考人の意見も踏まえ

て、率直に法務大臣の御所見があれば承りたい。
次に、ただいまの、いまも述べましたが、参考

人の意見そのものについては別途に御所見があれば、二の祭明准にて述べてござります。

以上、本問題に対するわれわれの審議の経過

と、われわれの誠実にしてきわめて真摯にこれと取り組もうとした態度に対し、法務大臣はいかよ

卷之三

第一回 内閣委員会會議録第八号 暁和四十五年十一月十六日

卷之三

二

置所の売却価額を計算してみますと、一平方メートル当たり九万八千円余になると私は考えますが、そのとおりでありますか。

○国務大臣(小林武治君) これは事務的なことでございますから、担当者からお答えいたします。

○説明員(伊藤榮樹君) 売り渡します東京拘置所のあと地の評価額は一平方メートル当たり十一万三千三百円でございまして、これは大蔵省当局におきまして各種の基準、たとえて申しますと相続税課税標準価格あるいは固定資産税課税標準価格、売買実例、その他の基準価格から割り出しました価額、これに対しまして、民間精通者といしまして日本不動産研究所をはじめとします数社からの鑑定評価を得まして、これらを勘案し、さらに払い下げを受けましたものにつきまして、整地費あるいは道路つぶし地が出ますので、それら所用の修正をいたしまして、結局結論としまして一平方メートル当たり十一万三千三百円ということに相なっております。

○足鹿覺君 再評価前の価額では、私どもの資料によりますと八万五千余であったようあります。また、あなたが私の会館にお届けになりました、国有財産売り払い及び購入契約、昭和四十二年二月二十七日付の内容によりますと、これを計算機で回してみますと、九万八千円余になるのであります。が、ただいまのその算出の根拠は何でありますか。どの項目に基づいて、算出の根拠をお示し願いたい。

○説明員(伊藤榮樹君) 数字の問題でございますので、私から御説明申し上げます。お届け申し上げました契約内容にござりますように、この交換契約は昭和四十一年に国庫債務負担行為をお願いをいたしまして御承認をいただきましたとき現在では、東京拘置所のあと地を売り払いました。それは東京都下青梅市の在に小菅刑務所の代替刑務所を建設すべく計画しておったわけでございまして、東京都下青梅市に在する小菅刑務所を建設すべく計画しておったわけでございまして、昭和四十四年の國庫債務負担行為をお願いをいたしました。急遽、昭和四十四年にございましたから、担当者からお答えいたしました。

す。ところが、後に地元の反対等がございました。これがだめになりました。急遽、昭和四十四年にただいまの黒羽町に土地を選定いたしかえました。さらにかわる黒羽刑務所にかかる多摩刑務所にて、ここに、小菅刑務所にかかる多摩刑務所に、さまで四十四年度であらためてこの分だけした。そこで、そこで、大蔵省専門官がわれわれの申します売買実例並びに各種の基準の国庫債務負担行為をお願いをし直したわけでございました。そのお願いをし直しますにつきましては、お願いいたします時点の公正な価格で再評価をいたしまして、その再評価をいたしました価額が、先ほど御説明申し上げました一平方メートル当たり十一万三千三百円という数字になるわけでございます。

○足鹿覺君 再評価前の価額では八万五千円余ではありませんか。

○説明員(伊藤榮樹君) 九万円前後でございます。

○足鹿覺君 時価は、池袋のごとき中心地におきましては、どの程度お見込みになつておられますか。私どもの見た印象では、このような現在の池袋駅に距離五百メートルの近距離にあり、将来の池袋副都心の中心地を形成する国際情報センターのごときものすら考える一方、成田空港から直通道路を通じてこれに直結するというがごとき状態を将来予想いたしますならば、膨大な地価になることは疑う余地がありません。しかしながら、それは将来のこととして、現時価を、一般の取引されている時価は何ほどと換算しておられますか。

○説明員(伊藤榮樹君) 現在、私の手元に、ただいま御指摘の再評価当時の資料がございます。これは大蔵省理財局並びにその傘下の関東財務局においてこの金額をはじきます際に使いました資料の抜粋でございますが、それによります売買実例がござりますが、それによってお見えた評価というのがございますが、それによりますと、あいにくこれは坪で表示されておりま

ますので、先ほど申し上げましたように、日本不動産研究所をはじめとしまして、信託銀行数社、その他不動産鑑定の相当権威のあるとされておりますところから鑑定評価をとりまして、これを大蔵省とともに検討いたしまして、大蔵省の専門官がわれわれの申します売買実例並びに各種の基準価額を勘案いたしまして算定しておるわけでございます。もともと、全体として五万四千平米以上の土地でございますので、これを実際に払い下げをいたしましたものは、その中に道路をつくりましたり、あるいは整地をいたしましたりする経費がかかりますので、その経費を、先ほども御説明申し上げましたように、若干修正減をいたしまして、ただいま御説明いたしております価額を出しておるわけでございます。

○足鹿覺君 私の聞いておりますのは、十一万三千三百円、「平米」といたしますと、三倍と見て、これは約三十四万円程度であります。あの池袋副都心の将来性のある、この開発によって膨大な施設に伴い、あの方面による将来の地価はおそらく想像を絶するものが出てくると思いまます。しかし現時点においても、おそらく坊間、私も先日現地を見ていろいろと現地の声を聞いてみましたが、五、六十万は下らないといつております。あなたの方の時価換算はどのような方法によられたか。ただいま例示されましたが、およそ認識を逸脱した半額程度のものではありませんか。一体そのような価額が妥当だと常識的に受けとめられますか。大臣だ。これは。

○説明員(伊藤榮樹君) 大臣から総体の御感覚についての御説明をなさると思いますが、私からは非常に技術的な御説明を申し上げますが、まずもつて最近あのあたりが五十万、六十万である

ということは、私も個人的に耳にいたしております。しかしながら、これは東京拘置所といふものが多くなるということを前提にして売買実例が現れております。だから見た評価というのがございますが、それによります売買実例がござりますと、あいにくこれは坪で表示されております。しかしながら、これは東京拘置所といふものが多くなるということを前提にして売買実例が現れております。それからさらに、私どもいたしました契約を更新し、少なくとも妥当な、国

ますので、先ほど申し上げましたように、日本不動産研究所をはじめとしまして、信託銀行数社、その他不動産鑑定の相当権威のあるとされておりますところから鑑定評価をとりまして、これを大蔵省とともに検討いたしまして算定しておるわけでございます。もともと、全体として五万四千平米以上の土地でございますので、これを実際に払い下げをいたしましたものは、その中に道路をつくりましたり、あるいは整地をいたしましたりする経費がかかりますので、その経費を、先ほども御説明申し上げましたように、若干修正減をいたしまして、ただいま御説明いたしております価額を出しておるわけでございます。

○足鹿覺君 私の聞いておりますのは、十一万三千三百円、「平米」といたしますと、三倍と見て、これは約三十四万円程度であります。あの池袋副都心の将来性のある、この開発によって膨大な施設に伴い、あの方面による将来の地価はおそらく想像を絶するものが出てくると思いまます。しかし現時点においても、おそらく坊間、私も先日現地を見ていろいろと現地の声を聞いてみましたが、五、六十万は下らないといつております。あなたの方の時価換算はどのような方法によられたか。ただいま例示されましたが、およそ認識を逸脱した半額程度のものではありませんか。一体そのような価額が妥当だと常識的に受けとめられますか。大臣だ。これは。

○説明員(伊藤榮樹君) 大臣から総体の御感覚についての御説明をなさると思いますが、私からは非常に技術的な御説明を申し上げますが、まずもつて最近あのあたりが五十万、六十万である

ということは、私も個人的に耳にいたしております。

○足鹿覺君 あなたも安いということはお認めになります。しかし、このことについてお認めになります。

○足鹿覺君 あなたも安いということはお認めになります。

○説明員(伊藤榮樹君) これは法務省といたしましては、そのときのしかるべき機関にはかつてきめたと、こういうことでございまして、いろいろの御批判はあるうと思いますが、十分手を尽くして、その当時の価額としてこんなになつたといふことがあります。一般的にどういうふうに考えるかという点につきましては、私からはお答えを差し控えさせていただきます。

○足鹿覺君 お尋ねを差し控えさせていただきます。

○説明員(伊藤榮樹君) これは法務省といたしましては、そのときのしかるべき機関にはかつてきめたと、こういうことでございまして、いろいろの御批判はあるうと思いますが、十分手を尽くして、その当時の価額としてこんなになつたといふことがあります。一般的にどういうふうに考えるかといふことがあります。いまからいえば、それを

おぞらく想像を絶するものが出てくると思いまます。しかるに現時点においても、おそらく坊間、私も先日現地を見ていろいろと現地の声を聞いてみましたが、五、六十万は下らないといつております。あなたの方の時価換算はどのような方法によられたか。ただいま例示されましたが、およそ認識を逸脱した半額程度のものではありませんか。一体そのような価額が妥当だと常識的に受けとめられますか。大臣だ。これは。

○足鹿覺君 あなたも安いということはお認めになります。

○説明員(伊藤榮樹君) これは法務省といたしましては、そのときのしかるべき機関にはかつてきめたと、こういうことでございまして、いろいろの御批判はあるうと思いますが、十分手を尽くして、その当時の価額としてこんなになつたといふことがあります。一般的にどういうふうに考えるかといふことがあります。いまからいえば、それを

おぞらく想像を絶するものが出てくると思いまます。しかるに現時点においても、おそらく坊間、私も先日現地を見ていろいろと現地の声を聞いてみましたが、五、六十万は下らないといつております。あなたの方の時価換算はどのような方法によられたか。ただいま例示されましたが、およそ認識を逸脱した半額程度のものではありませんか。一体そのような価額が妥当だと常識的に受けとめられますか。大臣だ。これは。

○足鹿覺君 あなたも安いということはお認めになります。

○説明員(伊藤榮樹君) これは法務省といたしましては、そのときのしかるべき機関にはかつてきめたと、こういうことでございまして、いろいろの御批判はあるうと思いますが、十分手を尽くして、その当時の価額としてこんなになつたといふことがあります。一般的にどういうふうに考えるかといふことがあります。いまからいえば、それを

おぞらく想像を絶するものが出てくると思いまます。しかるに現時点においても、おそらく坊間、私も先日現地を見ていろいろと現地の声を聞いてみましたが、五、六十万は下らないといつております。あなたの方の時価換算はどのような方法によられたか。ただいま例示されましたが、およそ認識を逸脱した半額程度のものではありませんか。一体そのような価額が妥当だと常識的に受けとめられますか。大臣だ。これは。

○足鹿覺君 あなたも安いということはお認めになります。

民の納得のいく価額をさらに設定されることが、この経済社会の急激な変化に即応する政治家としての判断ではありませんか。いやしくもこの膨大な国有地の払い下げ、当時としては妥当であったと言いますが、当時としても安い、いわんやいまでの会計課長の御答弁は、巣鴨の拘置所が移転することを含めて一種の予想相場で五、六十万程度のことを持つておるなどということは、不見識きわまるではありませんか。だとするならば、さらに将来これが開発されたときの予想相場はどうなっていますか。数限りなく考へれば、納得のいかないのは当然ではありませんか。少なくとも事務当局はそのような算定をされましても、法務大臣はこの重要な問題について、しかも最も厳正であるべき法務省の最高責任者として、このような事態を示しになるのかならないのか、私ははなはだ疑わしい点が生じはしないかと考へるのであります。この点いかがでありますか。これはあくまで強行なさるのでありますか。

○国務大臣(小林武治君) これは私が責任のがれ

を申すわけではありませんが、私はことし就任し

て、そうしてその契約を受け継いだと、こういう

ことに相なっておりまして、それぞれのお考へは

あらうと思ひまするが、当時の担当大臣が適当と

してお認めになつたのではなかつたかと、かよう思

います。

○足鹿覺君 前の大臣なり、前々大臣がお詫びに

なつても、それは法務大臣の権限においておやり

になることであり、事務の引き継ぎを受けておら

ることであり、このよろ重大な案件であります

から、そのときこそ、いままでのあるいはあつ

たかもしぬいろいろな事情を払拭して、あなたが断固たる姿勢をもつてこれに対処されるのに

最も適切な時期ではなかつたですか。そのよう

な判断があなたにはなされなかつたのであります

か、それを私は伺いたい。前から結んだものであ

るからやむを得ない、それでは情勢の急変に備え

る政治家の心がまえとしても、また、国務大臣と

度は容認することがまいりません。あらためてしかとした御所見を承りたい。このあなたが新しくなることを含めて一種の予想相場で五、六十万程度のことを持つておるなどということは、不見識きわまるではありませんか。だとするならば、さら

に将来これが開発されたときの予想相場はどうな

うなことはありますか。数限りなく考へれば、納得のいかないのは当然ではありませんか。少なくとも事務

当局はそのような算定をされましても、法務大臣

はこの重要な問題について、しかも最も厳正であ

るべき法務省の最高責任者として、このよろ事

態を示しになることは、他の示しになるのかな

らぬのか、私ははなはだ疑わしい点が生じはしな

いかと考へるのであります。この点いかがでありますか。これはあくまで強行なさるのでありますか。

○国務大臣(小林武治君) これはいまのよろ、

私が申し上げたよろことでございますので、

御批判あるいは御批評といふものは私は甘受を

しなければならないと、かよう思つております。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て、先ほど大臣にかわる会計課長の御答弁に、多

摩刑務所を黒羽刑務所に変更しなければならぬ

情勢となつたと、それが一つの評価に影響を及ぼ

しますと、かような御発言がありました。しかりと

するならば、東京拘置所の売却代金も四十六億

七千万円余から五十三億六千万余に評価変更に

なつておるようですが、その理由は何でありますか。多摩刑務所の変更がなければ、安いほ

うの価額で売却することになつたのではないかと

いう疑惑を持たざるを得ません。いかがでありますか。

○足鹿覺君 批判、批評は甘受すると、かよう

御結論でありますので、私はこれ以上何をか申し

上げません。ただ、この評価がえの問題をめぐつ

て

払い、お金に変えまして、これで一括して、この例で申しますと六つの施設を購入するということに相なるわけでございますが、それ以前は、御案内と存じますが、建築交換方式というのをとつておったわけでございます。建築交換方式をとります際には、先ほども委員長から参考人に対して仰せになつておりますことばにございましたように、等価交換が原則でございますので、取得します施設を見合つた額のものはどれだけであるかといたう坪数計算をいたしまして、かれとこれとを見合わせて契約をするわけでございます。

先ほどの妙な例でございますが、したがいまして、第二切れ目以下につきましては、それぞれ取得します土地建物の価額と見合つた額で切り身をつくりて料理をしたとすることになるわけでございまして、切り身で計算をしました関係上、相手方でございます新都市開発センターといたしましては、契約ができたとたんにすぐに土地の買収にかかる、そして土地の買収が終わればその上に物を建て始める。いずれも契約当時の市価で向こうも土地を取得し、事業を行なう。こちらもそれの計算で契約を履行するという形になつたわけでございます。

この評価の問題につきましては、いろいろお尋ねでござりますけれども、私どもも、先ほど先生のほうからも仰せいただきましたように、法務省に職を奉ずる者でございますし、個人からいたしますれば、もともと検事という肩書きを持つておる者でございまして、こういう事柄につきましては人一倍気をつけておるつもりでございます。

今後とも私といたしまして、誠心誠意、国に対しう一文の損害もかけないように努力してまいりたいと思っておりますことだけを申し上げざしていただきます。

○足鹿覺君 法務大臣、いまお聞きのとおりであります。七切れに分けて売ったのです。相手は新都市開発センターひとりです。なぜ七切れに分けなければならなかつたのか、その理由については、何ら説明がありません。大臣は政治家であります

○足鹿覺君 私はゆえなくして疑うわけではありませんが、会計課長みずから検事だとおっしゃいましたので、その一億円でできましたのは建物でございまして、その土地が約六億円かかるります。それで、その六億円につきましては、岡山刑務所の旧施設を岡山市に渡しまして、そのかわりに岡山市から六億円分の土地をいただくというような手数をとつておるわけでござります。これらの点は、ただいま御審議いただいております法務省設置法の改正部分と直接関係がございませんので御説明を省略したわけでございますが、そういう事情もあるわけでございます。技術的な御説明だけ申し上げておきます。

天の川を車へて横出来ぬ拘がま

払い、お金に変えまして、これで一括して、この例で申しますと六つの施設を購入するということに相なるわけでございますが、それ以前は、御案内と存じますが、建築交換方式というのをとっておったわけでございます。建築交換方式をとります際には、先ほども委員長から参考人に対しても仰せになつておりましたことばにございましたように、等価交換が原則でございますので、取得します施設に見合つた額のものはどれだけであるかと、いう坪数計算をいたしまして、かれとこれを見合わせて契約をするわけでございます。

先ほどの妙な例でございますが、したがいまして、第一切れ目以下につきましては、それぞれ取得します土地建物の価額と見合つた額で切り身をつくりつて料理をしたということになるわけでございまして、切り身で計算をしました関係上、相手方でござります新都市開発センターといたしましては、契約ができたとたんにすぐに土地の買収にかかる、そして土地の買収が終わればその上に物を建て始める。いずれも契約当時の時価で向こうの土地を取得し、事業を行なう。こちらもそれの計算で契約を履行するという形になつたわけでござります。

から、国務大臣としても、法務大臣としても、その法的当否は別として、同一会社になぜ七切れに分けて売らなければならなかつたのか、そのことに対するあなたの判断と評価はどうでありますか。

○ 説明員(伊藤榮樹君) 技術的なお答えを一つ申し落としておりましたので、それをまず御説明下さい。切り身ということばを使い出しましてから、たいへんどうも申しわけないのでございますが、その切り身の中には、相手方が新都市開発センターだけでないのがあるわけでござります。事柄が込み入つてまいりますからあえて申し上げませんでしたが、たとえば岡山刑務所を例にとらせていただきますと、岡山刑務所の建設に要します経費は約一億五百万円でござります。これに対応します東京拘置所の切り身はやはり一億五百万円になつてございます。この受け取ります二億五百万円につきましては、岡山市と、それから新都市開発センターとが共同して引き受けさせておるわけでございます。そういう関係があるがござりますために、特に対応させる必要があつたわけでござります。お手元にございます契約書の内容をごらんいただきますと、たとえば岡山

の刑氣車が上〇を頭からお土の〇上畫〇をかねま

○ 説明員(伊藤榮樹君)　ただいま岡山市との契約書を持参しておりませんので、正確なことは申し上げられません。記憶しておりません。

足鹿覺君　あなたはこの審議とは関係がない、こういうお話をありますか、これを廻分して岡山の刑務所を建てるのですよ。関係がないどころか人ありがとうございます。それはあなたの思い違いではないでありますか。したがつてその内容と相手方の氏名も忘れた、こういう話でありますか、記憶にありませんか。また、その内容等についてもつと詳細に、口頭でできなければ資料として御提示いただけますか。

○ 説明員(伊藤榮樹君)　私が申し上げたことがございません。これが足りなかつた点はおわびをいたします。たゞいま御審議いただいております法務省設置法と直接関係がないよう申し上げましたのは、私の実力持ちは、現在御審議いただいております黒羽刑務所の関係につきまして、あるいは東京拘置所の関係につきましては、第一の切り身、あるいは第一の切り身、こういった点が直接の関連に相なりますので、そういう意味で申し上げたわけでございまして、ただいま仰せになりますように、東京拘置所のあと地全体がどういうふうになつておるかがということをおっしゃいますと、それからそれと関連をいたしていきますと、岡山市の問題が出てくるわけでございます。そういう意味で間接的にはもちろん岡山市にも関係が出てくるわけになります。そういう意味でことばが足りませんんでしたところはおわび申し上げます。その岡山市長のお名前は、当時の人のお名前は調べればわかりますから、すぐでも提出いたします。

足鹿覺君　この七つに分割切り売りされた一つ問題は明らかになりましたが、あとの六つを何え六つに刻まれたのか、その六つの面積、筆数ですね。それはおそらく新都市開発センターに一

物越羽ば五　のを〇ば想するなる約一トキトケリタニ代資抵

さて、そこでこの東京拘置所を処分します金額十五・三億円で取得できますものは、正確に申し上ますと、ただいま御審議いただいております黒羽刑務所と、それから新東京拘置所、それから川越少年刑務所の建物、それから浦和拘置支所の建物等交換のたてまえ上、そういうふうに計算上六ヶ所に切らせていただいておる、こういうことでござります。

（説明員（伊藤榮策樹君））あるいは御質問の御趣旨を取り違えておるかもしれません、東京拘置所の敷地は五万四千平方メートル余りであるわけでござります。これを先ほど来申し上げておりますように、六個に計算上分割をいたしまして、これを順番に旭川刑務所、岡山刑務所、浦和拘置支所と、こういふふうな対応関係をつけまして、守衛室交換のたてまえ上、そういうふうに計算上六ヶ所に切らせていただいておる、こういうことでござります。

（説明員（伊藤榮策樹君））その企業体が中心となつておられますが、したがいまして、その利用に必要な計画面積を、一つの持ち分といいますか、新都市開発センターを構成しておるものの中で、全部が全部これを利用するわけではないと思ひますから、それを利用するものの、特定の企業体に持ち分として、その企業の経営計画に基づいて分割されたものだとか、かようによく解されてもいたし方がないではありますから、なぜ六ヶ所に切られたか、その相手は一つである。しかし一つのものが全部の企業をやるという形には実質的にはならないようですね。詳しくは時間を惜しそうのではありませんから申し上げませんが、少なくとも私の見聞のところでは、その経営企業体に持ち分が将来移るか、現に持ち分として内諾、内契約等が結ばれることもあるのではないか、さようにも受け取れるのですからなぜ六つに切られたか。その六つの相手方がすでに内容的に御調査になつておるなりは、それをお示し願いたい。

ういうことになるわけでございまして、ただいま建物と特に断わりましたものの敷地は、それらの刑務所の古い敷地を地方公共団体に提供して、その所有権を契約履行の結果として取得しますものは新都市開発センター以外にはございません。

結局この東京拘置所の敷地全部に川越少年刑務所、浦和拘置支所、それから岡山刑務所、旭川刑務所のそれぞれの敷地をも加えまして全体計画が成り立つておるわけでございます。

○足鹿覺君 あなたも取引関係はたとえ官庁におつとめになる方といえども御存じだろうと思うのですね。あなた方が岡山だ、旭川だ、黒羽だと、こういうふうにおっしゃることは、あなた方の内輪の話であり、相手にとつては何も切り売りの必要はないのです、一括して買うんありますから。それを特別に切り売りをされた。しかもそれが全体としてはびしやりと総額で合つてくる。切り売りをすれば岡山のように約七億円えります。一方的な官庁の立場だけを述べますが、相手方の新都市開発センターのほうは一括して買うんだと、しかし、それを七つに切られたことに對からいって成り立つでしようか。だから、あなたはまことに恐縮しておるわけでございますが、岡山ではありません。全体ですね。それがどんびしやりにおさまるということは、一体取引通念

第三に設置法と契約との関連について伺います。この契約によれば、昭和四十五年の十二年三月十一日までに新東京拘置所、黒羽刑務所、浦和拘置支所は完成し、その引き渡し、移転登記後売り払い購入代金の決済を行ない、法務省は巣鴨の拘置所を新都市開発センターに引き渡ししなければならないということになつております。この事實を御承知になりませう。

○説明員(伊藤榮樹君) そのとおりでございます。○足鹿覺君 もしこの設置法が通らないとするならば、契約は不履行となり、破棄されますか。それとも履行の延長が認められるのですか、いかがでありますか。

○説明員(伊藤榮樹君) たいへんきびしいお尋ねで、まことに恐縮しておるわけでございますが、私としては、何としてもこれをお通しにいただきたい一心でおるわけでございまして、もしこれが成立をいたしませんければ東京拘置所の、妙なことはばですが、行き場所がなくなると、そこへ入つております一千数百人の未決の被告人、被疑者等がござります。本年十二月三十一日までに、工期のとおり進んでおりましてでき上がります。でき上がりましたら、来春早々竣工検査をいたしまして、検査に合格いたしますと、その時点で引き渡しを受けまして、それから所有権移転の登記等を行ないまして、かかる後差金をちょうどだし、東京拘置所のあと地を渡すということになつておりまして、最終期限はこの契約書にござりますように、決済の最終期限は昭和四十六年三月三十一日となつておりますし、また、今後ともこれらの履行につきましては、前回も申し上げましたように、誠心誠意いたすつもりでおります。何とかひつよろしくお願ひしたいと思っておるわけでござります。

○足鹿覺君 会計課長、私は何もきびしいとか、きびしくないなどという、そういう形容詞でものごとを表現しているわけではありません。そういうふうに思います。いろいろいまお話をあります。

○説明員(伊藤榮樹君) たいへんきびしいお尋ねで、まことに恐縮しておるわけでございますが、私はまだ私どもは通さないなどとは言つておりません。あまり先走った御答弁なさらいやうに慎重に答えてもらいたい、余分なこと言わないで。つまり四十五年の、本年末ですべてのものを完成して引き渡し、移転登記、売り払い購入代金の決済を行なわない場合は、これはどうなるのですか。

○説明員(伊藤榮樹君) 説明の内容について申し上げますが、御指摘のとおり十二月三十一日という日がございます。これは新都市開発センターのほうが黒羽刑務所及び東京拘置所を完成する工期でございます。本年十二月三十一日までに、工期のとおり進んでおりましてでき上がります。でき上がりましたら、来春早々竣工検査をいたしまして、検査に合格いたしますと、その時点で引き渡しを受けまして、それから所有権移転の登記等を行ないまして、かかる後差金をちょうどだし、東京拘置所のあと地を渡すということになつておりまして、最終期限はこの契約書にござりますように、決済の最終期限は昭和四十六年三月三十一日となつております。先ほどとばかり

う気持ちはあなたが一々受けとめられるとはいささかふに落ちません。もつとあなたも冷静に御判断になつてしかるべきだと思います。

○足鹿覺君 これ以上申し上げません。疑念は解消いたしました。

第三に設置法と契約との関連について伺います。この契約によれば、昭和四十五年の十二年三月十一日までに新東京拘置所、黒羽刑務所、浦和拘置支所は完成し、その引き渡し、移転登記後売り払い購入代金の決済を行なえないのです。しかしも、東京拘置所と黒羽刑務所と浦和拘置支所を完成してその引き渡しは——もはやきょうは十八日です。余すところ今年もわずかに、この契約の三月十一日までにはもう十数日しかないではないでしょうか。当然契約の問題に発展することはまれもない事実である。この法案が通過するしない別として、まだ私どもは通さないなどとは言つておりません。あまり先走った御答弁なさらいやうに慎重に答えてもらいたい、余分なこと言わないで。つまり四十五年の、本年末ですべてのものを完成して引き渡し、移転登記、売り払い購入代金の決済を行なわない場合は、これはどうなるのですか。

○説明員(伊藤榮樹君) 説明の内容について申し上げますが、御指摘のとおり十二月三十一日という日がございます。これは新都市開発センターのほうが黒羽刑務所及び東京拘置所を完成する工期でございます。本年十二月三十一日までに、工期のとおり進んでおりましてでき上がります。でき上がりましたら、来春早々竣工検査をいたしまして、検査に合格いたしますと、その時点で引き渡しを受けまして、それから所有権移転の登記等を行ないまして、かかる後差金をちょうどだし、東京拘置所のあと地を渡すということになつておりまして、最終期限はこの契約書にござりますように、決済の最終期限は昭和四十六年三月三十一日となつております。先ほどとばかり

○國務大臣(小林武治君) これは御案内のように、それぞれ役所にも補助者がおつて、それぞれ事務的なことは補助者、会計課長その他がこれを担当する、それを私が承認すると、こういうことになつております。私も別に責任を回避する、御答弁がありませんでしたが、あわせて御答弁願いたい。

○國務大臣(小林武治君) これは御案内のように、それぞれ役所にも補助者がおつて、それぞれ事務的なことは補助者、会計課長その他がこれを担当する、それを私が承認すると、こういうことになつております。私も別に責任を回避する、御答弁がありませんでした。だから、その機会にこういう問題は、その時点に合わせて正しく取り組むべきではありません。さあ、この大臣がやつたんだから、私は本年二月に就任したのだからといふことはなかつたか、こういう質問についても明確な判断になつてしかるべきだと思います。

そこで、四十五年、すなわちことしの十二月三十一日までにこれを移転登記をしなければ売り払成してその引き渡しは——もはやきょうは十八日です。余すところ今年もわずかに、この契約の三月十一日までにはもう十数日しかないではないでしょうか。当然契約の問題に発展することはまれもない事実である。この法案が通過するしない別として、まだ私どもは通さないなどとは言つておりません。あまり先走った御答弁なさらいやうに慎重に答えてもらいたい、余分なこと言わないで。つまり四十五年の、本年末ですべてのものを完成して引き渡し、移転登記、売り払い購入代金の決済を行なわない場合は、これはどうなるのですか。

○説明員(伊藤榮樹君) そのとおりでございます。○足鹿覺君 もしこの設置法が通らないとするならば、契約は不履行となり、破棄されますか。それとも履行の延長が認められるのですか、いかがでありますか。

○説明員(伊藤榮樹君) たいへんきびしいお尋ねで、まことに恐縮しておるわけでございますが、私はまだ私どもは通さないなどとは言つておりません。あまり先走った御答弁なさらいやうに慎重に答えてもらいたい、余分なこと言わないで。つまり四十五年の、本年末ですべてのものを完成して引き渡し、移転登記、売り払い購入代金の決済を行なわない場合は、これはどうなるのですか。

○説明員(伊藤榮樹君) 説明の内容について申し上げますが、御指摘のとおり十二月三十一日という日がございます。これは新都市開発センターのほうが黒羽刑務所及び東京拘置所を完成する工期でございます。本年十二月三十一日までに、工期のとおり進んでおりましてでき上がります。でき上がりましたら、来春早々竣工検査をいたしまして、検査に合格いたしますと、その時点で引き渡しを受けまして、それから所有権移転の登記等を行ないまして、かかる後差金をちょうどだし、東京拘置所のあと地を渡すということになつておりまして、最終期限はこの契約書にござりますように、決済の最終期限は昭和四十六年三月三十一日となつております。先ほどとばかり

あなたは会計課長にまかせて涼しい顔をしていました。

の見解、所信があれば、この際明らかにされたい。

○国務大臣(小林武治君) 私もずっと答弁も聞いたことがありまするが、中には、たとえばいま御批判になつたように、先走りをしてはいかなとか、あるいはきびしいとか、こういうようなことは適当でないと、こういうふうに思つております。いまのような内容は、必ずしも適当でないというふうに私は思つて聞いておつたのであります。

○足鹿覺君

そんなことじゃないのですよ。大臣、だからあなたの法案が一番最後になるのですよ、そういう御答弁ばかりなさつておるから。これは与野党問わず、同僚諸君は皆さん聞いておられます、少なくとも大臣が先頭に立つて、正々堂々と所信を述べて、やはりこまかい問題についての答弁をしておられますよ。本問題に限つて、あなたの答弁が、全く舌足らずどころか、問題の本質も把握しておらない、これに対する問題点としての頭の整理もない。ただ会計課長さんがきついたことばを使つたことはどうかとか、私はそんなことをとがめ立てしておりません。別にそういうことばのあげ足をとつてとやかく言うような、そういうけちなものではありません。よく御認識を置いていただきたい。

そこで、いままでの設置法の審議を見ますと、みんな大臣が、大臣と言われば大臣から御答弁になつてゐるのです。ただし、これはきわめて事務的な面があればこそ私も黙つて今まで会計課長の答弁を承つておつたのです。これに対してあなたは、きつい質問をするとかいつたようなことは行き過ぎだなんて、それだけの感想でありますか。それじゃお粗末もお粗末、それじゃこの法案はあなたのそういう誠意のない御答弁ではなかなか解決はつきませんな。政治家としてのあなたのお所信を私は求めているのです。いかがですか。

○国務大臣(小林武治君) これはもう先ほどから私ども聞いておるようだ、非常に複雑な問題でありますて、きわめていろいろの入り組んだ事情

もあると、こういうことで、この点につきましては、まことに苦心をされた結果ではあるうと思ひます。が、いまから見れば、またいろいろな御議論もありますが、しかし、いやしくも国有財産の払い下げということは、できるだけひとつ慎重に正確を期さなければならぬと、かようと思つておるものでございます。

○足鹿覺君

このやり方につきまして、これはいまはいろいろなことも私ども考えるでありまするが、當時の事情として、事務的にみんなが知恵をしほつて、これしかなかつたであらうというふうに私は思つておるのであります。将来の問題としては、国有財産の払い下げというようなものは、もっとひとつ正確に、そしてあやまちのないように慎重にいたすべきものだ。ことに従前からお話を出でおる、こういうふうな新都市開発センターという会社とこういう契約を結ぶということは、異例中の異例であり、当然これらの問題は自治団体、公共団体と結ぶべき問題である、かようにも思うのでありますて、今後におきましてもさような心がけでいたすべきであると、こういうふうに私は考えます。

○足鹿覺君

相当知つておられる。ただ言わないので、黙つておる……これからそういうふうに私は考へます。

○足鹿覺君 造成費はこのほかに見てあるのでありますか。

○説明員(伊藤榮樹君)

黒羽刑務所の敷地、坪数

で申しますと約六万坪でございますが、六万坪を国が新都市開発センターからもらいますに対しまして評価いたしました価額は、たゞいま御指摘のとおりでございますが、それに造成費が含まれてございます。造成費を抜きました数字は概算坪当たり千九百円程度にならうかと思ひます。

○足鹿覺君 千九百円。衆議院内閣委員会の論議によりますと、この敷地予定地の所有者は植竹氏ということであります。これは衆議院の内閣委員会での論議を通じて明らかになつておるのであります。新都市開発センターはこの植竹さんから坪三千円で買い上げた等の情報がありますが、その事実はありますか。

○説明員(伊藤榮樹君)

新都市開発センターが、

その前の所有者であります植竹英雄氏から買いました

と、新都市開発センターが植竹氏から買いました

とおりでございますが、それは造成費が含まれてございますから、非常に大きっぽく申しまして、都

市開発センターとしては九千五百万円の損をしておるわけでございます。

○足鹿覺君 植竹英雄さんとおっしゃいました

が、その人だけの所有でありますか。他に所有者

が、一人ですか。

○説明員(伊藤榮樹君)

植竹英雄氏一人のよう

でございます。

○足鹿覺君 それをあなた方が、あるいは新都市開発センターが取得した時点におけるその地目は農地でありますか、あるいは雑種地でありますか、森林でありますか、水田でありますか、宅地でありますか、そういう地目別に明らかにされたい。

○説明員(伊藤榮樹君)

地目は原野でございます。

○足鹿覺君 全部原野ですか。

○説明員(伊藤榮樹君)

全部原野でございます。

○足鹿覺君 黒羽刑務所敷地のその時点における現状は、原野である近傍類地価格と比較してどのように判断をされますか。

○説明員(伊藤榮樹君)

お尋ねの地目は原野でございまして、景況は、灌木のはえました疎林と申しますが、そういうところでございます。近隣の売買実例は、そなたくさんはなかつたようでござりますが、それらを勘案しますと、国といたしましては、坪当たり約一千九百円程度相当の土地でありますて、きわめていろいろの入り組んだ事情

りますか。

○説明員(伊藤榮樹君)

先ほど申し上げますように、国としては、その土地を坪千円余りと評価してござりますが、それに造成費が含まれてございますから、非常に大きっぽく申しまして、都

で申しますと約六万坪でございますが、六万坪を国が新都市開発センターからもらいますに対しまして評価いたしました価額は、たゞいま御指摘のとおりでございますが、それに造成費が含まれてございます。造成費を抜きました数字は概算坪当たり千九百円程度にならうかと思ひます。

○足鹿覺君 金額にして総計どのくらいになりますか。

○説明員(伊藤榮樹君)

先ほど申し上げますように、国としては、その土地を坪千円余りと評価してござりますが、それには造成費が含まれてございますから、非常に大きっぽく申しまして、都

○足鹿覺君 近傍類地価格を言っておるのです。
○説明員(伊藤榮樹君) 近傍類地価格が千円程度にやはり位置すると思います。
○足鹿覺君 私どもの仄聞するところによりますと、近傍類地価格は四百五十円ないし五百円と聞いておりますが、いかがですか。

○説明員(伊藤榮樹君) 売買実例がほとんどございませんので、正確なことは申し上げられませんが、私ども、大蔵省財務局とも十分相談をして評価しました額は、坪当たり千九十九円程度でござります。

○足鹿覺君 おそらく刑務所の移転によってその他の地価は、いろいろな関連施設ができ、道路その他他の構築物が整い、地価に変動が起きることを予想されますが、植竹氏の持たれるその地域における総面積の把握はできておりますか。

○説明員(伊藤榮樹君) この面積のほかにもお持ちであるということは私聞いておりますが、全体でどの程度お持ちになっておるかは存じません。

○足鹿覺君 その全見当がつきませんか。私もわからないのですからほんとうに聞いておるんですよ。

○説明員(伊藤榮樹君) 相当お持ちであろうと思ひます。

○足鹿覺君 そうしますと少なくとも一億円近いものが——いま明らかになつたように九千五百万円余でありますから、一億円近いものがころげ込んだ。将来の地価の変動ということを考えた場合には、これはなかなか引き合うです。まあその程度申し上げてこれ以上申し上げません。はなはだこのようないくことを考へた場合には、これは不當——不法とは申しませんが、少なくとも妥当ではないと、このようないく見解を持ちますが、法務大臣いかがでありますか。

○國務大臣(小林武治君) これはいろいろの新都市開発センターと、その所有者との折衝でおきめになつたことでござりますが、これは私ども法務省では一千円であったと、その後たとえば火急に土地を手に入れなきやならぬと、こういうふうな

いろいろの要素も加味されたのであるうと、かように私ども想像をするのであります。これが必ずしも妥当とかどうとかいうふうなことは、私から申し上げられないと、こういうことでござります。

○足鹿覺君 まあ申し上げられないとおっしゃるのを無理に口を割つて求めるわけにもまいりますが、まあよろしいです。申されたほうが私はいいと思いますが、あなたが御見解をこの際明らかにされることがいいと思いますけれども、言わないとおっしゃるならば、これ以上申し上げません。

第五番目に、巢鴨拘置所の現状について伺います。第五番目に、巢鴨拘置所の現状について伺います。第五番目に、巢鴨拘置所の現状について伺います。

○説明員(伊藤榮樹君) ただいま御指摘の川越少年刑務所、浦和拘置所、岡山刑務所、旭川刑務所、これらはいずれもセンターのほうから引き渡しを完了して、国において現在使つておられます。

○説明員(伊藤榮樹君) それによつて積算してございます。

○足鹿覺君 だから、それを明らかに提示をされたいと言つておられるのです。

○説明員(伊藤榮樹君) これらは、契約内容につきましては、国においてこれらの施設をつくります際に採用しております統一建築単価がござります。それによつて積算してございます。

○説明員(伊藤榮樹君) それは、契約内容につきましては、川越少年刑務所につきましては、建物が二万六千八百三十平方メートル余りで、金額が五億八千九百万円。岡山が、建物が、金額にいたしまして一億八千九百九十七万五千円、こうなつております。

○足鹿覺君 價額算定の基礎は何かということを聞いておる。

○説明員(伊藤榮樹君) 價額算定の基礎は、設計図面ができますれば、これによります、従来國が國の経費で建てております刑務所の単価の基準がござります。その基準に照らして算定をしておるわけでございます。

○足鹿覺君 それで、計画なしに単価も算定しないで頭で建てて、あとから逆算して単価を出しますか。

○説明員(伊藤榮樹君) 刑務所を建てます際には、もちろん事前に詳細な設計図をつくりまして、それから仕様をいたします。設計図をつくりますときも、刑務所の房のつくり方はこういうふうに、工場のつくり方はこういうふうという基準がござります。それから、その配置等についても基準がございます。その基準に照らして設計図

ターオに引きましては取りこわし作業、地質調査、建設という順序で取りかかると思います。

○足鹿覺君 第六点について伺いますが、各刑務所の引き渡し価額の妥当性についてであります。契約書において各刑務所ごとの購入価額が出ておりますが、これらの価額算定は、先ほど岡山についても明らかにされたわけですが、必ずしも妥当性については、自動車ターミナル事業等の用途指定を四十八年四月一日から五ヵ年間受けることになつておるようですが、やむを得ない事由によってその用途の変更解除及び期日、期間の変更の承認もあり得るような契約内容になつておる。これは契約があつてもなくとも、流動的な、きわめてルーズな契約内容という、結論としてそう受けとめざるを得ない。その理由はなぜでありますか。

○説明員(伊藤榮樹君) 用途指定の内容をなしますものは、都市計画事業の特許に基づく事業、それがラバスター・ミナル事業の許可に基づく事業でございまして、それらの事業内容が、都市計画の変更等によつて変わつてしまつました場合には、相談に応ずることがある。こういう趣旨でございまして、特許あるいは認可等が動きません以上は、この用途指定も動かないものでございます。

○足鹿覺君 やむを得ない事由といふことばがあるのでありますから、聞いておるのであります。やむを得ない事由といふのは、いまあなたが言われたことだけであります。

○説明員(伊藤榮樹君) どういう場合がやむを得ない事由といふことになるか、一々想定をまだいたしておりませんが、たとえば天災等によりますたしておられませんが、たとえば天災等によります場合でござりますとか、そのあたりの都市計画が変更になりました場合とか、こういう場合はやむを得ない場合に当たるのではないかと思います。

○足鹿覺君 私は七点にわたつてお尋ねをいたしました。結論としていま一点、問題を指摘してみたいと思いますが、要するに、この東京拘置所のあと地の問題をめぐつて、副都心の開発計画それ自体の公共的性質が十分に配慮されていくかどうか

かは、今後の問題に属するわけであります。私どもは、新都市開発センターは、元衆議院事務総長大池眞氏が代表者として本年の春ごろまでつとめておられたということを承知しておりますが、これを除いた新都市開発センターというものは全くの私企業である。かような性格のものに公共性を求める得ることができるかいかないか、これは大きな疑問点の一つであります。

また、このあと地の開発の構想については、大規模な各種の施設を建設するとともに、国際情報センターや、あるいは高層ビルの建設等、アメリカの技術やアメリカの資金をも導入するといわれておりますが、このような大規模なものができた暁において、この会社の得べき、予想し得る利益というものはばく大なものがあると想定されますが。したがって、現在は建設途上であって、にわかに想定いたしがたいものがありますが、場所が場所だけに、きわめて将来性があり、もし誤て利潤追求のみ専念をいたした場合には、新都市開発センターは無味乾燥ないわゆる鉄筋コンクリートと、若干の加うる緑地等が含まれておるようであります。おそらくこの面から見た場合に、何が何かわかりませんが、ほとんど空地らしいものはありません。緑のいいの場もどこにあるかわかりません。若干のことはあるにいたしましても、淀橋の浄水場のあと地が都民いのいの場となつて、非常に親しまれておる。あのような構想というものは全く見ることもできません。アメリカとの提携によつてすごい国際情報センターやつくるべく、都民の福祉や、いざというときの避難や、あるいは緑と空間は全く考えられない、無味乾燥な施設が林立することは想像にかたくありません。このようなことで、公害がやかましく論じられ、光と緑を、あるいは空間をとおられるが、なされるることは、このような具体的な事例として、国有地の払い下げが行なわれる。しかも私が今まで指摘した疑問の数々は、ただいままでの御答弁では解明することはできま

したがつて、これ以上時間を空費いたしませんが、少なくともこの問題のほんとうに背景なり、真実の内容を知らんと欲するならば、われわれ捜査権を持たない国会の権能の範囲内においては、知るよすがもなかろうと思ひます。しかし、私はこのたびの質問を通じて法務大臣に強く申し上げたいことは、いま指摘したように、縁より空間も、いこいの場もないそのような副都心があつてよろしいでありますか。都市の過密化が今日ほど憂えられているときはない。日照権をうなぎの四十五階建の高層ビルが二つ抱き合わせてきちんとできる。しかも報道によればその中心に戦犯記念碑が建てられるとして聞いておる。私どもは戦犯になつた人はまことに氣の毒であると思ひますが、しかし、何のための戦犯記念碑であるか、その意義もつまびらかにしておりません。御承知になつておろうと思いますが、一体あそこに入られ、刑死をされ、あるいは処刑をされた人々に謝しましては、私は人間として何ら憎しみを持つつかのではありませんが、少なくとも、大東亜戦争の責任者として、残念ながら終戦直後の戦犯裁判所によつて処刑を受けられたいろいろの遺族の意中を察すれば、あるいは戦犯記念碑等はこの人々の気持ちをいやすためもあるいは必要であるかとも考へられないことはありませんが、一面ひるがえつて、今日大東亜戦争によつて、あの戦後から戦中、戦前の多くの犠牲を国民に背負わせた無名の戦士の記念碑一つ建てるではなく、戦犯冤刑者の記念碑を建てられる計画に示されるようになつて、私はこの巢鴨拘置所との開発は、あたたかくい庶民のいこいの場もなければ、いま問題になつてゐる過密都市の悩みを解決していく具体的な処置が伴わぬ無味乾燥なものに堕することをおそれるのであります。断定はいたしかねますが、そういう見地から、法務大臣が今後この計画の遂行にあたつて、少なくとも見識ある副都心建設に疑惑感を抱いておられるのであります。

や、あるいは市民が副都心らしい副都心として住みごこちのよいものをつくられんことを私は期待してやみません。

今日までの会社の性格や今後の構想を見ても、おそらく豊島区役所を代表される人から申された程度のものは全く微々たるものにすぎません。根本が失なわれておると思う。そういう点について一つ一つ解決をしてこそ、実践を伴う都市づくりではありますか。新しい都市づくりに対しても、しかも、新しい副都心を建設するにあたって、政府全体が統一のない施策を私企業にゆだねておるというところに対して、根本的な矛盾を私は痛感をいたします。したがつて、今までの疑問点も解消せず、今後われわれは現地を調査し、区民の声を聞き、あらゆる方法をもって副都心のあるべき姿を求めて、あなたにまみえる日が近いだろうということをここで申し上げます。

はなはだ本日、あなたの答弁は私の期待に反するものがありますが、時間の都合もありますので、私の質疑はこれにて打ち切りますが、最後に法務大臣の、私が述べただいまの意見に対し、具体的な御所見があれば、お承りいたしまして、質疑を打ち切りたいと存じます。御所見いかがでありますか。

○國務大臣(小林武治君) 私は、ただいまのお話を拝聴いたしまして、ごもつともなどころと、かように考へ、今後におきましても誠意をもつてひとつ善処をいたしたいと思います。

なお、いまお述べになりました一つの計画につきましては、そういう意見はあるが、計画がいまない、こういうことだけ申し上げておきます。

○委員長(西村尚治君) 吉田入国管理局長。

○政府委員(吉田健三君) 去る十一月十日の当委員会における矢山議員の御質問のうち、調査のため保留していた点につきまして、お答え申し上げます。

昭和四十年十月二日、またはその前後に、御指摘のような通達や指示を法務省から出したことはございませんでした。

○矢山有作君 法務省から出したことはないということですが、それでは全国の都道府県の中で、私が指摘したように、変更登録申請書は受理し、あるいは受けつけてはならない、特別の事情の場合でもお預かりということにして、こういうような指導を市町村に対ししてやっているところはありませんか。

○政府委員(吉田健三君) 私のほうに、正式にそのようなこともあつたという報告はまつておりません。ただ、うわざとしましては、ある県でそういうことを行なつたというところがあるや聞いてはおります。

○矢山有作君 これは在日朝鮮人の人権にとつてはきわめて重要な問題ですね。それが登録申請書が出ても受理はするな、受け付けるな、こういうような指導が都道府県から市町村に対してやられておるという現実をこらんになつて、ただそういううわざを聞いただけだということでお済ましたになりましたか。何らかそういう話を聞いたときに、そこまでいくことに対して何らかの措置をとられましたか。

○政府委員(吉田健三君) 現在、全国の府県におきまして、その市町村におきまして受理いたしておりますので、私のほうは特にだいぶ以前のうわざでございますので、現時点においてはこれが是正されておりますから、特に措置にとつております。

○矢山有作君 局長とばけちやいかぬ。その当时耳にされたというふうに私はいまのあなたの答弁を聞いたわけですよ。だから、その当時耳にされたんなら、それに対して何らかの措置をとつたかというのです。その当時は全然耳にしなかつた、しかし最近耳にしたというたら、いまのあなたの答弁はやむを得ないと思ひます。どうなんですか。

○政府委員(吉田健三君) 私のことばが足りりませんでしたので、調べまして、その段階において私はかつたかもしぬれませんが、先生から御指摘がありましたので、初めて承知したようなわけでござります。

○矢山有作君 では、時間の関係ありますから、

あまり長いことはやりませんが、こういう通達はやつておるんですね。これは一九六五年ですから四十年ですね。昭和四十年の十月一日に出しております、各市町村に對して。そしてこれは当月十一日の福島県議会で非常に問題になつてゐる問題なんです。私はおそらく法務省が、福島県議会で非常に問題になつて取り上げられたものを、その当時知らなかつたというのにおかしいと思うのです。法務省ともあらうものが知らなかつたとおっしゃるならやむを得ません。中身を簡単に申し上げますと、こういうふうになつています。

「朝鮮（韓国）人にかかる国籍欄の書換えについての情報及び連絡」、「本信は取扱要厳重注意」、「関係者以外には厳密、統報に注意、事務連絡、昭和四十年十月二日、各市町村外國人登録事務主管課長殿、各縣事務所総務課長殿」と、こうなつてある。これはおそらく昭和三十八年に出された「朝鮮（韓国）人にかかる国籍欄の書換えについて」という通達等をもとにされてやつたと思うのですが、この中で「窓口での交渉における応答の例」として、（問1）、それに対する（回答）、（問2）、それに対する（回答）、こういう形で出ております。その中の私が問題にしているところ、その部分だけに限つて言いますと、「（問4）『それでは一応変更登録申請書を受け付けて本省に取りついでくれ』。こういうふうに言われたらどうしますか」と、こういう問い合わせをして、「〔回答〕『韓国』から『朝鮮』への変更登録申請書については、法務省から指示がない限り、これを『受理』し、あるいは『受け付け』ることはいづきできない。もつとも法務省からの通知によれば、特別の事情を『お預り』して県経由のうえ法務省に対し、その取扱いについて伺ひをたてる途が開かれているが、ただし、この「特別の事情」とは、たとえば市町村側の事務上の手違ひ等の理由により、本人が知らないうちに、「朝鮮」から「韓国」に書き換えられていたというような場合等であり、單に「韓国」ではないのだから「朝鮮」にしたいというような程度で

は、たとえ法務省に伺つても、認められるることはない故、ムダだと思う。」、そうして「注意」として「本問のような場合には絶対に国籍の変更についての変更登録申請書を「受理」あるいは「受け付ける」ということはいつてはならない。何も資料がなくては法務省に伺いをたてる訳にもいかないからあくまでも便宜「お預り」するというようになります。他のいろいろあります。

こういうような指導が都道府県知事の手において事務を実際に扱つておる市町村段階になされて

おるということは、これは重大な私は問題だと思

う。しかも、私はもう一つ申し上げたいのは、こ

の登録の変更訂正というの、御承知のように、こ

の外国人登録法の第九条の一項あるいは第十条の二

によつて行なわれてゐるわけでありましょう。そ

うすれば、これが国籍の登録の変更なり訂正の手

続なんですから、これにて従つていまの在日朝鮮人

の国籍書きかえをやらしておるといふことになれば、あなた方がいかに強弁されようと、この外国

人登録法といふ法律に従つてやつておるわけです

から、それは朝鮮を国籍としてみなしておること

になるはずであります。理屈を何とつけになつ

ても、そななるはずで、法理論的に言うなら

ば、なぜかといふと、くどいようですが、こ

の外国人登録法といふ法律に従つてやつておるわ

けでしよう。この外国人登録法といふのは、国籍

の登録変更訂正について第九条なり第十条の二

で規定しておるわけですから、これによつてやる

といふ以上は、これは朝鮮を国籍として扱つてな

くといふことになると、これはおかしな話になり

ます、法的にいえば、いま言つたよ

うな指導が都道府県知事から市町村になされ、あ

るいはそのもととなるような通達が法務省から

現地の実情を調査し、もつて疑惑を解消していく

のが今後の課題であると存じます。

したがいまして、私どもは、以上述べた趣旨か

ら、新しい刑務所をつくられることについてまことに遺憾千万に存じます。したがい

まして、当委員会といたしましては、厳正公平に

御協議いたしましたとおり、國家公務員関係八

件、恩給、共済関係百七件、その他一件、計百十

六件は議院の会議に付し、内閣に送付するを要す

るものとし、靖国神社国家管理の立法化反対に關する請願外八十六件は保留するものと決定するこ

とに御異議ございませんか。

そのこと自体は異論を唱えるものではございませんが、それを取り巻く諸条件、背景その他のただ

○足鹿覺君　ただいまの法務大臣並びに当局との質疑応答を見られますように、私どもは本案に対する真摯な検討を続けてまいりました。拘置所に収容されておられます方々が、新しい敷地とは言いながら、適当な縁の濃い地に、新しい建築物に収容され、社会人としてりっぱに復帰される、そのことそれ自体は反対ではありません。しかししながら、ただいまの質疑応答を見ると、これまで規定しておるわけですから、これによつてやる

ことのないように、これはおかしな話になります。

○委員長（西村尚治君）　御異議ありませんか。

御一任願いたいと存じますが、御異議あります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西村尚治君）　多數と認めます。よつて本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと認めます。

○審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西村尚治君）　御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議あります。

〔賛成者挙手〕

○委員長（西

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(西村尚治君) 次に、継続調査要求についておはかりいたします。
国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに國の防衛に関する調査は、閉会中も継続して調査を行ないたいと存じますが、このように決することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
継続調査要求書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(西村尚治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
本日はこれにて散会いたします。

午後八時四十五分散会

〔参照〕

内閣委員会付託請願中採択一覧(一一六件)

國家公務員關係

第一号 滋賀県の寒冷級地是正に関する請願ほか七件

恩給・共済關係

第五号 旧軍人等に対する恩給待遇の改善等に関する請願ほか一〇六件

その他

第四三四号 同和対策に関する抜本的措置に関する請願